

I 防災共通編

目次

I 防災共通編

第1部 総則

第1章 計画の方針.....	1
第1節 計画の目的.....	1
第2節 計画の性格.....	1
第3節 計画の構成.....	2
第4節 計画の基本的な考え方.....	2
第5節 計画の推進.....	3
第6節 計画の修正概要（令和5年度修正）.....	4
第2章 区の概況.....	19
第1節 地勢と気候.....	19
第2節 民勢.....	19
第3節 人口、都市整備状況等.....	20
第4節 地震に関する地域危険度.....	24
第5節 火災等に関する調査研究.....	25
第3章 被害想定.....	29
第1節 計画修正の指標とする被害想定.....	29
第2節 被害想定的前提.....	30
第3節 想定結果の概要.....	32
第4節 複合災害への対応.....	45
第5節 南海トラフ地震への対応.....	47
第4章 減災目標.....	49
第1節 減災目標の設定.....	49
第2節 対策の視点.....	50
第5章 計画の全体像.....	53

第2部 責務と体制

第1章 基本的責務と役割.....	57
第1節 区・区民・事業者の責務.....	57
第2節 練馬区防災会議.....	59
第3節 区・防災機関の役割.....	60
第2章 災害対策体制.....	64
第1節 災害対策体制の概要.....	64

第2節	緊急初動体制	68
第3節	練馬区災害対策本部体制	70
第4節	現地対策本部体制	84
第5節	業務継続計画（BCP）	86
第6節	職員への防災教育・研修および訓練	90
第3章	広域的な視点からの応急対応力の強化	92
第1節	受援体制	92
第2節	ボランティアの受入体制	102
第3節	区立施設等の災害時利用計画	109
第4節	応援体制	112
第5節	災害救助法の適用	115
第6節	激甚災害の指定	128

第3部 基本的な対策

第1章	地域防災力の向上	131
第1節	地域防災力の向上計画	132
第2節	防災教育	136
第3節	防災訓練	143
第4節	消火・人命救助・救急活動	149
第5節	火災対策	154
第6節	在宅避難対策	156
第7節	中高層マンション防災対策	157
第2章	災害に強い安全・安心なまちづくり	158
第1節	防災都市づくり計画	159
第2節	住宅および建築物の耐震計画	171
第3節	施設構造物等の災害予防計画	176
第4節	放射性物質対策	189
第5節	消防活動計画	190
第3章	分野横断的な対策	196
第1節	多様な視点による災害対策の推進	197
第2節	外国人支援対策	200
第3節	防犯・防火体制	202
第4節	防災DXの推進	204

I 防災共通編

第1部 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、練馬区防災会議が作成する計画です。

この計画では、区・東京都（警視庁・東京消防庁等を含む。）・自衛隊・指定公共機関・指定地方公共機関等の防災機関が、各々が持つ全機能を有効に発揮して、練馬区の地域に係わる災害予防、災害応急対策、災害復旧、災害復興を行って、練馬区の地域ならびに住民の生命・身体および財産を災害から守るための事項を定めます。

同時に、この計画は、災害対策条例で定められた、区の災害対策の基本的理念や施策目標を実現しようとするものです。

第2節 計画の性格

この計画は、練馬区の地域に関する災害対策についての総合的かつ基本的な性格を持つものです。練馬区の地域に係わる防災に関し、区の処理すべき事務を中心に、東京都および各防災機関等が練馬区の地域に関して処理する事務を含んだ計画です。あわせて、区・東京都および各防災機関等の責任を明確にするとともに、事務の一貫性を図る総合的な計画です。

また、国の中央防災会議が作成する防災基本計画に基づくものとし、指定行政機関または指定公共機関が作成する防災業務計画、東京都地域防災計画等に矛盾しないものとし、阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震等、近年の災害から得た教訓、社会経済情勢の変化を取り入れたものとしています。

第3節 計画の構成

この計画は、「防災共通編」「防災本編」「風水害等編」「東海地震事前対策編」「資料編」の5編から成り立っています。

I 防災共通編	○計画の方針、被害想定、減災目標、計画の全体像、責務と役割、基本的な対策等
II 防災本編	○地震・火災に関する施策ごとの災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の具体的な対策
III 風水害等編	○風水害、土砂災害とその他災害についての対策
IV 東海地震事前対策編	○東海地震に対する「警戒宣言に伴う対応措置」に伴う対策
V 資料編	○協定・協力等、参考資料

第4節 計画の基本的な考え方

この計画における災害対策は、第4章に掲げる減災目標を達成するために講じるもので、次の基本的な考え方に基づき実施します。

- 区、防災機関、区民防災組織、事業者、区民が連携を図ることにより、「自助」「共助」「公助」による災害対応力を向上させる。
- 区や防災機関は、それぞれが果たすべき役割を的確に実施していくために、対策内容と役割分担を明確化し、相互に密接な連携を図る。
- 災害予防段階では、ハード・ソフトを組み合わせた一体的な災害対策を実施する。また、各対策は大規模災害から得た知見や教訓を踏まえ、不断に見直しを行う。
- 災害応急段階では、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。収集した情報については、個人情報保護法等に基づき、適切な取り扱いを行う。また、高齢者、妊産婦、乳幼児、その他の要配慮者の多様なニーズに適切に対応する。
- 災害復旧・復興段階では、速やかに都市機能を復旧し、被災者に対して適切な支援を行う。

第5節 計画の推進

区および防災関係機関は、効果的・効率的な防災施策が実施されるよう連携を図り、マネジメントサイクルに則った効果的な災害対策を推進します。

第1款 計画の習熟・推進

区および防災関係機関は、それぞれの責務が十分に果たされるよう、平素から調査研究を行い、実動または図上訓練、その他の方法によって、計画の習熟に努めます。

また、この計画に定める対策を円滑に実施できるように、災害対策マニュアル等の具体化を図ります。

第2款 計画の点検・修正

練馬区防災会議が毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正します（災対法第42条）。

区および防災関係機関は、自己の所掌事項について毎年検討を加えます。計画の修正に際しては、区民意見反映（パブリックコメント）制度や練馬区防災懇談会等での意見を踏まえます。

災害対策マニュアル等については、この計画の修正に伴う見直しに留まらず、法改正や実災害での経験等を踏まえ適宜修正します。

第6節 計画の修正概要（令和5年度修正）

東京都防災会議は、令和4年5月、科学的知見に基づき起こりうる被害像をより具体的に明らかにし、その被害を低減させるため、「首都直下地震等による東京の被害想定」（以下「都の被害想定」という。）を10年ぶりに更新し、公表しました。また、被害想定で明らかになった震災リスクから都民の命とくらしを確実に守るため、令和5年5月、「東京都地域防災計画（震災編）」を修正しました。

練馬区地域防災計画は、東京都防災会議が区市町村別に作成している被害想定を計画修正の指標としています。被害想定で示された防災・減災対策上の課題への対応や、法改正、東京都地域防災計画 震災編（令和5年修正）、また、令和6年能登半島地震の被害から見える状況を踏まえるとともに、「2030年度（令和12年度）までに、国や都が目標とする『首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減』を目指します。」とする減災目標を定め、練馬区地域防災計画を修正しました。

第1款 被害想定で示された防災・減災対策上の課題への対応

区が前回平成25年3月に減災目標を設定してから、10年余りが経過しました。その間、建築物の耐震化・不燃化が進み、中高層マンションが増加するなど、市街化が進展しています。また、高齢化や単身世帯の増加によって、区内の人口構造は、大きく変化しました。

一方で、都の被害想定において、区内では、延焼火災等によって建物焼失棟数約11,000棟、死者数314人、避難者数最大約13万人などの被害が想定されています。

地域ごとに異なる災害リスクに応じた「攻めの防災」を進め、地震・火災や水害による被害を軽減し、「災害に強く、逃げないですむまち」の整備を推進します。

なお、令和6年度からの5年間の重点的な取組については、グランドデザイン構想の実現に向けた新たな総合計画である「第3次みどりの風吹くまちビジョン」（地方版総合戦略）に位置付けます。

1 「攻めの防災」を更に加速化

〔I 防災共通編 第3部第2章 災害に強い安全・安心なまちづくり〕

〔I 防災共通編 第3部第1章第5節 火災対策〕

現状と課題

区内には、老朽木造住宅が密集し、狭あいな道路が多く、地震発生時に建物倒壊や延焼の危険性が高い地域が存在します。都の被害想定では、区内の建物倒壊等の想定棟数は減少した一方、消火困難な火災が28件発生し、約11,000棟が焼失する想定が示されています。令和6年能登半島地震では、木造住宅密集地域での大火災や、木造家屋の多数倒壊、道路陥没等による交通インフラの遮断、避難所への物資輸送の停滞などが発生しました。

区ではこれまで、地震発生時に建物倒壊や延焼の危険性が高い地域を対象に、密集住宅市街地整備促進事業の実施や区独自の防災まちづくり推進地区を指定するなど、建築物の耐震化・不燃化、避難や消火・救援活動に必要な道路の整備など「攻めの防災」を積極的に展開してきました。これまでの取組を一層加速させる必要があります。

対策の方向性

(1) 木造住宅密集地域での火災延焼の防止

密集事業実施地区内での道路整備や建築物の不燃化を着実に進めます。また、防災まちづくり事業実施地区（密集事業実施地区・防災まちづくり推進地区）の木造住宅や避難行動要支援者へ感震ブレイカーの無償貸与を開始します。区立施設やコンビニなどの街頭に消火用スタンドパイプを新設します。

【重点事業】

①木造住宅密集地域における道路・公園の整備と不燃化の着実な推進

老朽木造住宅が密集する地域の改善を、密集住宅市街地整備促進事業（密集事業）等により進めます。

貫井・富士見台地区は、地区計画の策定、新たな防火規制（新防火規制）^{*1}区域の指定などに向けて取り組むとともに、道路拡幅等を進めます。

桜台東部地区は、地区計画の策定、新防火規制区域の指定などに向けた取組を進めるとともに、道路整備に向けた取組等を進めます。

両地区において地域の主要な避難路を選定し、沿道の危険なブロック塀等の撤去や狭あい道路の拡幅を促進する改善事業を

重点的に進めます。

- ※1 地域の防火性を高めることを目的に、東京都建築安全条例に基づき建物を建てる際に一定の防火構造以上とする新たな防火規制の手法です。

②防災まちづくり推進地区における改善事業

密集住宅市街地整備促進事業を実施する2地区に次いで危険性が懸念される3地区（田柄、富士見台駅南側、下石神井）を区独自に「防災まちづくり推進地区」として位置づけ、老朽木造住宅の建替え、狭あい道路の拡幅、危険なブロック塀等の撤去などを促進する改善事業を集中的に進めていきます。

地区の指定期間を令和2年4月から令和7年3月までの5年間としていましたが、コロナ禍により、地域住民に対する周知・啓発が十分に行えない時期があったことから、指定期間を3年間延長し、令和10年3月までとします。

③出火防止対策の強化

地震発生時に建物倒壊や延焼の危険性が高い、防災まちづくり事業実施地区の木造住宅世帯や、特に配慮が必要な避難行動要支援者を対象に、リーフレットの発行、イベントでの啓発や訓練を通じて、地震、火災対策の周知啓発を行います。

さらに、感震ブレーカーの無償貸与および取付支援を実施します。

④地域の初期消火力の強化

- ・地震発生時に建物倒壊や延焼の危険性が高い地区から優先的に、区立施設やコンビニなどの街頭に、消火用スタンドパイプを設置します。
- ・多くの区民が初期消火を体験できるよう、地域で初期消火訓練を展開します。
- ・区民防災組織へスタンドパイプを配備し、訓練を促進します。
- ・ねりま防災カレッジ事業において、初期消火に特化した講習会を開始します。

(2) 建築物の倒壊対策

防災まちづくり事業実施地区での旧耐震住宅への助成を拡充します。また、新耐震基準の住宅のうち、いわゆる2000年基準^{※2}を満たさない木造住宅の耐震化を促進します。

【重点事業】

建築物の耐震化を促進することにより、災害に強い安全なまちとし、震災から区民の生命および財産を守ります。

密集住宅市街地整備促進事業実施地区や防災まちづくり推進地

区においては、旧耐震基準の住宅の耐震化を更に加速します。また、新耐震基準の住宅のうち、いわゆる2000年基準を満たさない木造住宅の耐震化を促進します。

※2 建築基準法の改正により平成12年（2000年）6月1日に導入された耐震基準のうち、木造建築物を対象にしたもの。平成28年熊本地震では、新耐震基準であっても2000年基準を満たさない木造住宅で被害が発生しました。

(3) 避難・物資輸送経路の確保

防災まちづくり事業実施地区内の危険なブロック塀等を撤去するための補助率を拡充します。また、一般緊急輸送道路沿道での耐震化を加速するため、工事助成を拡充します。

【重点事業】

①危険なブロック塀等の撤去促進

震災時におけるブロック塀等の倒壊による人的被害を防止し、安全で災害に強いまちを実現するため、危険なブロック塀等の撤去に取り組みます。所有者への戸別訪問や撤去に要する費用の一部を助成し、促進します。

防災まちづくり事業実施地区（密集住宅市街地整備促進事業実施地区、防災まちづくり推進地区）については、特に撤去を促進するため、助成制度を拡充します。

②輸送道路沿道建築物の耐震化

一般緊急輸送道路沿道建築物の工事助成を拡充するとともに、地域輸送道路^{※3}沿道建築物の耐震化について検討していきます。

※3 緊急輸送道路から避難拠点や災害時医療関係施設などを結ぶ道路。

(4) 避難所の備蓄物資の充実

これまで進めてきた備蓄物資の拡充を更に進めるとともに、十分な物資を確保するため防災備蓄倉庫を2カ所増設します。

【重点事業】

都の被害想定を踏まえ、食料等の備蓄物資や資機材を引き続き充実します。あわせて、携帯トイレの増量、アレルギー対応食の充実や、防災井戸用ろ過器の導入などを進めます。

また、備蓄倉庫のない地域を解消するために、新たな倉庫を整備します。

2 中高層マンション防災対策

〔I 防災共通編 第3部第1章第7節 中高層マンション防災対策〕

現状と課題

区内の中高層住宅の居住者の割合は、平成22年の42.5%から令和2年45.0%（国勢調査）と増加傾向にあります。

エレベーターの停止や配管設備の破損等の被害など、中高層住宅特有の防災課題への対策を進めていく必要があります。

対策の方向性

【重点事業】

居住者の自助・共助意識を向上させ、在宅避難が可能となるよう、「中高層住宅の防災対策ガイドブック」を全面改訂し、中高層マンションを対象に全戸配布します。防災会の組織化や防災マニュアルの作成などのマンション防災会の活動支援を行います。さらに、応急給水栓やマンホールトイレの整備費用を補助します。

3 水害対策

〔Ⅲ風水害等編 第1章第1節第1款 豪雨対策〕

現状と課題

近年、全国的に記録的な豪雨が毎年のように発生しています。区は、ハード、ソフトの両面にわたって計画的に、着実に水害対策を進めており、公園など公共施設への雨水貯留浸透施設の設置や、民間施設への設置助成などの流域対策の強化に取り組んできました。

気候変動による豪雨の頻発化・激甚化を踏まえ、更なる治水対策を進めていく必要があります。

対策の方向性

降雨による浸水被害を防止するため、河川および下水道の早期整備を東京都に要請するとともに、公共・民間施設への雨水貯留浸透施設の設置による流域対策を進めます。

東京都は、気候変動の影響を踏まえた新たな豪雨対策について検討を進めており、その結果を踏まえて「練馬区総合治水計画」を見直します。

【重点事業】

(1) 水害への対策

- ①降雨による浸水被害を防止するため、練馬区総合治水計画に基づき、東京都に対し、河川・下水道の早期整備を要請します。
- ②練馬区総合治水計画に基づき、令和19年度末の流域対策目標72.5万 m^3 の達成に向け、公共・民間施設への雨水流出抑制施設設置による流域対策を進めます。
- ③都が検討している気候変動を踏まえた新たな豪雨対策について、その検討結果を踏まえて練馬区総合治水対策の見直しを行います。

4 避難行動要支援者対策

〔Ⅱ防災本編 第5章第2節 避難行動要支援者対策〕

現状と課題

都の被害想定では、要配慮者の死者数は241人（死者の76.8%）に上り、発災後の速やかな対応として、避難行動要支援者の安否確認と、在宅避難が困難な要支援者の避難支援が必要になります。

現在、避難行動要支援者は約3万2千人で、高齢化の進展に伴い、今後も増えていくことが予想されます。要介護高齢者や障害者など自力で避難することが困難な方が災害時に円滑に避難できるよう、実効性の高い安否確認や避難支援の体制を構築するとともに、避難所の受け入れ体制を強化していく必要があります。

対策の方向性

避難行動要支援者が「どこへ」「だれと」避難するかを明確にする個別避難計画の作成を進めるとともに、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用した、より実効性の高い訓練を実施します。また、要介護高齢者や障害者など配慮を要する方の福祉避難所への直接避難を検討します。

【重点事業】

(1) 避難行動要支援者対策の推進

①避難行動要支援者の安否確認体制の強化と個別避難計画の作成

災害時に自力で避難することが困難な方（約32,000人）を登録する「避難行動要支援者名簿」の情報を更新するとともに、災害時の避難支援の実効性を高めるため、本人の同意を得た上で、「どこへ」「だれと」避難するかを明確にする個別避難計画を作成します。作成に当たっては、避難行動要支援者のみ世帯（約5,000人）から優先的に進めます。あわせて、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を活用した、より実効性の高い訓練を実施します。

②福祉避難所への直接避難の検討

要介護高齢者や障害者など配慮を要する方の福祉避難所への直接避難を検討します。

③避難行動要支援者の自宅の地震・火災対策支援

避難行動要支援者に対し、パンフレット等を活用し、感震ブレイカーの設置や家具転倒防止対策など地震・火災対策の周知・啓発を行います。

避難行動要支援者のみ世帯（約5,000人）を対象に、感震ブレイカーの無償貸与および取付支援、家具転倒防止器具等の設置支

援を実施し、出火防止と室内の安全対策に重点的に取り組みます。

5 区民の行動変容につながる周知・啓発対策

〔I 防災共通編 第3部第1章第2節第2款 区民に対する防災教育〕

現状と課題

区民意識意向調査では、「室内の安全対策を特にしていない」がおよそ3割、「飲料水・食料の備蓄が3日分未満」が5割半ば、「携帯トイレを備蓄していない」が5割強など、区民一人ひとりの対策は、まだ十分とは言えません。

引き続き、災害の被害を最小限に抑えるために、区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、区民の行動変容につながる周知・啓発に取り組む必要があります。

対策の方向性

在宅避難への備えなど、具体的な行動につながる契機となるよう、「防災の手引」を全面改訂し、全戸配布します。地域の災害リスクや防災情報をまとめた地域別防災マップを、水害リスクの高い未作成地区で地域住民と協働で作成します。

【重点事業】

(1) 区民の行動変容につながる周知・啓発

区民の具体的な行動変容につながるよう、戦略的な周知・啓発活動を展開します。事業展開にあたっては、民間事業者のノウハウ等を活用していきます。

主要な刊行物の改訂や、区ホームページ内の防災、防犯・防火コンテンツの改訂、訓練・講座等の積極的な動画配信を行います。「防災の手引」は改訂後、全戸配布します。

(2) 地域別防災マップの作成・訓練の実施

地域の災害リスクや防災情報をまとめた地域別防災マップについて、水害リスクの高い地区から地域住民と協働で作成します。マップを活用した訓練を実施し、地域の防災力を強化します。

水害リスクの高い地区（対象14地区）のうち、未作成の4地区について個別に働きかけ、マップ作成を着実に進めます。

(3) ねりま防災カレッジ事業の充実

区民の防災意識の向上と地域の防災リーダーを育成するため、ねりま防災カレッジで講座や講習会を実施します。時間や場所にとらわれず、防災を学ぶことができるよう、防災学習コンテンツを作成・配信します。

今後、震災時の火災リスクに対応するため、初期消火に特化した講習会を開始し、地域の防災リーダーをさらに増やします。

(4) 区民防災組織等の取組支援

区内の各地域で活動している区民防災組織に対し、訓練計画段階から様々な相談に応じるなど積極的な支援を行い、地域の防災力を強化します。

第2款 法改正等への対応

1 法改正への対応

令和3年5月の災対法の一部改正では、災害時における円滑かつ迅速な避難を確保するため、①避難勧告・避難指示の一本化、②個別避難計画の作成、③広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の改正が行われました。また、救助法の一部改正では、国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施できることになったため、これらの内容を反映しました。

【主な内容】

①避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。

【Ⅲ風水害等編 第2章第3節 避難情報の発令等】

②避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、区市町村に作成を努力義務化。

【Ⅱ防災本編 第5章第2節第3款 個別避難計画】

③区市町村長が居住者等を安全な他の区市町村に避難（広域避難）させるに当たって、必要となる区市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。

【Ⅱ防災本編 第5章第3節第5款 他自治体への広域避難】

令和5年5月の災対法施行令等の一部改正では、災害応急対策を実施することとされている指定行政機関等の車両については、災害発生時等の前においても災対法施行令に基づく確認を行うことができるようになったため、変更を反映しました。

【Ⅱ防災本編 第3章第1節第1款 緊急通行車両の事前届出】

2 水防法に基づく指定河川の変更

東京都は、①令和5年2月に石神井川を洪水予報河川に、②令和5年4月に白子川を水位周知河川にそれぞれ指定しました。①は東京都と気象庁が合同で、②は東京都が、氾濫危険情報を発表します。

これらの指定河川の変更を踏まえ、洪水予報・水位周知の発表基準水位や、氾濫危険情報等の伝達系統の変更等を反映しました。

【Ⅲ風水害等編 第1章第1節 風水害予防対策 ほか】

3 東京都地域防災計画（震災編）修正を踏まえた対応

令和5年5月の東京都地域防災計画（震災編）修正では、過去10年間の取組や社会環境の変化等を踏まえた課題を踏まえた分野横断的な視点

に基づく対策等を盛り込みました。

これを踏まえ、この計画においても、新たな対策の視点として「分野横断的な対策の視点」を設定し、取組を位置付けました。

【主な内容】

①女性や要配慮者など多様な視点の防災対策への反映

〔I 防災共通編 第3部第3章第1節 多様な視点による災害対策の推進〕

②防災対策の実効性を高め、加速化するツールとして「防災DX」を積極的に推進

〔I 防災共通編 第3部第3章第4節 防災DXの推進〕

③同種あるいは異種の災害が同時又は時間差を持って発生する、複合災害への対応

〔I 防災共通編 第1部第3章第4節 複合災害への対応〕

第3款 防災・減災対策の具体化

1 食料、飲料水、毛布の備蓄

〔II 防災本編 第4章第1節第2款 備蓄計画〕

都の被害想定では、避難者数のうち避難所避難者数は、発災1日後が85%、発災4日～1週間後が67%、発災1か月後が30%になるものとして避難所避難率を試算しています。また、在宅避難者を想定した食料需要を、避難所避難人口の1.2倍、飲料水需要を断水人口、毛布を避難所避難人口と試算しています。

そのため、食料の備蓄量は、発災1日後の避難所避難者数の1.2倍に相当する食料需要量（1人1日3食）を、飲料水需要量（1人1日3L）も食料需要量と同数を、毛布需要量については避難所避難者数を備蓄することとします。

また、備蓄倉庫のない地域を解消するために、新たな倉庫を整備します。

2 災害時における飲料水の確保

〔II 防災本編 第4章第3節第1款 飲料水の確保〕

避難所周辺の断水を想定し、避難拠点に飲料水が届くまでの間の対応について、応急給水計画の具体化を図りました。

3 災害時におけるトイレ環境の確保

〔II 防災本編 第6章第8節第4款 災害用トイレ対策〕

避難所における給排水設備等の被害を想定し、避難拠点における応急点検・修理を行うまでの間の対応について、避難拠点におけるトイレ利

用計画の具体化を図りました。あわせて、避難拠点等で使用する災害用携帯トイレの備蓄を充実します。

また、家庭内における災害用簡易トイレの処分方法の具体化を図りました。

4 災害時における資器材用燃料の確保

〔Ⅱ防災本編 第5章第3節第1款 避難拠点〕

避難拠点における資器材用燃料の不足を想定し、協定団体や協定自治体等から資器材用燃料を確保するまでの間の対応について、燃料が不要な避難拠点から不足している避難拠点に再分配することとしました。

5 情報伝達手段の整理

〔Ⅱ防災本編 第1章第1節第4款 防災機関相互の情報伝達〕

区内部や防災関係機関との情報伝達について、有線通信設備、インターネット環境、無線通信設備等の手段を整理しました。また、情報共有・集約の手段として、災害情報システムを活用することとしました。

第4款 令和6年能登半島地震を踏まえた対応

1 能登半島地震を踏まえた防災・減災対策の見直し

令和6(2024)年1月1日16時10分に、石川県能登地方(輪島の東北東30km付近)を震源とするマグニチュード7.6と推定される「令和6年能登半島地震」(以下「能登半島地震」という。)が発生しました。この地震により、石川県の志賀町、輪島市で震度7を観測し、七尾市、珠洲市、穴水町では震度6強を観測したほか、北海道から九州地方にかけて震度6強～1を観測しました。

石川県が発表した「被害等の状況について(第83報)【2024年2月8日14時00分現在】」によると、人的被害は、死者241人(うち災害関連死15人)、行方不明者確認中、安否不明者15人、負傷者1,182人、住宅被害は58,855棟(うち床上浸水6棟、床下浸水5棟)の甚大な被害をもたらしました。また、水道・電気・ガス・通信などのライフラインや道路・鉄道などの交通インフラも甚大な被害を受けました。

能登半島地震の被害の全容は、未だ明らかになっていないこと、また、この先、復旧・復興期における防災・減災対策上の課題も顕在化してくることから、現時点では、今後区が行う防災・減災対策を網羅的に検証することはできません。

一方で、地震による被害は、地勢や気候、人口構造、都市整備の状況などが、練馬区とは大きく異なるものの、区が行う防災・減災対策と共

通する事項もあります。

現段階における、能登半島地震の教訓を踏まえた、区の防災・減災対策の見直しは以下のとおりです。

(1) 災害対応力の強化

能登半島地震では、一部団体が応急対策職員派遣制度の支援とは別に、各団体の個別判断による独自支援を実施されたことから、全国市長会は、被災自治体に一層の混乱が生じないように、早々に注意喚起を行う事態となりました。

区は、国の制度や仕組みに則って職員派遣を行うこととしています。支援に際しては、刻一刻変化する被災者と被災自治体のニーズに応える息の長い支援を行います。

また、長野県上田市、群馬県前橋市などとの個別自治体連携と、都との連携による対口支援の受入れを見据えた、受援態勢を構築します。

(2) 災害に強い安全・安心なまちづくり

能登半島地震では、建築物の倒壊対策、木造住宅密集地域での火災対策、避難経路や緊急輸送経路など道路の確保などが改めて課題として浮き彫りとなりました。

区では、これらの対策を含めて、ハード・ソフトの両面から「攻めの防災」を進めてきましたが、更に強化、加速させます。

密集住宅市街地整備促進事業と防災まちづくり推進地区の取組を加速します。道路は、発災時の延焼火災の防止、避難、救援活動、物資輸送のために必要不可欠です。桜台東部地区では防災道路三路線の整備、貫井・富士見台地区では四商通りと主要生活道路一号線等の用地取得を進めます。一般緊急輸送道路沿線での耐震化助成を拡充するとともに、地域輸送道路沿道建築物の耐震化を促進するため、検討を開始します。

防災まちづくり事業実施地区内では、新防火規制区域の指定や地区計画の策定を進めるとともに、建築物の倒壊対策を強化するため、耐震化助成を拡充します。加えて区全域で、いわゆる2000年新耐震基準を満たさない住宅の耐震化を促進するため、助成制度を創設します。

初期消火体制を強化します。消火用スタンドパイプを地区内の区立施設やコンビニなどに優先的に設置し、実戦的な訓練を重ねていきます。地区内の木造住宅をはじめ、避難行動要支援者の住まいを対象に、感震ブレーカーの無償貸与、取付支援を行います。

(3) 避難所機能の強化

避難所における生活水の確保やトイレの確保は、大規模災害が発

生ずる度に課題とされてきました。能登半島地震でも、同様のことが顕在化しています。

区は、避難所機能を更に強化するため、携帯トイレ、アレルギー対応食のほか、口腔ケア用品やボディシート等の衛生用品など生活必需品の備蓄を充実します。新たに備蓄倉庫を二か所整備するとともに、トラック協会との訓練を重ね、配送体制の実効性を高めます。

(4) 情報伝達・広報の強化

①情報伝達

能登半島地震では、停電や伝送路の故障、通信事業者の設備障害などが発生しました。このことを受け、都は、基地局の損壊やアクセス集中によって通信キャリアの回線が途絶した場合でも通信環境を確保できるよう、都内区市町村へのモバイル衛星通信機器の配備を前倒しすることとしました。

区では、移動系防災行政無線の実施計画の作成の中で、能登半島地震の経験と教訓を踏まえ、MCAアドバンスへの移行を視野に入れた、次期システムの設計を行います。構築にあたっては、災害拠点病院や地域内輸送拠点などの重要拠点における、情報伝達の重層化や、モバイル衛星通信機器の有用性も踏まえた、情報通信機器の見直しの検討を行います。

被害情報の収集を円滑にするため、被害概況調査等にドローンを活用していくほか、都の被害想定で示された建物被害に対応する、住家被害認定調査の実施、り災証明書の発行が迅速にできるよう、被災者生活再建支援システムを刷新します。

②広報の強化

また、能登半島地震において、SNS上で被災者を装い救助を求めるデマが拡散され、被災者の不安を煽り、救助活動等に支障を来している、と報道されていました。

これまでも区民に向けて、災害時に区をはじめ行政からの正しい情報を入手し、冷静な行動をとるよう、「防災の手引」や「わたしの便利帳」、区報等を通じて呼びかけています。今回の地震を受け、防災意識が高まる防災の日等に、X（旧Twitter）やLINE等区公式SNSを活用した呼びかけも行います。

区民生活の早期再建に向けて、被災自治体や応援自治体が行う情報発信も参考にします。

第2章 区の概況

第1節 地勢と気候

練馬区は東京都23区の北西部に位置し、北東から南にかけては板橋区、豊島区、中野区、杉並区に接し、西から南西にかけては西東京市、武蔵野市に境をもち、北は埼玉県新座市、朝霞市、和光市に接しています。面積は48.08km²で、東西は約10km、南北は約4～7kmのほぼ長方形の形状で、東経139度33分46秒～40分52秒、北緯35度42分43秒～46分46秒に位置しています。

ほとんど高低差のないなだらかな地形で、地盤高でみると東側が低く西側へ行くにつれて高く、平均すると海拔30～50m程度の起伏の少ない台地状となっています。この台地は武蔵野台地といわれる洪積台地で、比較的新しい時代に形成された地層です。

地質は上総層群と呼ばれる比較的固い第三紀層の上に武蔵野砂礫層が7～8mの厚さで重なりその上を関東ローム層が層厚7～10mに覆っていて、一般に支持力の強い地盤上にあるといわれています。ただし、石神井川、白子川に沿う谷底低地は腐植土に覆われた軟弱な地盤が連なっています。

かつて区内には、3河川が流れていましたが、都市化の進展に伴い河川の機能を失った田柄川は、下水道幹線として暗きょ化され緑道となり、現在では湧水を主な水源とする荒川水系一級河川の石神井川と白子川の2河川を残すのみとなっています。

区の年間平均気温は16℃前後、最高気温は多少の変動を伴いながらここ20年ほどほぼ横ばいで推移しています。年間平均風速は約1.5m/秒、年間降水量は概ね1,200～1,800mmの間で推移しており、顕著な傾向は見られません。

第2節 民勢

戦前は武蔵野の面影を残す近郊農業地帯でしたが、昭和22年8月1日板橋区より分離独立した頃から東京のベッドタウンとして都市化が進み、令和5年4月現在、人口約74万人、世帯数約38万7千世帯に達しています。

区内には、高度経済成長期を経て急激に市街化が進んだため、老朽木造住宅が密集した災害に弱い地域があります。また、狭い道路が多いため、大地震等の災害時において、家屋・ビルの倒壊および二次災害として発生する火災などによる大きな被害が心配されています。

また昔、石神井川、田柄川の遊水池の役目を果たしていた沿岸農地が続々と宅地化されたことにもとない、集中豪雨等でこれらの地域で床上・床下浸水の被害を生じることがありますが、河川改修や下水道の整備を進め対応を図っています。

第3節 人口、都市整備状況等

第1款 住民基本台帳による人口と世帯

令和5年8月1日現在の住民基本台帳による人口は740,417人（うち、男358,087人・女382,330人）、世帯数は388,764世帯で、1世帯あたりの人員は1.90人です。また、人口密度は15,400人/km²です。

区内の高齢者人口比率は22.0%で、緩やかな増加傾向にあります。なお、令和5年8月1日現在の避難行動要支援者名簿登録者数は30,451人です。

「第3次みどりの風吹くまちビジョン」策定に合わせて行った将来人口推計では、令和6年1月の住民基本台帳人口を基準として、大江戸線の延伸を考慮して推計した場合、令和30年に区の人口は約78万1千人に達し、その後は減少に転じると予測されています。また、高齢者人口比率は今後とも上昇を続け、令和36年には26.8%に達すると予測されています。

第2款 昼夜間人口

令和2年の国勢調査によると、区内の夜間人口は752,608人、昼間人口は543,483人で、夜間人口と昼間人口の差は209,125人（昼夜間人口比率72.2）です。

なお、区外からの流入人口は96,343人で、流出人口は305,468人です。

第3款 建物数

令和4年版練馬区統計書によると、区内の建築物数は154,633棟、うち、木造家屋は118,811棟、非木造家屋は35,822棟です。

また、東京消防庁統計書（令和3年）によると、区内の4階以上の建物棟数は5,244棟です。

第4款 土地利用・市街地整備状況等

区の面積は48.08km²で、用途別土地利用面積率をみると、宅地が約60%、道路等が約20%、屋外利用地等や公園、農用が各5%程度ずつを占めています。

総面積	用途別土地利用面積率					
	宅地	道路等	屋外 利用地等	公園	農用	その他
48.08km ²	63.3%	18.9%	6.4%	4.4%	4.5%	1.3%

道路状況は、東西方向へは比較的整備が進んでおり、放射状の都心指向型となっていますが、南北方向の道路は少ない状況です。道路の総延長は約114万m、公道総面積は約751万m²で、道路率は15.6%です。

区では、幅員が4mに満たない狭あい道路のうち建築基準法上後退が必要な道路を拡幅整備する場合、塀等の撤去と整備費の一部を助成する「狭あい道路拡幅整備事業」を実施しています。

(令和5年4月1日現在)

区分	総数	国道	都道	自動車 専用道	区道
総延長	1,143,670m	2,522m	75,859m	4,700m	1,060,589m
総面積	7,513,949m ²	77,085m ²	1,351,209m ²	152,990m ²	5,932,665m ²

区内を流れる石神井川・白子川の2河川の区内総延長は、約18.1kmに達します。

東京都では、昭和55年までに1時間30mmの降雨に対応できる暫定改修を全延長にわたり完了しました。しかし、急激な市街化により雨水流出量が増加するとともに、雨水の河川への流達時間が早められたことにより、台風や集中豪雨時には所々で浸水・冠水等の被害が発生するという状況にあります。そのため東京都では、石神井川河川整備計画(平成28年3月改定)、新河岸川及び白子川河川整備計画(令和4年12月改定)に基づいて、1時間50mmの降雨に対応できるよう本改修を順次進めており、令和5年4月1日現在、石神井川で76%、白子川で51%が完了しています。

さらに、1時間75mmの降雨に対応できるよう、新規調節池を計画に位置付け、現在、城北中央公園調節池(I期)ならびに環状七号線地下広域調節池の整備に着手しています。

(令和5年4月1日現在)

河川名	区内延長 (A)	東京都整備 計画延長 (B)※	本改修済延長 (C)※	本改修率(C/B)
石神井川	11.6km	24.5km	18.5km	76%
白子川	6.5km	8.6km	4.4km	51%

※東京都整備計画延長、本改修済延長は、区外の延長を含む。

区内の下水道普及率は平成7年度末に概ね100%に達しています。施設の計画基準は時間50mmの降雨強度（※1）に対処できるものです。

しかし近年、下水道の整備地域内で降雨等の際に浸水被害が発生する場合があります。原因の一つとして、都市化の進展による雨水流出率の増大や突発的な気象現象等が指摘されています。東京都下水道局はこのような都市環境等の変化にも的確に対応できる下水道を目指し、施設の拡充や改良整備等に努めています。

区内で発生する下水は、近隣区の3箇所の水再生センターで処理しています。また下水道管に流入した雨水は雨水吐（※2）を通じ河川に放流しており、白子川流域および石神井川流域の一部地域では、河川流下能力（※3）を上回らないように雨水流出抑制型下水道を採用しています。

下水処理施設	所在地
新河岸水再生センター	板橋区新河岸三丁目1番1号
浮間水再生センター	北区浮間四丁目27番1号
落合水再生センター	新宿区上落合一丁目2番40号

※1 降雨強度：瞬間的な雨の強さを時間あたりに換算した雨量のこと。

※2 雨水吐：合流式下水道において雨天時に未処理下水（雨水で希釈された汚水）を越流させ公共用水域に排除するとともに、一定量の下水をポンプ場または処理場に流下させる施設のこと。

※3 河川流下能力：河川が流すことのできる洪水の規模のこと。

災害時の避難の場所や、火災の延焼防止帯として重要な役割を持つオープンスペースのうち、公園等の箇所数は702箇所、総面積は約216万㎡です。また、都立公園を除けば、面積が3千㎡以下の狭小なものが大部分です。

(令和5年4月1日現在)

種類	箇所数	面積 (㎡)
計	702	2,156,986.89
都立公園	4	1,059,015.96
区立公園	209	839,006.65
区立児童遊園	218	90,489.34
区立緑地緑道	265	151,250.94
区立市民農園	6	17,224.00

項目		面積 (ha)	比率 (%)	
	樹木地	767.38	16.0	
		草地	115.94	2.4
	植生被覆地		883.32	18.4
	農地*	生産緑地	29.45	0.6
		特定生産緑地	144.64	3.0
		その他農地	29.34	0.6
	農地*		203.43	4.2
	緑被地		1,086.75	22.6
	裸地		97.81	2.0
	水面		18.42	0.3
自然面		1,202.98	25.0	
公園裸地		42.18	0.9	
みどり率（緑被地+公園裸地+水面）		1,147.34	23.9	
区面積		4,808		

練馬区の緑被等の状況（令和3年度調査）

※ 緑被率：緑被地（樹林や草などのみどりに覆われた部分および農地）の面積が区域の面積に占める割合をいう。

※ みどり率：緑被地に加え、公園内で樹林等のみどりで覆われていない部分や、河川・湖沼などの面積が区域の面積に占める割合をいう。

第4節 地震に関する地域危険度

第1款 地震に関する地域危険度とは

東京都は、東京都震災対策条例（当時は震災予防条例）に基づき、昭和50年11月に第1回（区部）の地域危険度を公表しました。以来、市街地の変化を表す建物などの最新データや新たな知見を取り入れ、概ね5年ごとに調査を行っています。

地域危険度は、都内の町丁目の地震に対する危険性を相対的に評価するため、特定の地震を想定するのではなく、全ての町丁目直下の地盤で同じ強さの揺れが生じた場合の建物倒壊危険度、火災危険度を測定し、避難や消火・救助活動のしやすさ（困難さ）の指標である災害時活動困難係数を加味し、総合危険度を測定しています。

危険度は、町丁目ごとの危険性の度合いを5つのランクで相対的に評価しており、ランクの数値が高いほど、危険性が高いことを示します。

分類	測定方法等
建物倒壊危険度	建物の構造、建築年、階数等で分類・集計した建物量に地盤分類・建物種別ごとの建物が壊れる割合を掛け合わせるにより、地震による面積当たりの建物全壊棟数「建物倒壊危険量（棟/ha）」を算出し、その値を町丁目ごとに順位付けした相対評価により測定し、ランク付けしたもの。
火災危険度	出火の危険性と延焼の危険性を掛け合わせるにより、地震による面積当たりの建物全焼棟数「火災危険度（棟/ha）」を算出し、その値を町丁目ごとに順位付けした相対評価により測定し、ランク付けしたもの。
災害時活動困難係数	活動有効空間不足率と道路ネットワーク密度不足率を掛け合わせた数値であり、災害時の活動のしやすさを考慮するための係数。 活動有効空間不足率は、町丁目内の幅員4m以上の道路や小公園等を、それらの周囲を含めて評価し、それ以外の空間が町丁目面積に占める割合により算出。道路ネットワーク密度不足率は、町丁目内の各地点から、1km以上連続する幅員が12m以上の外郭道路につながる幅員6m以上の道路までに到達する平均所要時間により算出したもの。

分類	測定方法等
総合危険度	建物倒壊危険量（棟／ha）、火災危険量（棟／ha）の各値に、災害時活動困難係数を掛け合わせ、それを合算した値を町丁目ごとに順位付けした相対評価により測定し、ランク付けしたもの。

第2款 区内の地震に関する地域危険度

令和4年9月に公表された第9回調査における区内の各ランクの町丁目数は、下表のとおりです。いずれの危険度も、ほとんどの地区が「ランク1」から「ランク3」の中に分類され、最も危険な「ランク5」に該当する町丁目はありません。しかしながら、木造建物の建て替え等による不燃化や延焼を抑止する道路、公園の整備等の対策とともに、地域での初期消火力の強化に努めることが必要です。

分類	各ランクに位置付けられる町丁目数（割合）				
	ランク1	ランク2	ランク3	ランク4	ランク5
総合危険度	70 (34.7%)	93 (46.0%)	37 (18.3%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)
建物倒壊危険度	69 (34.2%)	132 (65.3%)	1 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
火災危険度	48 (23.8%)	81 (40.1%)	66 (32.7%)	7 (3.5%)	0 (0.0%)

〔資料編 資料30-001 参照〕

第5節 火災等に関する調査研究

第1款 地域別出火危険度測定とは

1 地域別出火危険度測定の概要

東京消防庁は、東京都震災対策条例第12条の規定に基づき、延焼、出火等の地震防災の基礎調査や実災害の被害調査を行い、被害を軽減するための各種対策を検討するとともに、火災予防審議会（都知事の諮問機関）の答申を受けて各種対策を実施しています。

地震時における火災の被害を軽減するためには、地域ごとの火災の危険性を把握し、これに応じた対策を講じる必要があります。

このうち、地域別出火危険度測定（以下「出火危険度」という。）とは、地震時に火災が発生する危険性を地域ごとに評価するものです。こ

れまで、昭和49年に特別区、昭和55年に多摩地区について第1回目の測定結果を公表して以来、人口動態や防火対象物の増減、地震時の火災発生要因や生活様態の変化を踏まえ、概ね5年に1度の間隔で実施し公表しています。

測定結果については、地震時の出火防止対策、消防水利の整備計画に活用されるほか、東京都の地域危険度測定調査の基礎データとして利用されるなど、各種震災対策資料に反映されています。

分類	測定内容
総合出火危険度	構造別出火危険度及び要因別出火危険度を総合して評価したもの。
構造別出火危険度	建築物の構造を木造と非木造に区分し、それぞれの構造で出火危険度を地域間で相対的に評価したもの。
要因別出火危険度	出火危険度を5つの要因、①火気器具、②電気関係、③化学薬品、④工業炉、⑤危険物施設、⑥その他（LPガスボンベ、高圧ガス施設）に区分し、それぞれの要因による出火危険度を地域別に相対的に評価したもの。

2 前提条件

(1) 地震動の設定

地震動は、地域差を評価するために、距離減衰の手法は用いず、地盤差の影響による揺れやすさを指標としています。

(2) 季節・時間

夏と冬、昼(11時～13時台)と夕方(17時～19時台)

(3) 対象地域

島しょ地域及び横田基地を除く東京都全域

(4) 集計単位

町丁目単位及び250mメッシュ単位

3 調査結果

〔資料編 資料30-002 参照〕

※出火危険度は冬の夕方が最も高いため、冬の夕方を中心に結果を表示しています。

第2款 地域別延焼危険度測定とは

1 地域別延焼危険度測定の概要

地域別延焼危険度測定とは、東京消防庁が、東京都震災対策条例第12条に基づき、震災時に発生した火災が燃え広がる危険性を地域ごとに評価するものです。これまで、昭和48年に特別区、昭和50年に多摩地区に

ついて第1回目の測定を実施して以来、市街化の進展や都市の不燃化などの変化に合わせて、概ね5年ごとに実施し公表しています。

測定結果については、消防水利の整備計画、震災消防計画等に活用されるほか、東京都の地域危険度測定調査の基礎データとして利用される等、各種の震災対策用資料に反映されています。

なお、地域別延焼危険度測定には、二通りの測定単位（町丁目と250mメッシュ）があります。測定単位によって結果の使用目的と意味に違いがあるため、それぞれの結果の算出方法は多少異なります。

また、震災時において、建物が倒壊して道路を閉塞することで、消防水利が使用不能となることや消防隊等の到達に影響することを消火活動の困難性として表した「震災時の消火活動困難度」について、第5回目の測定を実施しています。

分類	測定内容
地域の延焼危険度	延焼シミュレーションにより出火から6時間後の平均的な延焼面積を求め、危険度のランクとして表したものの。
建築物の焼失危険度	延焼シミュレーションにより出火から6時間後の平均的な焼失面積を求め、危険度のランクとして表したものの。
震災時の消火活動困難度	震災時における消防車両の通行不能等による消火活動の困難性を表したものの。延焼危険度、消防水利の有効性、消防隊等の到達性の3つの要素から評価したものの。

2 前提条件

(1) 測定単位

250mメッシュおよび町丁目ごとに測定を実施しています。

(2) 地震動入力による建築物全壊率の設定

地域危険度測定調査における地震動の設定と同様の方法を用いています。

(3) 測定時間

出火から6時間後の延焼面積及び焼失面積を測定しています。

(4) 気象条件

一般的に延焼しやすい条件となる冬の気象条件を想定しています。

ア 風向・・・北北西（12月から2月の東京の気象観測地点における最も頻度が多い風向）

イ 風速・・・6 m/s（12月から2月の東京の気象観測地点における平均風速の約2倍に設定）

I 防災共通編 第1部総則
第2章区の概況

ウ 湿度・・・50%（12月から2月の東京の気象観測地点における平均湿度を参考に設定）町丁目単位および250mメッシュ単位

(5) 消火活動

地域別延焼危険度測定では、消防隊や住民の消火活動を考慮せず、消火活動が行われない場合にどのくらい燃え広がるかで測定し評価しています。

3 調査結果

〔資料編 資料30-003 参照〕

第3章 被害想定

第1節 計画修正の指標とする被害想定

前回被害想定から約10年が経過するなか、住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展や高齢化や単身世帯の増加など都内人口構造の変化、南海トラフ巨大地震の発生確率の上昇など、東京を取り巻く環境が変化している点を踏まえ、東京都は改めて客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行いました。

練馬区地域防災計画では、防災・減災対策を検討していく上で、人的被害・建物被害等の定量化が可能な被害の想定については、地域の特性を詳細に分析し、区市町村別に被害を算定している都の被害想定を指標とします。

なお、今後、都の被害想定が見直された場合には、その想定に基づき、練馬区地域防災計画も修正します。また同様に、国において、最新の科学的知見に基づき検討が行われ、平成25年12月に公表した「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（以下「国の被害想定」という。）が見直された場合には、国の被害想定を計画修正の参考指標とします。

第2節 被害想定的前提

第1款 想定地震

国の被害想定は、首都直下M7クラスの19の地震モデルのうち、被害が大きく首都中枢機能への影響が大きい「都心南部直下地震」を想定地震として設定しています。

一方、都の被害想定は、首都直下地震である「都心南部直下地震」「多摩東部直下地震」(M7.3)、活断層で発生し多摩地域に大きな影響を及ぼす「立川断層帯地震」(M7.4)、内閣府により長期的な防災・減災対策の対象とする地震として考慮することが妥当とされている「大正関東地震」(M8クラス)、島しょ地域への津波や内陸部における長周期地震動の被害が発生する恐れがある「南海トラフ巨大地震」(M9クラス)の5つのモデルを想定地震として設定しています。

練馬区地域防災計画では、首都直下地震やその他の大規模地震など様々な地震タイプの発生にも対応できる最大限の災害対策に取り組む必要があります。そのため、定量化が可能な被害量については、練馬区で特に被害が大きくなる「多摩東部直下地震」の最大値とします。

また、地震による被害は、阪神・淡路大震災や東日本大震災においても明らかのように、地域によって隔たりが生じ、練馬区全域が一様でないことを前提とします。

第2款 想定シーン

都の被害想定における想定シーン(季節、時刻、気象条件の設定)は、次のとおりです。

季節・時刻・風速	想定される被害の特徴
冬・早朝5時 風速 4 m/秒 8 m/秒	<ul style="list-style-type: none">・阪神・淡路大震災(1995年)と同じ発生時間帯。・多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による圧死者が発生する危険性が高い。・オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。

季節・時刻・風速	想定される被害の特徴
冬・昼12時 風速 4 m/秒 8 m/秒	<ul style="list-style-type: none"> ・オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の破壊、看板等の落下物等による被害の危険性が高い。 ・外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。 ・住宅内滞留者数は、1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。
冬・夕18時 風速 4 m/秒 8 m/秒	<ul style="list-style-type: none"> ・火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する。 ・ビル倒壊や落下物等により被災する危険性が高い。 ・鉄道、道路はほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

第3節 想定結果の概要

都の被害想定による練馬区と23区全体の最大被害は、下表のとおりです。

区 分	練馬区		23区全体	
	被害の最大値	前提	被害の最大値	前提
面積	48.1km ²		623km ²	
震度別面積率				
5強以下	0.0%	多摩東部	0.0%	都心南部
6弱	55.7%	直下地震	38.2%	直下地震
6強	44.3%		59.7%	
7	0.0%		2.0%	
建物等被害算定の前提				
木造	119,966棟		1,161,714棟	
非木造	37,154棟		602,225棟	
建物等の被害		多摩東部		都心南部
原因別建物全壊棟数	2,493棟	直下地震 冬・夕方 風速8m/秒	77,031棟	直下地震 冬・夕方 風速8m/秒
揺れによる全壊	2,469棟		75,501棟	
液状化による全壊	24棟		1,499棟	
急傾斜地崩壊による全壊	0棟		31棟	
焼失棟数 (倒壊建物を含む)	11,004棟		109,111棟	
焼失棟数 (倒壊建物を含まない)	10,788棟		103,282棟	
出火件数	28件		533件	
原因別建物半壊棟数	9,932棟		173,223棟	
揺れによる半壊	9,767棟		164,183棟	
液状化による半壊	165棟		8,973棟	
急傾斜地崩壊による半壊	0棟		67棟	
災害廃棄物				
重量	107万t		2,888万t	

人的被害等算定の前提	-	夜間人口 752,608人 昼間人口 605,084人	-	夜間人口 9,733,276人 昼間人口 12,033,592人
人的被害				
死者	314人	多摩東部	5,722人	都心南部
ゆれ建物被害による死者	86人	直下地震	3,051人	直下地震
屋内収容物による死者	8人	冬・夕方	199人	冬・夕方
急傾斜地崩壊による死者	0人	風速8m/秒	2人	風速8m/秒
火災による死者	211人		2,288人	
ブロック塀等による死者	9人		177人	
屋外落下物による死者	0人		5人	
要配慮者死者数	241人		3,629人	
負傷者	3,792人	多摩東部	84,965人	
ゆれ建物被害による負傷者	3,193人	直下地震	63,357人	
屋内収容物による負傷者	247人	冬・早朝※ 風速8m/秒	5,562人	
急傾斜地崩壊による負傷者	0人		3人	
火災による負傷者	342人		9,552人	
ブロック塀等による負傷者	10人		6,114人	
屋外落下物による負傷者	0人		376人	
うち重傷者数	399人		12,865人	
ゆれ建物被害による負傷者	245人		6,562人	
屋内収容物による負傷者	55人		1,210人	
急傾斜地崩壊による負傷者	0人		1人	
火災による負傷者	95人		2,667人	
ブロック塀等による負傷者	4人		2,385人	
屋外落下物による負傷者	0人		40人	

I 防災共通編 第1部総則
第3章被害想定

要救助者				
自力脱出困難者	1,135人	多摩東部 直下地震 冬・早朝 風速8m/秒	32,733人	都心南部 直下地震 冬・早朝 風速8m/秒
閉じ込めにつながり得る エレベーターの停止台数	586台	多摩東部 直下地震 冬・夕方 風速8m/秒	20,414台	都心南部 直下地震 冬・夕方 風速8m/秒
ライフライン被害				
電力（停電率）	10.9%	多摩東部 直下地震 冬・夕方 風速8m/秒	16.3%	都心南部 直下地震 冬・夕方 風速8m/秒
通信（不通率）	7.4%		5.0%	
上水道（断水率）	14.4%		34.1%	
下水道（管きよ被害率）	3.9%		5.4%	
ガス（供給停止率）	32.7%		31.2%	
避難者・帰宅困難者				
避難者	129,837人	多摩東部 直下地震 冬・夕方 風速8m/秒	2,153,406人	都心南部 直下地震 冬・夕方 風速8m/秒
帰宅困難者数	43,191人	多摩東部 直下地震 冬・夕方 風速8m/秒	3,675,733人	都心南部 直下地震 冬・夕方 風速8m/秒
滞留者数	504,999人		12,118,394人	

※ 負傷者の想定は、多摩東部直下地震 冬・早朝 風速8m/秒のときに計3,792人で最大となります。冬・夕方 風速8m/秒の場合の想定は、負傷者計3,564人、うち重傷者は578人となっています。

第1款 地震動（地震のゆれ）

都の被害想定によると、練馬区の最大被害は多摩東部直下地震の場合で、区の約44%（面積）で震度6強の揺れが想定されています。

23区全体の最大被害は都心南部直下地震の場合で、2%の地域で震度7の揺れとなるほか、震度6強以上の範囲は区部の約6割に上ると想定されています。

	震度	面積率 (%)	
		練馬区	23区全体
多摩東部直下地震	7	0.0	0.1
	6強	44.3	43.5
	6弱	55.7	55.7
	5強以下	0.0	0.7
都心南部直下地震	7	0.0	2.0
	6強	1.5	59.7
	6弱	98.1	38.2
	5強以下	0.4	0.0
大正関東地震	7	0.0	0.0
	6強	0.0	20.3
	6弱	69.9	70.2
	5強以下	30.1	9.4
立川断層帯地震	7	0.0	0.0
	6強	0.0	0.0
	6弱	3.6	13.9
	5強以下	96.4	86.1

第2款 建物等の被害、人的被害

1 建物等の被害

(1) 建物等

都の被害想定によると、練馬区の最大被害は多摩東部直下地震（冬・夕方、風速8 m/秒）のケースで、全壊および焼失棟数の合計は約1万3千棟と想定されています。

23区全体の最大被害は、都心南部直下地震（冬・夕方、風速8 m/秒）のケースで、全壊および焼失棟数の合計は約18万棟と想定されています。

多摩東部直下地震 冬・夕方、風速8 m/秒（練馬区最大被害）			
区 分		練馬区	23区全体
計		13,281棟	120,023棟
内 訳	揺れによる全壊	2,469棟	53,880棟
	液状化による全壊	24棟	1,472棟
	急傾斜地崩壊による全壊	0棟	28棟
	地震火災による焼失 （倒壊建物を含まない）	10,788棟	64,643棟
	地震火災による焼失 （倒壊建物を含む）	11,004棟	67,150棟

都心南部直下地震 冬18時、風速8 m/秒（23区全体最大被害）			
区 分		練馬区	23区全体
計		5,402棟	180,313棟
内 訳	揺れによる全壊	1,403棟	75,501棟
	液状化による全壊	33棟	1,499棟
	急傾斜地崩壊による全壊	0棟	31棟
	地震火災による焼失 （倒壊建物を含まない）	3,966棟	103,282棟
	地震火災による焼失 （倒壊建物を含む）	4,005棟	109,111棟

(2) 震災廃棄物

都の被害想定によると、練馬区の建物被害等の最大被害は多摩東部直下地震（冬・夕方、風速8 m/秒）のケースで、これにより発生する震災廃棄物は107万 t と想定されています。

23区全体の建物被害等の最大被害は都心南部直下地震（冬・夕方、風速8 m/秒）のケースで、これにより発生する震災廃棄物は約2,900万 t と想定されています。

ケース	多摩東部直下地震 冬・夕方、風速8 m/秒	都心南部直下地震 冬・夕方、風速8 m/秒
区 分	練馬区	23区全体
重量換算	107万 t	2,888万 t
体積換算	—	2,402万 m ³

2 人的被害

(1) 死者

都の被害想定によると、練馬区の最大被害は多摩東部直下地震（冬・夕方、風速8 m/秒）のケースで、死者数の合計は314人、そのうち要配慮者の死者数は241人と想定されています。

23区全体の最大被害は、都心南部直下地震（冬・夕方、風速8 m/秒）のケースで、死者数の合計は約5,700人、そのうち要配慮者の死者数は約3,600人と想定されています。

多摩東部直下地震 冬・夕方、風速8 m/秒（練馬区最大被害）			
区 分		練馬区	23区全体
計		314人	3,769人
内 訳	ゆれ建物被害による死者	86人	2,087人
	屋内収容物による死者	8人	150人
	急傾斜地崩壊による死者	0人	2人
	火災による死者	211人	1,361人
	ブロック塀等による死者	9人	166人
	屋外落下物による死者	0人	3人
要配慮者の死者数		241人	2,497人

都心南部直下地震 冬・夕方時、風速8 m/秒（23区全体最大被害）			
区 分		練馬区	23区全体
計		136人	5,722人
内 訳	ゆれ建物被害による死者	46人	3,051人
	屋内収容物による死者	8人	199人
	急傾斜地崩壊による死者	0人	2人
	火災による死者	77人	2,288人
	ブロック塀等による死者	6人	177人
	屋外落下物による死者	0人	5人
要配慮者の死者数		105人	3,629人

(2) 負傷者

都の被害想定によると、練馬区の最大被害は多摩東部直下地震（冬・早朝、風速8 m/秒）のケースで、負傷者数は約3,800人と想定されています。

23区全体の最大被害は、都心南部直下地震（冬・夕方、風速8 m/秒）のケースで、負傷者数は約8万5千人と想定されています。

多摩東部直下地震 冬・早朝、風速8 m/秒（練馬区最大被害）			
区 分		練馬区	23区全体
計		3,792人	59,123人
内 訳	ゆれ建物被害による負傷者	3,193人	53,155人
	屋内収容物による負傷者	247人	4,194人
	急傾斜地崩壊による負傷者	0人	3人
	火災による負傷者	342人	1,616人
	ブロック塀等による負傷者	10人	153人
	屋外落下物による負傷者	0人	3人

都心南部直下地震 冬・夕方時、風速8 m/秒（23区全体最大被害）			
区 分		練馬区	23区全体
計		2,182人	84,965人
内 訳	ゆれ建物被害による負傷者	1,510人	63,357人
	屋内収容物による負傷者	169人	5,562人
	急傾斜地崩壊による負傷者	0人	3人
	火災による負傷者	312人	9,552人
	ブロック塀等による負傷者	191人	6,114人
	屋外落下物による負傷者	0人	376人

(3) 要救助者

都の被害想定によると、練馬区の自力脱出困難者の最大被害は多摩東部直下地震（冬・早朝）のケースで、約1,100人と想定されています。また、エレベーターの管制運転等による停止を除いた「閉じ込めにつながり得るエレベーターの停止」の最大被害は、多摩東部直下地震（冬・夕方）のケースで、約590台と想定されています。

23区全体の自力脱出困難者の最大被害は都心南部直下地震（冬・早朝）のケースで、約3万3千人、閉じ込めにつながり得るエレベーターの停止の最大被害は、都心南部直下地震（冬・夕方）のケースで、約2万台と想定されています。

多摩東部直下地震（練馬区最大被害）		
区 分	練馬区	23区全体
自力脱出困難者（冬・早朝）	1,135人	22,186人
閉じ込めにつながり得る エレベーターの停止（冬・夕方）	586台	17,250台

都心南部地震（23区全体最大被害）		
区 分	練馬区	23区全体
自力脱出困難者（冬・早朝）	617人	32,733人
閉じ込めにつながり得る エレベーターの停止（冬・夕方）	478台	20,414台

※ 自力脱出困難者：建物倒壊によって、下敷き・生き埋めになった人のうち、自力で脱出することができず、家族や近隣住民、消防団、警察、消防等による救出が必要な人のこと。

第3款 ライフライン被害

1 電力（停電率）

都の被害想定によると、練馬区の最大被害は、多摩東部直下地震（冬・夕方、風速8 m/秒）のケースで、約11%の停電率が想定されています。

23区全体では、揺れによる建物全壊や火災延焼による電柱折損などにより、都心南部直下地震（冬・夕方、風速8 m/秒）のケースで最大被害となり、停電率は約16%と想定されています。

区 分	多摩東部 直下地震	都心南部 直下地震	大正 関東地震	立川断層帯 地震
練馬区	10.9%	5.2%	2.1%	0.6%
23区全体	11.1%	16.3%	5.0%	0.2%

※ 各想定地震において最大被害が想定される時間帯はいずれも夕方、風速は8 m/秒のケースである。

なお、発電所、変電所、基幹送電網等の被災は、上記の停電率の評価結果に含まれていないため、被災状況により、被害が大幅に増加し、復旧機関が長期化する可能性があります。

2 通信

(1) 固定電話（不通率）

都の被害想定によると、練馬区の最大被害は、多摩直下地震（冬18

I 防災共通編 第1部総則
第3章被害想定

時、風速8 m/秒) のケースで、7.4%の固定電話が不通となることが想定されています。

23区全体では、都心南部地震(冬・夕方、風速8 m/秒) のケースで最大被害となり、固定電話の不通率は約5%となることが想定されています。

区分	多摩東部直下地震	都心南部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震
練馬区	7.4%	2.7%	1.5%	0.5%
23区全体	3.0%	5.0%	1.0%	0.1%

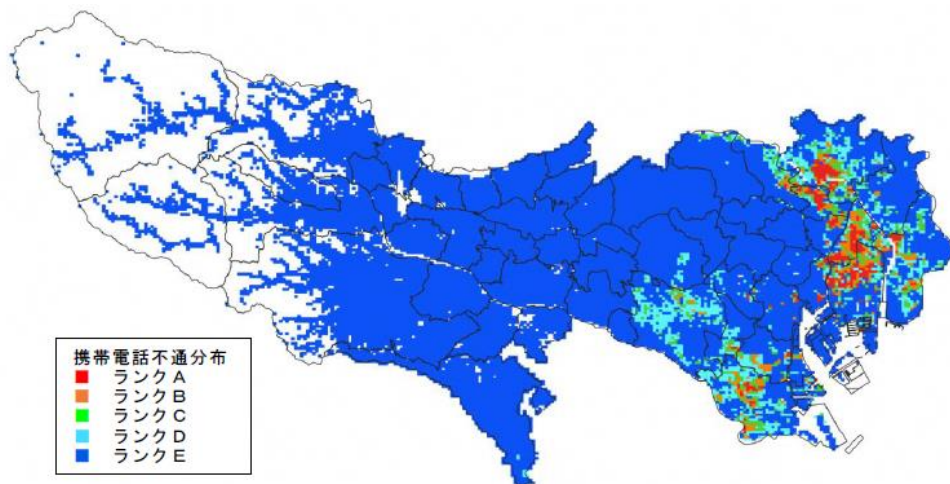
※ 各想定地震において最大被害が想定される時間帯はいずれも夕方、風速は8 m/秒のケースである。

なお、通信ビル等の拠点施設の被災等は定量評価結果には含まれていないため、被災状況により、被害が大幅に増加し、復旧期間が長期化する可能性があります。

(2) 携帯電話

都の被害想定における携帯電話不通ランク分布によると、練馬区の最大被害は、多摩直下地震(冬18時、風速8 m/秒) のケースで、区内の一部地域では20%以上が不通となっています。

23区全体では、都心南部直下地震(冬・夕方、風速8 m/秒) のケースで最大被害となり、23区東部や南部を中心に、50%以上が不通となるエリアが発生することが想定されています。



ランクA	停電率、不通回線率の少なくとも一方が50%以上となる地域
ランクB	停電率、不通回線率の少なくとも一方が40%以上となる地域
ランクC	停電率、不通回線率の少なくとも一方が30%以上となる地域
ランクD	停電率、不通回線率の少なくとも一方が20%以上となる地域
ランクE	停電率、不通回線率がいずれも20%未満となる地域

【携帯電話の不通ランク分布(多摩東部直下地震(冬・夕方、風速8 m/秒))】

なお、携帯電話基地局の被災や非常用電源の喪失等の被災は定量評価結果には含まれていないため、被災状況により、被害が大幅に増加し、復旧期間が長期化する可能性があります

3 上水道（断水率）

都の被害想定によると、練馬区の最大被害は、多摩東部直下地震のケースで約14%の断水率が想定されています。

23区全体では、都心南部直下地震のケースで最大被害となり、断水率は約34%と想定されています。

区 分	多摩東部 直下地震	都心南部 直下地震	大正 関東地震	立川断層帯 地震
練馬区	14.4%	8.9%	3.2%	0.7%
23区全体	28.6%	34.1%	19.5%	0.3%

なお、浄水施設等の水道管路以外の被災や、受水槽や給水管なおの利用者の給水設備の被災等は定量評価結果には含まれていないため、被災状況により、被害が大幅に増加し、復旧期間が長期化する可能性があります。

4 下水道（管きよ被害率）

都の被害想定によると、練馬区の最大被害は、多摩東部直下地震のケースで約4%の管きよ被害率が想定されています。

23区全体では、都心南部直下地震のケースで最大被害となり、管きよ被害率は約5%と想定されています。

区 分	多摩東部 直下地震	都心南部 直下地震	大正 関東地震	立川断層帯 地震
練馬区	3.9%	2.7%	2.2%	1.2%
23区全体	4.7%	5.4%	3.4%	1.0%

なお、水再生センターやポンプ所等の管きよ以外の施設の被災は、定量評価結果には含まれていないため、被災状況により、被害が大幅に増加し、復旧期間が長期化する可能性があります。

5 ガス（低圧ガス供給停止率）

都の被害想定によると、練馬区の最大被害は、多摩東部直下地震のケースで約33%の供給停止率が想定されています。

23区全体では、都心南部直下地震のケースで最大被害となり、供給停

止率は約31%と想定されています。

区分	多摩東部直下地震	都心南部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震
練馬区	32.7%	0.0%	0.0%	0.0%
23区全体	7.8%	31.2%	3.6%	0.0%

なお、低圧ガス導管や設備、各家庭内のガス管等の被災は、定量評価結果には含まれていないため、被災状況により、被害が大幅に拡大し、復旧期間が長期化する可能性があります。

高圧ガスおよび中圧ガスについては、製造工場や導管等の重要設備が阪神・淡路大震災クラスの地震に耐えられるよう設計・建設されていることから、供給継続可能と想定されています。

6 道路

都の被害想定によると、23区の最大被害は都心南部直下地震のケースで、高速道路や一般国道の約10%に中小被害が発生し、細街路における閉塞の発生確率が15%以上の地域は約15%と想定されています（練馬区内の細街路閉塞率はいずれのケースも概ね15%未満と想定されています。）。

想定地震		多摩東部直下地震			
道路種別		高速道路	一般道路		
			一般国道	都道	区道
23区全体	大被害	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%
	中小被害	6.8%	7.3%	3.5%	1.4%

想定地震		都心南部直下地震			
道路種別		高速道路	一般道路		
			一般国道	都道	区道
23区全体	大被害	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%
	中小被害	11.1%	12.1%	5.8%	2.2%

想定地震		多摩東部直下地震			
細街路閉塞率		15%未満	15～20%	20%以上	計
23区全体		85.4%	13.5%	1.1%	100.0%

想定地震	都心南部直下地震				
	細街路閉塞率	15%未満	15～20%	20%以上	計
23区全体		84.6%	14.5%	0.9%	100.0%

※ 「大被害」とは、落橋や橋の変形など、短期的には救助活動や緊急物資の輸送路としての機能等を回復できない程度の損傷（復旧期間の目安：1週間以上）をいいます。

※ 「中小被害」とは、部分的な亀裂、コンクリートの剥離など限定的な損傷で、修復することなく、または応急修復程度で救助活動や緊急物資の輸送路としての機能等を回復できる（復旧期間の目安：当日～1週間）をいいます。

※ 細街路の閉塞とは、道路の幅員が13m未満の狭い道路に揺れや液状化によって周辺の家屋が倒壊し、当該区間が通行できなくなった状態（通行可能な幅員が3m以下となった状態）をいいます。

7 鉄道

都の被害想定によると、23区の最大被害は都心南部直下地震のケースで、JR在来線・私鉄線の2.4%に中小被害が発生すると想定されています。

第4款 避難者・帰宅困難者

1 避難者

都の被害想定によると、練馬区の最大被害は多摩東部直下地震（冬・夕方18時、風速8m/秒）のケースで、避難者は約13万人と想定されています。なお、避難者数のピークは発災後4日～1週間後であり、このうち避難所避難者は約8万7千人（67%）と想定されています。

発災直後については、都の試算によると、発災1日後の避難者が約9万2千人であり、このうち避難所避難者は約7万8千人（85%）と想定されています。

また、23区の最大被害は都心南部直下地震（冬・夕方、風速8m/秒）のケースで、避難者は約272万人と想定されています。

想定地震	多摩東部直下地震		
気象条件等	冬・夕方、風速8m/秒		
区分	練馬区		23区全体
時期（発災後）	1日後	4日～1週間後	4日～1週間後
避難者数	91,901人	129,837人	2,153,406人
うち 避難所避難者数	78,116人	86,558人	—

想定地震	都心南部直下地震		
気象条件等	冬・夕方、風速8m/秒		
区分	練馬区		23区全体
時期（発災後）	1日後	4日～1週間後	4日～1週間後
避難者数	51,987人	78,033人	2,719,909人
うち 避難所避難者数	44,189人	52,022人	—

2 帰宅困難者

都の被害想定によると、冬・昼時または夕方のケースで帰宅困難者数等は最大となり、練馬区では滞留者約50万5千人のうち帰宅困難者は約4万3千人、23区では滞留者約1,211万8千人のうち徒歩帰宅困難者は約367万6千人と想定されています。

気象条件等			冬・昼または夕方	
区分			練馬区	23区全体
滞留者			504,999人	12,118,394人
内 訳	帰宅困難者		43,191人	3,675,733人
	内 訳	自宅 までの 距離	10～20km	—
		20km以上	—	2,655,437人

※ 滞留者：地震発生後、自宅および自宅周辺以外の外出先に滞留することになる人のこと。

※ 帰宅困難者：自宅までの距離が10km以上の外出先で滞留者となる人のこと。被災者個人の運動能力の差から、帰宅困難割合は1km遠くなるごとに10%増加し、20km以上の帰宅困難割合は100%と設定される。

※ 都の被害想定における帰宅困難者数は、平成30年の統計資料を用いて算出されており、新型コロナウイルス感染症の影響は考慮されていない。

第4節 複合災害への対応

近代未曾有の大災害である関東大震災では、台風の影響で関東地方では強風が吹いており、火災延焼による被害の拡大が顕著であったほか、地震発生から3週間後に台風が接近しました。また、東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故など、複合災害に見舞われました。近年では、令和2年7月豪雨が新型コロナウイルス感染拡大の最中で発生し、感染症対策を踏まえた避難所運営や応援職員の受入れなど、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされました。

都の被害想定では、大規模風水害や火山噴火、感染拡大などとの複合災害発生時に起きうる事象を整理しています。東京都地域防災計画では、複合災害に対応する予防・応急・復旧対策を実施する修正を行ったことから、本計画も東京都地域防災計画との整合を図り、複合災害も念頭に置いた対策を実施することとします。

第1款 被害想定で想定する主な複合災害

風水害	○地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大 ○梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
火山噴火	○数cmの降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化 ○火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化
感染拡大	○多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生 ○救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性

こうした、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されます。

第2款 複合災害において留意する事項

先発災害発生時における被害状況等を踏まえ、「II 防災本編」「III 風水害等編」「IV 東海地震事前対策編」で掲げる各種施策を確実に進めつつ、後発災害に伴う影響なども念頭に置き、以下の点に留意する必要があります。

1 共通事項

- 自分の命は自分で守る視点から、複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を促進
- 都市基盤施設の整備・耐震化など、防災・減災対策の加速化
- 様々なシナリオを想定した訓練の繰り返し実施・検証
- 避難先のさらなる確保、在宅避難・自主避難など分散避難の推進
- 夏季発災時における熱中症対策 等

2 大規模自然災害＋大規模自然災害

- 先発災害から後発災害へのシームレスな対処
- 後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討
- 後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応 等

3 感染症対策＋大規模災害

- 災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保
- 避難所における感染拡大による災害関連死抑止への対応等先発災害から後発災害へのシームレスな対処

第5節 南海トラフ地震への対応

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域および土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震です。都の被害想定では、島しょ部で最大約28mの津波が襲来し、多大な被害をもたらす想定結果となっており、島しょ部の全町村が推進地域に指定されています（平成26年3月31日内閣府告示第21号）。

東京都防災会議地震部会で調査検討を実施し、令和4年度にその内容が更新された「南海トラフ巨大地震等に基づく東京の被害想定」（平成25年5月）では、区部・多摩地域における被害想定結果は、以下のとおりです。

- ・区部・多摩地域の震度は、ごく一部の地域で震度6弱となるものの、ほとんどの地域で5強以下となる。
- ・東京湾岸の区部における津波高および浸水域は、最大津波高 T.P.※+2.63mで、河川敷は浸水するが、住宅地等は浸水しない想定となる。
- ・以上のように、区部・多摩地域のほとんどの地域で震度5強以下、津波浸水域もごく一部であることから、建物被害・人的被害、ライフラインの被害は限定的と想定される。

練馬区地域防災計画では、首都直下地震の発生と同様に、南海トラフ地震の発生にも対応できる最大限の災害対策に取り組みます。

※ T.P.・・・東京湾平均海面（Tokyo Peil）を指す。標高（海拔高度）の基準面である。

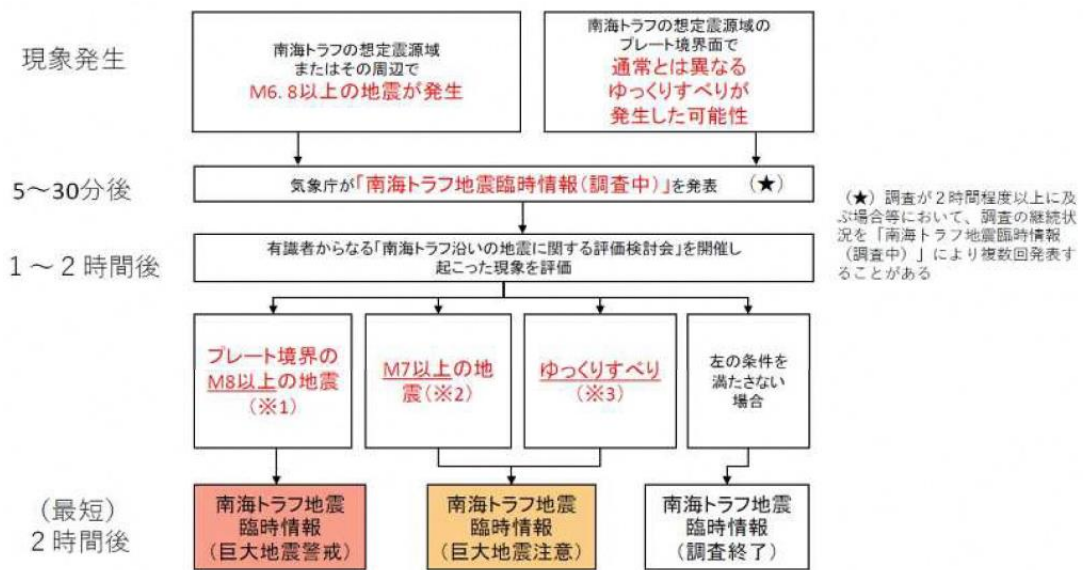
第1款 南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ

気象庁は、南海トラフ沿いでM6.8以上の地震が発生した場合や南海トラフ沿いの地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者および関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行います。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表します（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼びます。）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知すること

I 防災共通編 第1部総則
第3章被害想定

としています。



※内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」の図に加筆・修正

第4章 減災目標

第1節 減災目標の設定

国は、平成27年3月に閣議決定した「首都直下地震緊急対策推進基本計画」において、都心南部直下地震が発生した場合として、「死者数及び建築物の全壊・焼失棟数をそれぞれ今後10年間で概ね半減させる」減災目標を設定しています。同様に、東京都も令和5年に修正した東京都地域防災計画において、2030年度までに達成すべき減災目標として、「2030年度（令和12年度）までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減する」ことを設定しました。

首都直下地震等による被害を最小化するためには、区のみならず、国や東京都、指定公共機関、指定地方公共機関などの防災機関が、それぞれの役割分担の下、予防対策や応急対策に取り組んでいかなければなりません。また、都県を越えた近隣自治体と連携した広域的な対応が求められます。

こうしたことから、国や東京都と整合を図り、区の減災目標を以下のとおり設定します。

【減災目標】

2030年度（令和12年度）までに、国や都が目標とする「首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減」することを目指します。

第2節 対策の視点

国の防災基本計画で示されている通り、災害の発生を完全に防ぐことは不可能です。

練馬区地域防災計画では、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図ることができるよう、減災目標の達成に向けた「対策の視点」を設定し、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめます。

視点1 災害対応力の強化

区や防災関係機関、東京都、国、協定自治体等との連携により、大規模災害にも対応し得る即応体制の充実・強化を図り、災害対応力を強化します。

視点2 地域防災力の向上

地域における初動対応など、自助・共助の担い手となる区民、区民防災組織等の活動による減災効果が期待されることから、区民に対する防災意識の啓発や地域の防災活動の取組支援を充実することで、地域防災力の向上を図ります。

視点3 災害に強い安全・安心なまちづくり

建物等の倒壊や地震・火災による被害を最小限に抑えるため、市街地整備や建物等の耐震化・不燃化促進など、災害に強い安全・安心なまちづくりをしていきます。

視点4 情報伝達・広報の強化

住民の安全な避難を確保するため、多様な情報伝達手段により、必要な情報を届けられるよう、情報伝達・広報の体制を強化します。

視点5 医療救護対策の強化

建物等の倒壊や地震火災によって、多くの負傷者が発生することから、発災直後から人命救助のための迅速な医療救護活動を実施するため、医療救護対策を強化します。

視点6 交通およびライフラインの確保

人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行うとともに、発災後の区民の暮らしを支えるため、緊急交通路の規制や応急給水、施設・設備の復旧活動などの応急・復旧対策により、交通およびライフラインの確保に向けた取組を進めます。

視点7 物流・備蓄・輸送対策の強化

平常時の市場流通機能が被害を受けた場合においても、被災者に必要な応急物資を迅速かつ的確に供給するため、物流・備蓄・輸送対策を強化します。

視点8 被災者・避難者対策の強化

震災では被災者や避難者、帰宅困難者が多数発生するとともに、様々な場面で支援等を必要とする方がいることから、個別避難計画の作成、避難生活における環境整備、帰宅困難者を受け入れるための民間一時滞在施設の確保など、被災者・避難者対策を強化します。

また、新型コロナウイルス感染症の経験と教訓を踏まえ、感染症法上の位置づけが「2類相当」の感染症が発生したことを想定する、感染症対策を推進します。

視点9 区民生活の早期再建

発災後の被災者に対する円滑な支援を行うため、り災証明書の発行体制の整備や被災者生活再建支援業務の整理を行い、区民生活の早期再建に取り組めます。

視点10 分野横断的な対策の視点

女性や要配慮者などの多様な視点に配慮する防災対策、防災DXの推進、区民の行動変容につながる周知・啓発など、基本的かつ重要な対策を、防災・減災対策の分野や災害の発生段階を越えて推進していきます。

第5章 計画の全体像

計画の全体像は、下図のとおりです。

I 防災共通編			
第1部 総則 計画の方針／区の概況／被害想定／対策の方向性／対策の視点／減災目標			
第2部 責務と体制 基本的責務と役割／災害対策体制／広域的な視点からの応急対応力の強化			
第3部 基本的な対策	予防対策	応急対策	復旧対策
第1章 地域防災力の向上			
第1節 地域防災力の向上計画	■		
第2節 防災教育	■		
第3節 防災訓練	■		
第4節 消火・人命救助・救急活動		■	
第5節 火災対策	■		
第6節 在宅避難対策	■		
第7節 中高層マンション防災対策	■		
第2章 災害に強い安全・安心なまちづくり			
第1節 防災都市づくり計画	■		
第2節 住宅および建築物の耐震計画	■		
第3節 施設構造物等の災害予防計画	■		
第4節 放射性物質対策	■		
第5節 消防活動計画	■	■	
第3章 分野横断的な対策			
第1節 多様な視点による災害対策の推進	■	■	
第2節 外国人支援対策	■	■	
第3節 防犯・防火体制	■	■	
第4節 防災DXの推進	■	■	

I 防災共通編			
II 防災本編 施策ごとの具体的な対策			
	予防対策	応急対策	復旧対策
第1章 情報収集・伝達・広報			
第1節 情報通信の確立	■	■	
第2章 医療救護等対策			
第1節 医療救護活動	■	■	
第2節 遺体の取扱い		■	■
第3章 交通およびライフラインの確保			
第1節 警備・交通規制対策	■	■	
第2節 公共交通機関の対策		■	
第3節 ライフライン施設等の対策		■	■
第4章 物流・備蓄・輸送対策			
第1節 備蓄対策	■		
第2節 緊急輸送対策		■	
第3節 飲料水・食料等の調達と供給		■	
第5章 被災者・避難者対策			
第1節 避難者対策	■	■	
第2節 避難行動要支援者対策	■	■	■
第3節 避難所対策	■	■	
第4節 保健衛生対策	■	■	■
第5節 飼育動物対策	■	■	■
第6節 安否情報の提供		■	■
第7節 帰宅困難者対策	■	■	

I 防災共通編

II 防災本編 施策ごとの具体的な対策

	予防対策	応急対策	復旧対策
第6章 区民生活の早期再建			
第1節 生活再建支援の体制	■	■	
第2節 被災住宅等対策		■	
第3節 被災者台帳の整備		■	■
第4節 住家被害認定調査		■	
第5節 リ災証明書の発行			■
第6節 区民生活の援護			■
第7節 オープンスペースの確保	■	■	
第8節 ごみ・し尿・がれきの処理		■	
第9節 応急住宅対策			■
第10節 応急教育・応急保育等対策		■	■
第7章 災害からの復旧・復興			
第1節 復興の基本的な考え方			■
第2節 市街地復興計画		■	■
第3節 暮らしと産業の復興、地域協働復興			■

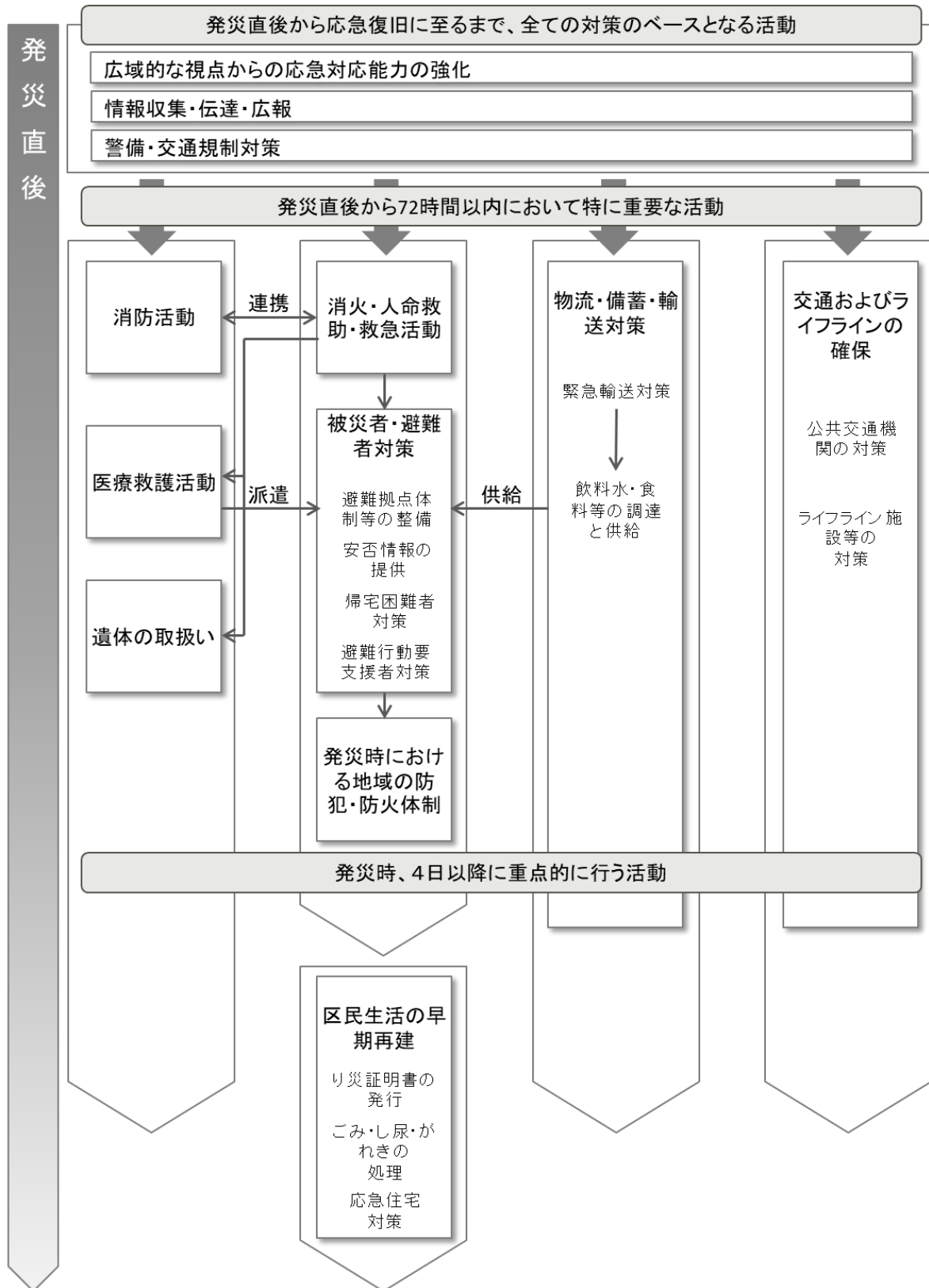
III 風水害等編

水災害対策／情報収集・伝達・広報／被災者・避難者対策／区民生活の早期再建／富士山噴火降灰対策／その他の応急対策活動

IV 東海地震事前対策編

東海地震事前対策の考え方／防災機関などの役割／事前の備え／観測情報・注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置／警戒宣言時の対応措置／区民・事業者等のとるべき措置

また、発災直後からの施策相互の連携関連イメージは下図のとおりです。



I 防災共通編

第2部 責務と体制

第1章 基本的責務と役割

第1節 区・区民・事業者の責務

第1款 基本的な考え方

災害から一人でも多くの区民の生命と財産を守るため、区は、区民との協働の体制づくりに努めるとともに、事業者や防災機関との連携による災害対策を行います。

第2款 区の責務

- 1 災害対策のあらゆる施策を通じて、区民の生命・身体および財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、災害発生後の被災者の援護、まちの復興に取り組みます。
- 2 災害時における避難、救出・救助を円滑に行うための体制整備に取り組みます。
- 3 区民や事業者が自主的に行う防災活動の取組を推進します。
- 4 過去の災害から得られた教訓を防災対策に活かします。

第3款 区民の責務

- 1 「自らの身の安全は自らが守る」という自助の意識を持ち、日頃から災害に備えるとともに、区や防災機関が行う防災活動と連携・協力するよう努めます。
- 2 日頃から防災訓練や地域の防災活動に積極的に参加して、大きな災害が発生した際には、「自らのまちを自ら守る」という共助の意識を持ち、相互に協力して助け合い、被災者の救援、避難拠点での活動、その他救護を必要とする人々への支援に取り組みます。
- 3 災害に備え、自宅の耐震化、家具等の転倒防止、ブロック塀等の倒壊防止など住居や敷地の安全性の確保に努めるとともに、水や食料等は、最低3日分、可能な限り1週間分程度の備蓄を進め、在宅避難に備えます。

第4款 事業者の責務

- 1 従業員や顧客の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を認識して、防災体制の整備や防災訓練の実施に努めます。

I 防災共通編 第2部 責務と体制

第1章 基本的責務と役割

- 2 自らの施設の安全性の確保、避難経路の確保、救助用資器材の準備等、災害時に必要な対策を講じます。
- 3 区や防災機関が実施する災害対策に協力するとともに、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、災害を防止するために最大の努力を払います。
- 4 災害により帰宅困難が予測される従業員等の保護のために、水や食料等の備蓄その他の帰宅困難者対策をとるよう努めます。
- 5 災害時における事業活動の継続的な実施に努めます。
- 6 事業所は、その事業活動に関して震災を防止するため、東京都および区が作成する地域防災計画を基準として、事業所単位の防災計画を作成します。

第2節 練馬区防災会議

第1款 防災会議の所掌事務

災対法第16条の規定に基づき、練馬区防災会議を設置します。練馬区防災会議は、防災会議条例第2条の規定により、次の事務を所掌します。

- 1 練馬区地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- 2 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 3 区の地域に係る防災に関する重要事項に関し、区長に意見を述べること。
- 4 その他、法律または政令により、防災会議の権限とされた事務。

第2款 防災会議会長

練馬区防災会議会長は練馬区長とします（防災会議条例第3条）。

第3款 防災会議委員

練馬区防災会議は、次の防災機関や団体等から、区長が任命または指名する者で構成しています。

東京都	建設局第四建設事務所、水道局北部支所、下水道局西部第二下水道事務所、交通局都庁前駅務管区練馬駅務区
警視庁	第十方面本部、練馬警察署、光が丘警察署、石神井警察署
東京消防庁	第十消防方面本部、練馬消防署、光が丘消防署、石神井消防署
自衛隊	陸上自衛隊第一師団第一普通科連隊第二中隊
消防団	練馬消防団、光が丘消防団、石神井消防団
指定公共機関	東日本電信電話株式会社東京北支店、日本郵便株式会社練馬郵便局、東日本高速道路株式会社関東支社所沢管理事務所、東日本高速道路株式会社関東支社三郷管理事務所、東京電力パワーグリッド株式会社荻窪支社、東京ガス株式会社東京東支店
指定地方公共機関等	東武鉄道株式会社東武練馬駅、西武鉄道株式会社練馬駅管区、東京地下鉄株式会社池袋駅務管区小竹向原地域、練馬区医師会、練馬区歯科医師会、練馬区薬剤師会、東京都柔道整復師会練馬支部、練馬区獣医師会
学識経験者および区民防災組織等	学識経験者、区民防災組織、高齢者・障害者・女性等の団体 練馬区および練馬区教育委員会事務局職員

第3節 区・防災機関の役割

各防災機関の業務は、次のとおりです。なお、本来業務に密接に関係する業務は、その組織・機関が処理を行います。

第1款 区

機関の名称	事務または業務の大綱
練馬区	<ol style="list-style-type: none"> 1 練馬区防災会議に関する事 2 防災に関する組織の整備に関する事 3 防災に関する施設および設備の整備および点検に関する事 4 防災に関する物資および資材の備蓄、整備および点検に関する事 5 災害情報の収集および伝達に関する事 6 緊急輸送の確保に関する事 7 避難指示等および誘導に関する事 8 被災者の救出・救護に関する事 9 消防（東京消防庁による）および水防、その他の応急措置に関する事 10 応急給水に関する事 11 医療、防疫および保健衛生に関する事 12 帰宅困難者の支援に関する事 13 災害時における応急教育・応急保育に関する事 14 ボランティアの支援に関する事 15 公共施設の応急復旧に関する事 16 災害復旧・災害復興に関する事 17 防災に係る知識および技術の普及啓発に関する事 18 区民防災組織の育成に関する事 19 防災に関する訓練の実施に関する事 20 その他災害の発生および被害の拡大防止のための措置に関する事 21 防災関係機関との連絡、総合調整に関する事

第2款 東京都

機関の名称	事務または業務の大綱
建設局 第四建設事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川ならびに道路および橋梁の保全および復旧に関すること 2 河川、道路等における障害物の除去に関すること 3 その他災害対策に必要な事項
建設局 東部公園緑地事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 都立公園の保全および発災時の利用に関すること
水道局 北部支所 および練馬営業所	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の保全に関すること 2 飲料水の確保および給水に関すること
下水道局 西部第二下水道事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の点検、整備および復旧に関すること 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ・処理に関すること 3 災害時における他の局の応援に関すること
交通局 都庁前駅務管区	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設等の安全保全に関すること 2 災害時における鉄道等による救助物資および避難者の輸送に関すること 3 その他災害対策に必要な事項
警視庁 第十方面本部 および警察署 練馬 光が丘 石神井	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害実態の把握および各種情報の収集に関すること 2 交通規制に関すること 3 被災者の救出および避難誘導に関すること 4 行方不明者の捜索および調査に関すること 5 死体の見分および検視に関すること 6 公共の安全と秩序に関すること
東京消防庁 第十消防方面本部 および消防署 練馬 光が丘 石神井	<ol style="list-style-type: none"> 1 水火災およびその他災害の救助、救急情報に関すること 2 水火災およびその他災害の予防、警戒および防御に関すること 3 人命の救助および救急に関すること 4 危険物施設および火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関すること 5 区民の防災知識の普及および防災行動力の向上ならびに事業所の自主防災体制の指導育成に関すること 6 応急救護知識技術の普及および自主救護能力の向上に関すること

第3款 自衛隊

機関の名称	事務または業務の大綱
陸上自衛隊 第一師団 第一普通科連隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣の計画および準備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成および地域防災計画への意見提出 (3) 防災に関する訓練の実施 <ol style="list-style-type: none"> ① 自衛隊の実施する訓練 ② 練馬区地域防災計画に基づく防災に関する訓練への参加 2 災害派遣の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 人命または財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護または応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付および譲与に関する事

第4款 指定公共機関

機関の名称	事務または業務の大綱
東日本電信電話株式会社 (東京北支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電信電話施設の建設および保全に関する事 2 災害時における通信の確保に関する事 3 その他災害対策に必要な事項
日本郵便株式会社 (練馬郵便局)	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持およびこれらの施設等の保全に関する事 2 災害時における郵政事業災害特別事務取扱いに関する事
東日本高速道路株式会社 (所沢管理事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 関越自動車道の道路、施設の維持管理に関する事 2 災害時の輸送路の確保に関する事 3 関越自動車道の災害復旧に関する事
東日本高速道路株式会社 (三郷管理事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 東京外かく環状道路の道路、施設の維持管理に関する事 2 災害時の輸送路の確保に関する事 3 東京外かく環状道路の災害復旧に関する事
東京電力パワーグリッド株式会社 (荻窪支社)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設の安全および保全に関する事 2 災害時における電力の確保および需給に関する事

東京ガスグループ (東京ガス株式会社 東京東支店)	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス供給施設（製造設備等を含む）の建設および安全確保に関すること 2 ガスの供給に関すること
---------------------------------	---

第5款 指定地方公共機関等

機関の名称	事務または業務の大綱
東武鉄道株式会社 西武鉄道株式会社 東京地下鉄株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設等の安全、保全に関すること 2 災害時における鉄道車両等による救助物資および避難者の輸送の協力に関すること
練馬区医師会 練馬区歯科医師会 練馬区薬剤師会 東京都柔道整復師会 練馬支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害による救急医療に関すること 2 医療関連事項
練馬区獣医師会	<ol style="list-style-type: none"> 1 ペットの救護・保護等に関すること

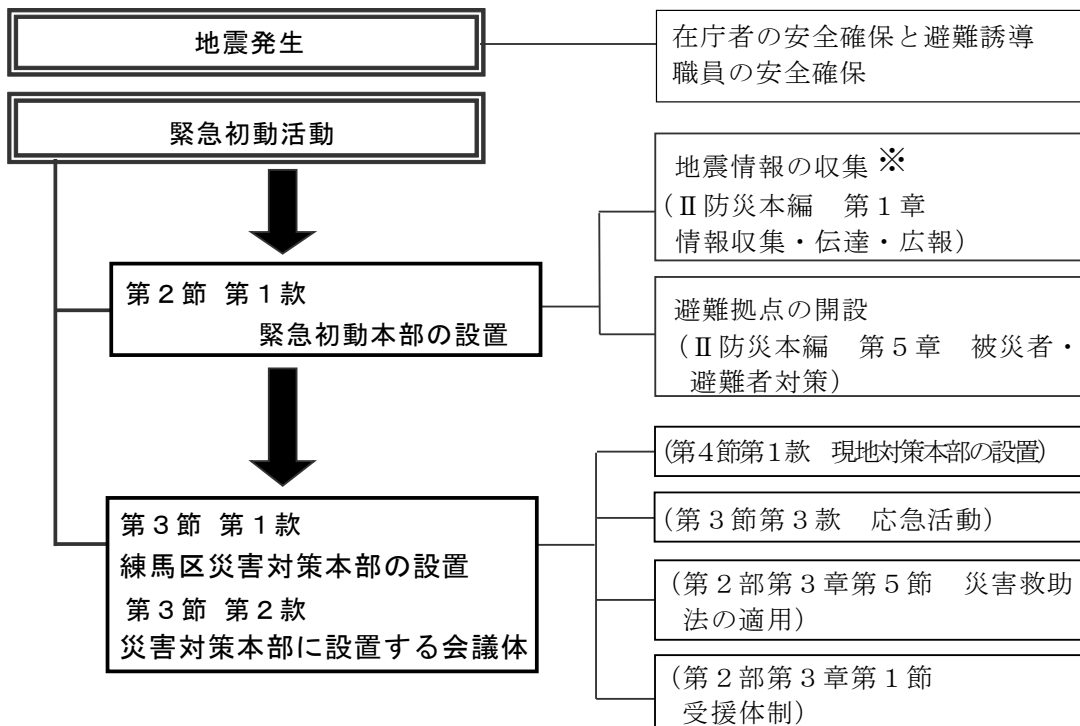
第2章 災害対策体制

第1節 災害対策体制の概要

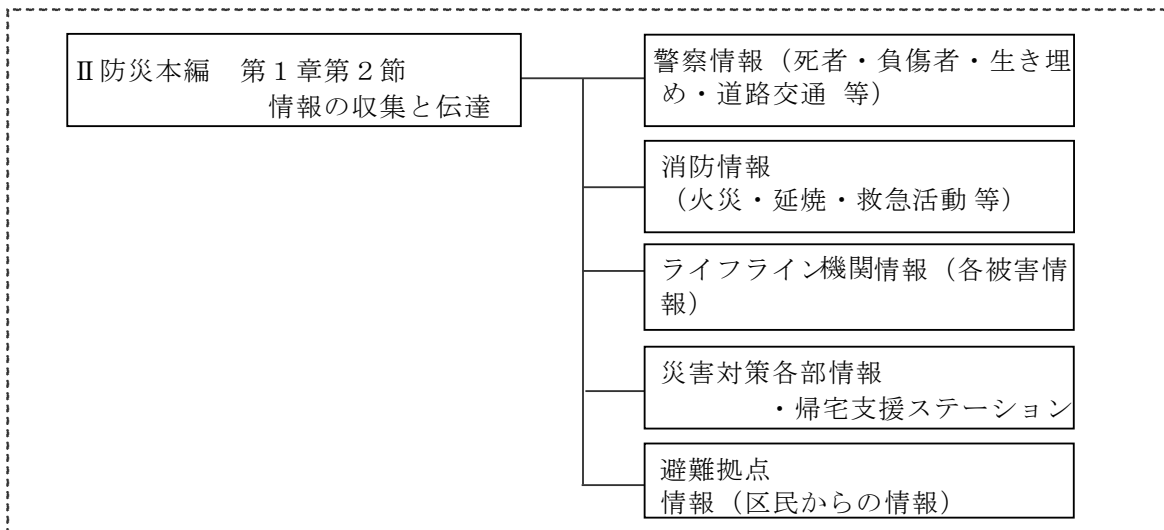
大規模な地震が発生した場合に、区その他の防災機関は、迅速な初動態勢の確保により、応急活動を実施します。

第1款 初動活動の流れ【災対各部】

1 勤務時間内（平日昼間）

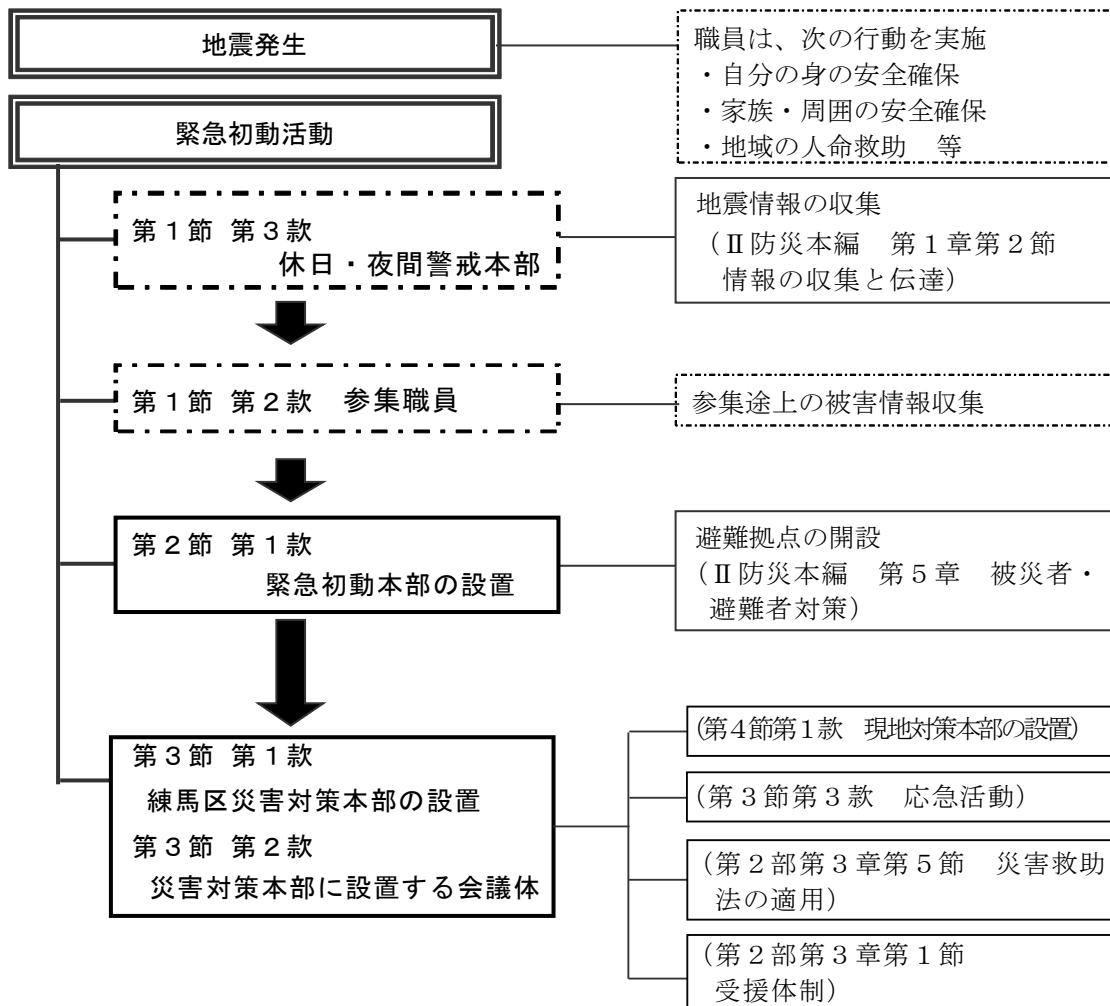


※



2 勤務時間外（休日・夜間）

破線の囲みは、休日・夜間・閉庁時のみの内容



3 災害応急対策活動態勢一覧

区分		要件	態勢等
情報連絡態勢		<p>気象情報の「警報」若しくはこれに準じる災害に関する情報を受けた場合、またはその他の状況により危機管理室長が必要があると認めたとき。</p> <p>(必要により「注意報」の場合にも発令する。)</p>	<p>災害に関する情報の収集、関係機関との連絡および職員招集の準備を主とした態勢とする。</p>
水災害応急対策本部態勢	待機態勢	<p>「水防警報」が発令された場合、若しくは水防組織隊が設置された場合において、またはその他の状況により、副区長が必要であると認めたとき。</p>	<p>災害の防御措置および救援救護活動に必要な準備を開始する他、必要により危険が予測される地域をパトロールする態勢をとる。</p>
	第1次非常配備態勢	<p>区内の数か所に災害が発生すると予測される場合、またはその他の状況により、副区長が必要であると認めたとき。</p>	<p>石神井川、白子川等の拠点に職員を派遣し、主に河川周辺の警戒活動を行うとともに、発生した災害の防御および救援救護活動を行う。</p> <p>また、避難所および水災害時コールセンターを開設する準備を行う。</p>
災害対策本部態勢	第2次非常配備態勢	<p>1 「警戒宣言」が発令されたとき。</p> <p>2 区内数か所に災害が発生し、その拡大が予測される場合、またはその他状況により災害対策本部長が必要であると認めたとき。</p>	<p>1 所定の行動をとる。</p> <p>2 区内の数か所に発生した災害の防御および救援救護活動に直ちに対処できる態勢とする。</p>
	第3次非常配備態勢	<p>第2次非常配備態勢では不足をきたし、拡大する災害に対処できないとき。</p>	
	第4次非常配備態勢	<p>震度5弱以上の地震により甚大な災害が生じたとき、もしくは災害が拡大し、区内のほとんどが被災した場合において第3次非常配備態勢では対処できないとき、または他の状況により災害対策本部長が必要であると認めたとき。</p>	<p>本部の全力をもって対処する態勢とする。</p>
休日、夜間等における警戒態勢		<p>休日、夜間等の勤務時間外における警</p>	<p>防災日直員または防災宿直専門員1人による輪番制常駐</p>

第2款 参集職員【統括部】

練馬区の区域内で次の震度を観測するような大規模な地震が発生した場合、勤務時間の内外を問わず、その震度に応じて、区職員は指示を待たずに参集します。

震 度	参 集 職 員	参 集 場 所
4以上	危機管理室職員	防災センター
5弱以上	全管理職員	勤務場所
	緊急初動本部要員（あらかじめ指定された職員、防災寮職員）	防災センター
	避難拠点要員	避難拠点
	練馬区帰宅支援ステーション要員	練馬区帰宅支援ステーション
	災対各部初動要員	勤務場所等（各部であらかじめ決めた場所）
6弱以上	上記以外の全職員	勤務場所

※ 基準震度に達しなくても、動員指示を行うことがあります。

第3款 休日・夜間等における警戒態勢【統括部】

区役所の執務時間外に災害が発生した場合に備えて、休日・夜間等における警戒態勢を配備しています。

庁舎内に防災日直を行う管理職員または防災宿直専門員を配置し、災害発生時には災害に関する情報収集や緊急初動本部の設置準備などの初動対応を実施します。

第2節 緊急初動体制

第1款 緊急初動本部の設置【統括部】

1 緊急初動態勢

地震発生後、災対本部が設置されるまでは、緊急初動本部が対応にあたります。緊急初動要員（本部要員、避難拠点要員、練馬区帰宅支援ステーション要員）や災害対策各部初動要員等は、練馬区の区域内で震度5弱以上を観測する地震が発生したときは、指示を待たずに、あらかじめ決められた場所に参加し、緊急初動の任にあたります（勤務時間中に、練馬区の区域内で震度5弱以上を観測する地震が発生した場合も同様に、緊急初動要員はあらかじめ決められた場所に向かいます。）。

緊急初動本部は次により設置します。

- (1) 緊急初動本部は、危機管理室長の判断により設置します。
- (2) 緊急初動本部は、危機管理室長を本部長、危機管理課長を副本部長とします。
- (3) 緊急初動本部は、危機管理室職員および緊急初動本部要員により構成します。

なお、発災時には、休日・夜間であっても、迅速・確実に緊急初動対応を行う必要があります。そのため、各部においては、適宜、所属職員の参加手段、参加時間を確認します。また、定期的な訓練により少ない職員での初動対応の検証を行います。

2 緊急初動態勢組織の概要

班名	分担業務
統括チーム	1 応急対策活動の方針決定 2 緊急初動本部および避難拠点等の指揮
指揮チーム	1 災対各部および防災機関との協議
庶務チーム	1 本部の設置に係る準備 2 災対各部との連絡・調整 3 災害対策会議および災害対策運営会議の運営 4 統括チームの補佐
通信チーム	1 緊急初動本部指示事項その他の情報の拠点等への伝達 2 情報の収集および記録

班 名	分 担 業 務
情報調整チーム	1 被害状況等の分析および被害予測 2 収集した情報の対応の確認 3 東京都および防災機関との調整・情報交換 4 防災機関等への情報の提供および支援等の要請 5 防災機器の操作、情報の発信および収集
機動チーム	1 被害状況等の調査 2 緊急初動本部内他のチームおよび避難拠点等の運営に係る支援
防災学習センターチーム	1 電源を必要とする場所への起震車の派遣
受援チーム	1 東京都・協定自治体、協定事業者等との、必要な支援内容の調整や受入態勢の整備
バイクチーム	1 被害状況等の調査 2 防災機関、避難拠点等との連絡調整
救援チーム	1 人命の救出・救護

3 災害対策本部への移行

災対本部が設置された場合、緊急初動本部の業務および初動態勢を、速やかに災対本部に引き継ぎます。

第3節 練馬区災害対策本部体制

第1款 練馬区災害対策本部の設置【統括部、防災関係機関】

1 設置基準

練馬区の区域において、①災害が発生した場合、②発生するおそれがある場合、③警戒宣言が発せられた場合で、防災の推進を図るため非常配備態勢を発令する必要があると認めたときに、区長は災対本部を設置することができます。

災対本部は、区長の指示により設置します。

2 所掌事務

災対本部は、次に掲げる災害予防および災害応急対策についての事務を行います（災対法第23条の2）。

- (1) 練馬区の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
- (2) 練馬区の地域に係る災害予防および災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、ならびに当該方針に沿って災害予防および災害応急対策を実施すること。

この場合において災対本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関および関係指定地方公共機関との連携の確保に努めます。

また、災対本部に設置する本部長室は、次に掲げる事項について本部の方針を審議し決定します（災対本部施行規則第2条）。

- ① 本部の非常配備態勢および廃止に関すること。
- ② 避難指示等に関すること。
- ③ 応急対策の決定および実施に関すること。
- ④ 他の区市町村との相互応援に関すること。
- ⑤ 都知事、政府機関、公共機関等に対する応援の要請に関すること。
- ⑥ 公用令書による公用負担に関すること。
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

3 災害対策本部長

災害対策本部長（以下「災対本部長」という。）は、区長とします。

4 災害対策副本部長

災害対策副本部長（以下「災対副本部長」という。）は、副区長、教育長とします。

災対副本部長は、災対本部長による指揮・監督が困難な場合に、災対本部長の職務を代理します。その場合の順位は、次のとおりとします。

- (1) 副区長（担任副区長を第一優先とする。）
- (2) 教育長

5 災害対策本部員

災害対策本部員（以下「災对本部員」という。）は、練馬区組織規則（昭和48年12月練馬区規則第33号）第3条に規定する部長および室長、同第4条に規定する担当部長、練馬区教育委員会事務局組織規則（平成4年3月練馬区教育委員会規則第1号）第3条第1項に規定する部長、ならびに練馬区保健所長、会計管理室長、選挙管理委員会事務局長、監査事務局長および議会事務局長、練馬区技監設置規程（平成24年3月練馬区訓令第5号）第2条に規定する技監とします。

また、災对本部長は、必要があると認めるときは、区に勤務する職員のうちから災对本部員を指名することができます。

6 災害対策本部の設置の通知

危機管理室長は、災对本部の設置を他の災对本部員、都知事および防災機関の長または代表者に通知します。

7 災害対策本部の表示の掲出

災对本部は練馬区役所本庁舎（7階防災センター）に設置します。災对本部が設置された場合は、練馬区災害対策本部室前または他の適切な場所に「練馬区災害対策本部」の看板を掲出します。

8 本部派遣員

本部派遣員は、東京都、警視庁、東京消防庁、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関および消防団の職員のうちから災对本部長が指名する職員です（災对本部条例施行規則第6条）。

区は、災害時にこれら関係機関と協力して災害対応を実施する必要があります。そのため、日頃からの合同訓練や意見交換の実施など、連携強化に努めます。

9 防災コーディネーター（警察署）

警視庁は、練馬区および東京消防庁等、防災関係機関との連携を図り、災害時における円滑な初動体制等を構築するため、練馬区を管轄する警察署から必要により防災コーディネーターを派遣します。

(1) 目的

平常時から、防災関係機関との連携態勢の構築に努めるとともに、発災時における救出・救助に関する連絡調整等の強化を図り、災害発生時の万全を期することとします。

(2) 運用体制

発災時には、各警察署に参集し警察活動等の情報を集約し、警察署長の直轄員として必要により区に派遣し、関係機関との連絡調整員として活動します。

(3) 発災時の役割

① 連絡調整

災对本部において、関係機関の活動状況を集約し、各機関の救出・救助に必要な被災情報、活動情報など、災害警備活動に必要な連絡調整を図り、関係機関の活動が輻輳しないよう調整します。

② 情報提供

各関係機関の活動状況を提供し区内の被災状況、交通状況等、災害対応に必要な情報を提供します。

③ 情報共有

災对本部会議等へ出席し、各警察署からの被災状況等、把握した情報を提供します。また、会議で得た情報を各警察署に伝達し、必要な対策が速やかに行われるよう情報を共有します。

第2款 災害対策本部に設置する会議体【統括部】

災对本部では、次の会議体を設置します。

1 災害対策会議

区の災害対策の方針を決定するため、災害対策会議を開催します。

(1) 構成

①	本部長（区長）
②	副本部長（副区長、教育長）
③	本部員（技監、各部長・担当部長）
④	幹事 （広聴広報課長、秘書課長、企画課長、財政課長、総務課長、職員課長、危機管理室の課長）
⑤	本部派遣員等（本部長が必要と認めた場合）

(2) 所掌事項（災对本部施行規則第2条）

①	本部の非常配備態勢および廃止に関する事
②	避難指示等に関する事
③	応急対策の決定および執行に関する事
④	他の区市町村との相互応援に関する事
⑤	都知事、政府機関、公共機関等に対する応援の要請に関する事

- | |
|---------------------|
| ⑥ 公用令書による公用負担に関すること |
| ⑦ その他の重要な災害対策に関すること |

- (3) 開催場所
庁議室（本庁舎5階）

2 災害対策緊急会議

区の災害対策の方針を早急に決定する必要があり、災害対策会議の構成員を招集する時間的な余裕がない場合は災害対策緊急会議を開催します。

- (1) 構成

①	本部長（区長）
②	副本部長（副区長、教育長）
③	本部員のうち、技監および次の部長 （区長室長、企画部長、総務部長、危機管理室長）
④	本部派遣員等（本部長が必要と認めた場合）

- (2) 所掌事項
災害対策会議の所掌事項と同様
- (3) 開催場所
庁議室（本庁舎5階）

第3款 応急活動【災対各部】

1 応急対策期の職員配備

初動活動期は、地震直後に参集した職員によって災対本部機能を維持し、職員の参集状況により機能強化を図ります。

その後は、被害状況や災害の状況を的確に把握した上で、「練馬区非常時優先業務実施方針（地震編）」に基づき、参集した職員を適切に配置し、応急態勢を確立します。

2 業務継続

災害が起きた時、区の業務は「継続の必要性」という観点から大きく3つに分かれます。

- | |
|---|
| (1) 優先度の高い「通常業務」（停止や休止ができない通常業務） |
| (2) 主に地域防災計画で規定する「応急対策業務」 |
| (3) 主に地域防災計画で規定する「復旧・復興業務」のうち、迅速な実施が求められるもの |

応急対策期においては、真に継続が必要な業務以外は一旦停止し、区民の活動に対する支援、区民の救出・救護に関わる業務を最優先とします。

3 災害対策に従事する職員のローテーション

大規模災害の場合、災害対応の長期化や職員の健康管理に留意し、ローテーションを組み業務を行うことが重要です。

職員のローテーションについては、区の基本方針を示し、職務内容を考慮して決定します。

第4款 災害対策本部の組織【災対各部】

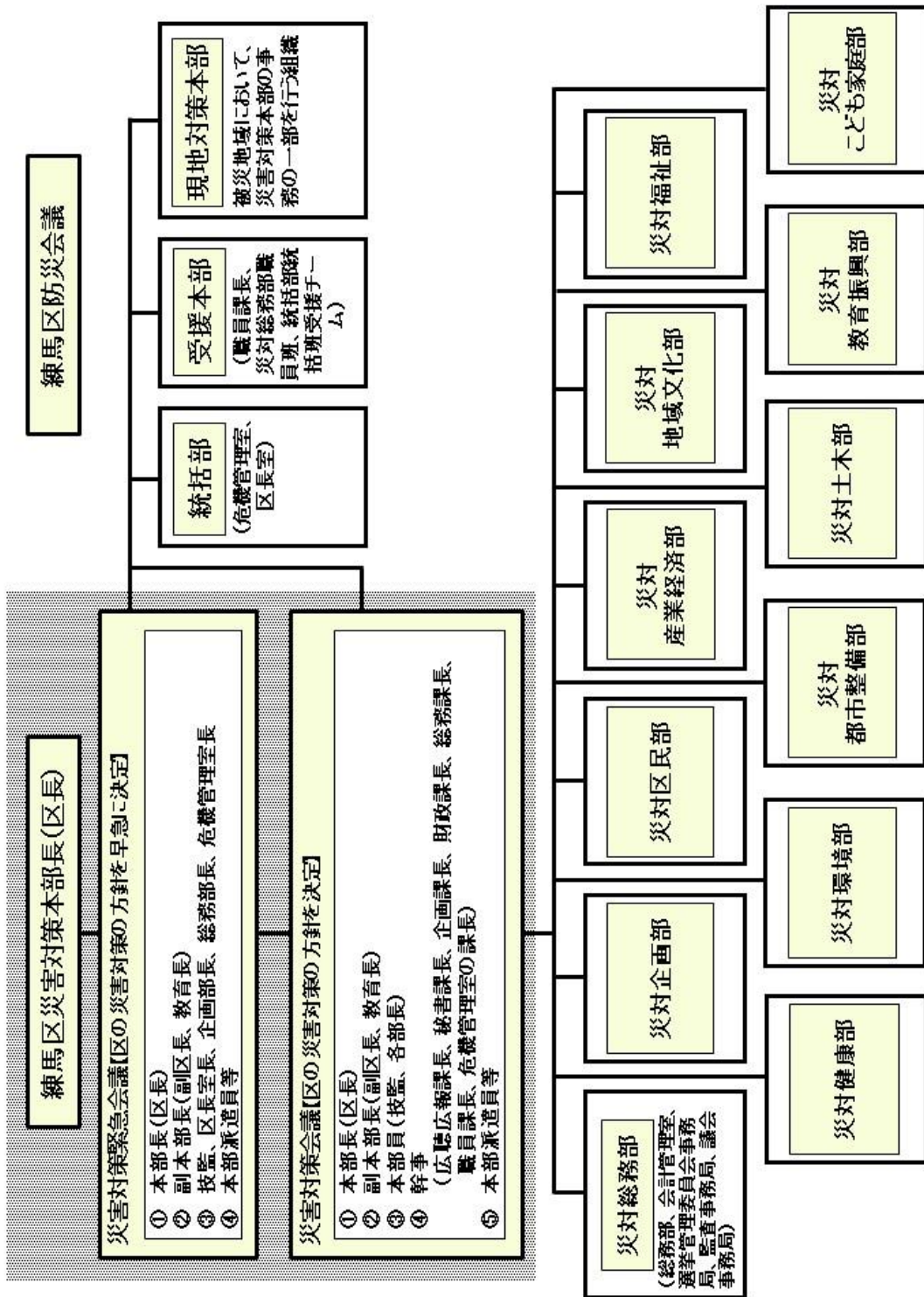
1 災害対策各部の業務内容における共通事項

- (1) 部外との連絡調整に関すること。
- (2) 所管施設の復旧および所管業務の遂行に関すること。
- (3) 所管業務に関連した災害対策に関すること。
- (4) 防災センターに連絡要員を派遣し、各部との調整を行わせること。
- (5) 所属職員の活動状況に関すること。

2 災害対策各部の名称

災対各部の名称は、誰にとっても分かりやすいものとするため、統括部を除き「災害対策＋平常時の部の名称」とします。

3 災害対策本部の組織図



4 災害対策各部の専管事項（令和6年3月現在）

（＜ ＞内は部長名、◎は班長）

災対各部	担当部	班名	班長担当職	主な分掌事務
統括部 ＜危機管理 室長＞	危機管 理室 区長室 職員 で編成	統括班	◎危機管理課長 防災計画課長 区民防災課長	本部活動の総合統制・災害対策本部 長室等の運営 防災センターの運営 区内の被害状況の把握
		広報班	◎広聴広報課長	災害広報 区民からの問い合わせ・相談対応 報道機関等の対応
		秘書班	◎秘書課長	災対本部長・災対副本部長（副区長） の秘書
災害対策 総務部 ＜総務部長＞	総務部 人事戦 略担当 部 施設管 理担当 部 会計管 理室 選挙管理 委員会 事務局 監査 事務局 議会 事務局 職員で 編成	総務班	◎総務課長 文書法務課長 情報公開課長	災対各部間の調整 部内統制 区施設（教育施設を除く）の 被害状況の把握 区役所庁舎機能の維持・保全
		職員班	◎職員課長 人材育成課長	職員の動員調整 職員の配置・サービス状況把握 職員への配給 執務環境の整備 受援に関する全体調整
		調達班	◎経理用地課長	車両・資器材・食料等の調達 義援品の受付 物流班との連絡調整
		物流班	◎監査事務局長 選挙管理委員 会事務局長 国際・都市交 流課長 人権・男女 共同参画課長	地域内輸送拠点の運営 義援品の受入・管理
		施設管 理班	◎施設管理課長 施設整備課長	区立施設の応急整備・営繕 部内他班の応援
		情報提 供班	◎選挙管理委員 会事務局長	避難者等の誘導
		救護班	◎監査事務局長	救急用品設置所の開設

I 防災共通編 第2部責務と体制
第2章災害対策体制

災対各部	担当部	班名	班長担当職	主な分掌事務
		出納班	◎会計管理室長	応急対策経費の収支 義援金の受入・管理 部内他班の応援
		議会班	◎議会事務局 次長	区議会対応 部内他班の応援
災害対策 企画部 〈企画部長〉	企画部 区政改 革担当 部 職員で 編成	庶務班	◎企画課長 区政改革担当 課長	部内統括 部内他班の応援
		財政班	◎財政課長	災害対策予算の編成
		情報シ ステム 班	◎情報政策課長	情報システムの状況把握、復旧およ び運営 中村北分館建物・設備の維持および 保全
災害対策 区民部 〈区民部長〉	区民部 職員で 編成	庶務班	◎戸籍住民課長 区民事務所担 当課長	所管施設の被害状況の把握 り災証明書の発行 死亡届の受理、火葬許可証の交付 他部の応援
		支援班	◎税務課長 収納課長 国保年金課長	他部の応援
災害対策 産業経済 部 〈産業経済 部長〉	産業経 済部 都市農 業担当 部職員 で編成	生活班	◎経済課長 商工観光課長 都市農業課長	所管施設の被害状況の把握 営農指導 他部の応援
災害対策 地域文化 部 〈地域文化 部長〉	地域文 化部職 員で編成	第二生活 班	◎地域振興課長 協働推進課長 文化・生涯学習課長 美術館再整備 担当課長 スポーツ振興 課長	所管施設の被害状況の把握 遺体安置所の設営 外国語通訳ボランティア登録者の 受入れおよび配置 他部の応援

I 防災共通編 第2部責務と体制
第2章災害対策体制

災対各部	担当部	班名	班長担当職	主な分掌事務
災害対策 福祉部 〈福祉部長〉	福祉部 高齢施策担当 部職員 で編成	庶務班	◎管理課長 指導検査担当 課長	福祉部における災害対策活動の統括、情報集約 避難行動要支援者の安否確認等支援活動の指示・調整 福祉避難所の開設要請・受入の指示 ボランティアの受入れ支援 協定団体等への受援要請・調整
		高齢者班	◎高齢社会対策 課長 高齢者支援課長 介護保険課長	福祉避難所の開設と運営支援 施設の被害状況調査
		障害者班	◎障害者施策推 進課長 障害者サー ビス調整担当 課長	
		支援班	◎生活福祉課長 練馬総合福祉 事務所長 光が丘総合福 祉事務所長 石神井総合福 祉事務所長 大泉総合福祉 事務所長	被害甚大地域を優先した安否確認 生活保護世帯の安否確認 ひとり暮らし高齢者等の安否確認 介護・障害福祉サービス事業者からの報告とりまとめ 生活資金等の貸付 義援金の配付 災害弔慰金等の支給 災害援護資金の貸付 被災者生活再建支援金申請書の受付
災害対策 健康部 〈健康部長〉	健康部 保健所 地域医 療担当 部 職員で 編成	庶務班	◎健康推進課長	医療救護活動の統括 各部との連絡調整 所管施設の被害状況の把握 派遣医療チーム等の受入調整 ボランティアの受入れ・配置（医療活動に従事する者のみ）
		救護班	◎地域医療課長 医療環境整備 課長	医療救護所（10か所）開設・運営の支援 医療救護班等の活動支援 避難拠点等への医療提供の要請 災害医療コーディネーターの補助

I 防災共通編 第2部責務と体制
第2章災害対策体制

災対各部	担当部	班名	班長担当職	主な分掌事務
		衛生班	◎生活衛生課長	食品衛生監視・環境衛生監視 動物保護 医薬品確保の連絡調整
		予防班	◎保健予防課長	医療機関からの情報収集等連絡調整 専門医療の連絡調整 感染症予防 難病等による在宅人工呼吸器使用者の情報収集
		保健班	◎豊玉保健相談所長 北保健相談所長 光が丘保健相談所長 石神井保健相談所長 大泉保健相談所長 関保健相談所長	医療救護所要員の派遣 医療救護活動や地域活動拠点の運営補助 避難拠点等の相談支援（感染症予防・精神保健相談・保健相談・栄養相談・歯科相談等） 難病等による在宅人工呼吸器使用者の支援
災害対策 環境部 〈環境部長〉	環境部 職員で 編成	庶務班	◎環境課長	所管施設の被害状況の把握 部内の連絡調整等 電気自動車の緊急電源活用
		清掃班	◎清掃リサイクル課長 練馬清掃事務所長 石神井清掃事務所長	災害廃棄物の処理 し尿の処理 がれきの処理 被災地の環境維持
		支援班	◎みどり推進課長	所管施設の被害状況の把握 部内他班の応援
災害対策 都市整備部	都市整備部 建築・開	庶務班	◎都市計画課長 交通企画課長	各部、部内の連絡調整等 所管施設の被害状況の把握 住家被害認定調査

I 防災共通編 第2部責務と体制
第2章災害対策体制

災対各部	担当部	班名	班長担当職	主な分掌事務
〈都市整備 部長〉	発調整 担当部 職員で 編成	復興班	◎東部地域まち づくり課長 西部地域まち づくり課長 新宿線・外環 沿線まちづく り課長 大江戸線延伸 推進課長 防災まちづく り課長	復興計画策定および統括 部内他班の応援 所管施設の被害状況の把握
		住宅班	◎住宅課長	所管施設の被害状況の把握 被災者用住宅の確保および情報提供 応急仮設住宅の建設促進 被災住宅の応急修理
		危険度 判定・宅 地班	◎開発調整課長	被災宅地危険度判定 宅地判定士の受入れ、配置
		危険度 判定・建 築班	◎建築課長 建築審査課長	被災建築物応急危険度判定 応急危険度判定ボランティア登録 者の受入れおよび配置
災害対策 土木部 〈土木部長〉	土木部 職員で 編成	庶務班	◎管理課長 道路公園課長 維持保全担当課長 交通安全課長	所管施設の被害状況の把握 各部との連絡調整
		東部土 木復旧 班 西部土 木復旧 班	◎計画課長 ◎特定道路課長	道路・橋梁・河川・公共溝渠・公園 の被災調査および応急復旧工事 道路障害物の除去 がれきの処理 土石・竹木等の除去

災対各部	担当部	班名	班長担当職	主な分掌事務
災害対策 教育振興 部 <教育振興部長>	教育振興 部職員で 編成	統括班	◎教育総務課長 教育施策課長	教育委員会事務局内における指示 伝達および災対本部等関係機関と の連絡調整 避難拠点運営支援 学校再開に向けた調整
		学校再開班	◎学務課長 学校施設課長 保健給食課長 教育指導課長 副参事（教育政策特命担当） 学校教育支援センター所長	児童・生徒・園児および教職員の安 否確認 学校（園）の被害状況の把握 応急教育（教材・学用品、教育者の確保） 転校手続き等の実施 通学路の点検状況の把握 授業計画の策定 心のケアの実施
		学校教育支援センター一班	◎学校教育支援センター所長 ※学校教育支援センター所長は、発災から24時間（目安）以降、学校再開班へ加わる	施設利用者の安全確保 施設の被害状況の把握
		光が丘図書館班	◎光が丘図書館長	施設利用者の安全確保 施設の被害状況の把握

災害各部	担当部	班名	班長担当職	主な分掌事務
災害対策 こども家 庭部 〈こども家 庭部長〉	こども家 庭部職員 で編成	子ども班	◎子育て支援課長 こども施策企 画課長 保育課長 保育計画調整課長 青少年課長 子ども家庭 支援センター所長	所管施設の被害状況の把握 乳児・幼児・児童等の保護 応急保育 他部の応援

第5款 災害対策本部の縮小と廃止

災害が発生する恐れが解消したと認めた場合、または災害応急対策の完了に伴い、復興本部への引継ぎ、もしくは通常業務への移行を行います。

1 災害対策本部の縮小【統括部】

災对本部長の役割は、次のとおりです。

- (1) 二次災害発生のおれが減少し、事態が安定に向かったと判断したときは、災害対策会議の審議を経て、災对本部を縮小します。
- (2) 非常配備態勢を低次のものに移行させる等、平常業務の比重を大きくします。

2 災害対策本部の廃止【統括部】

災对本部長の役割は、次のとおりです。

- (1) 区の区域において災害が発生するおれが低くなったと認めたとき、または、災害応急対策が概ね収束したと認めたときは、災害対策会議の審議を経て、災对本部を廃止します。
- (2) 職員の非常配備態勢を解除します。

危機管理室長の役割は、次のとおりです。

- (1) 災对本部の廃止を、他の本部員、都知事および防災機関の長に通知します。
- (2) 練馬区災害対策本部室（防災センター）等に掲出している「練馬区災害対策本部」の掲示を撤去します。

災対本部員（部長）の役割は、次のとおりです。

- (1) 災対本部の廃止を所属職員に周知します。
- (2) 平常業務への円滑な移行に努めます。
- (3) 災対本部が廃止された場合において、引き続き災害応急対策を実施する必要があるときは、速やかに災対本部における所管業務を、関係部長に引き継ぎます。
- (4) 当該業務の処理状況を取りまとめて危機管理室長に報告します。

第4節 現地対策本部体制

第1款 現地対策本部の設置【統括部】

1 現地対策本部態勢

災対本部長は、被災地域または災害が予想される地域において、災対本部の事務の一部を行う組織として、現地対策本部を設置することができます（災対法第23条の2第5項）。

2 現地対策本部の目的

区内の特定の地域において避難指示の発令等が必要な被害の発生が予想される場合、住民の速やかな避難を促すなど、当該地域において応急対策を実施するための組織として、災対本部長の指示により、現地対策本部を設置します。

（避難指示等の発令については、「II 防災本編 第5章 被災者・避難者対策」を参照）

3 現地対策本部の所掌事務

現地対策本部の分掌事務は、次のとおりです。

- (1) 関係機関との連絡調整に関する事
- (2) 現地対策本部内の役割調整に関する事
- (3) 災対本部長の指示による応急対策の推進に関する事
- (4) その他の緊急を要する応急対策の実施に関する事

4 現地対策本部長

現地対策本部長は、災対本部長が指名します。災対本部長は現地対策本部長の指名にあたって、必要に応じて次の権限を委ねます。

- (1) 現地の避難指示、警戒区域の設定
- (2) 現地の人的かつ物的応急公用負担

5 設置基準

現地対策本部の設置基準は、次のとおりです。

- (1) 被害が局地的で、被災地域（以下「現地」という。）における応急対策を機動的かつ迅速に指揮する必要があると災対本部長が認めるとき
- (2) 土砂災害等の発生する恐れがあり、迅速かつ適切な避難の指示の決定・通報ならびにその他の応急対策を行うために災対本部長が必要と認めるとき

6 現地対策本部設置のための準備を開始する基準例

(1) 火災

- ア 重要対象物（避難拠点、避難場所、大規模医療機関、福祉施設等）や、危険物施設付近で大規模な延焼火災が発生し、早期に大規模な避難誘導を必要とする場合
- イ 延焼火災が発生し、放任または消防力が劣勢な現場において、飛び火の恐れがあり、消防機関等との密な連携が必要とされる場合
- ウ 大規模な建物倒壊や多数傷病者が発生するなど、区民の身体・生命への影響が大きく、より円滑な対応が必要とされる場合
- エ その他、災对本部長が必要と認めた場合

(2) 河川氾濫（風水害時）

河川の溢水が予想され、屋外へ避難する時間が確保できる場合

(3) 上記(1)、(2)以外の事象により、特定地域の屋外避難が必要となった場合

7 現地対策本部の設置場所

現地対策本部の設置場所は、被災地域または災害が予想される地域周辺にあり、かつ被害が及ぶ危険性が少ない区立施設から選定します。また、適切な区立施設が存在しない場合は、民間施設（一時的な借上げによる。）や公園等のオープンスペースから選定します。

第5節 業務継続計画（BCP）

災害発生時に最短の時間で復旧を可能とし、必要とされる機能を保持するため、区政の事業継続計画である「練馬区業務継続計画（地震編）」を策定しています。

また、事業者についても、災害時において、経済を停滞させることなく、経済被害を軽減させ、早期に復旧するため、業務継続計画（BCP）の策定に努めるものとします。

※ BCPとは、Business Continuity Planの略であり、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものです。

第1款 業務継続計画（BCP）の役割【危機管理室】

1 業務継続の取組内容

- (1) 業務に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定します。
- (2) 災害後に活用できる人的・物的資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込みます。
- (3) 災害時に必要な人的・物的資源をあらかじめ精査し、調達方法を確立します。
- (4) 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討しておきます。
- (5) 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処します。
- (6) 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をします。
- (7) 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性等、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいます。

第2款 練馬区業務継続計画（地震編）の策定【危機管理室】

「事業継続計画」と「業務継続計画」の名称について、企業等の場合には多数の「業務」が相互に連携しながら実施され、全体として一つの「事業」を構成することが多いのに対して、官公庁では、そのような考え方が一般的ではないことから、練馬区では、「業務継続計画」という名称を用いることとしました。

また、行政の業務継続計画は、本来の通常業務のうち停止や休止ができない業務に加え、応急対策業務や復旧・復興業務のうち迅速な実施が求められる

る業務に従事する人員を確保する意味合いがあります。

1 目的

首都直下地震などによる震災の場合には、区そのものも被災し、人員や物資・ライフライン等が制約を受ける可能性が高いため、平常時の執務環境を前提とした業務を行うことができません。しかし、業務が中断すると、住民の生命、生活および社会経済活動に大きな支障が生じます。

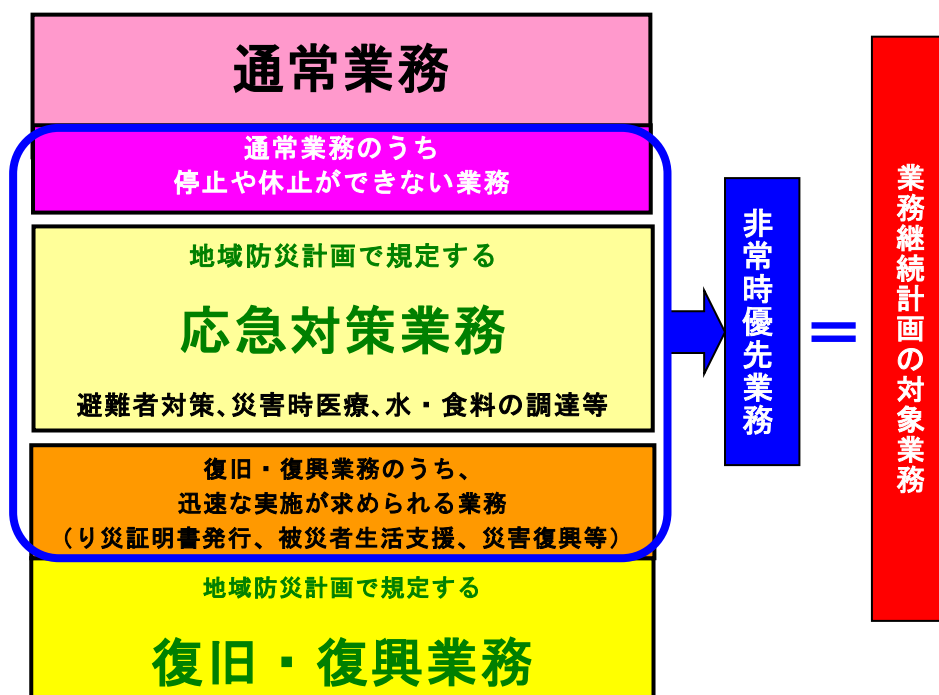
そこで、区は発災時に迅速かつ的確に地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧業務等に取り組みながら、優先度の高い通常業務も継続し、最短で平常業務に復することができるよう、事前に必要な資源の準備や対応方針・手段を定めておく「練馬区業務継続計画（地震編）」（以下「業務継続計画」という。）を、平成23年度に策定しました。

2 対象業務（非常時優先業務）

業務継続計画に基づいて取り組む「非常時優先業務」は、次の3つの業務から構成されます。

- (1) 優先度の高い「通常業務」（停止や休止ができない通常業務）
- (2) 主に地域防災計画で規定する「応急対策業務」
- (3) 主に地域防災計画で規定する「復旧・復興業務」のうち、迅速な実施が求められるもの

■非常時優先業務の位置づけ



3 適用範囲

業務継続計画の適用範囲は、区が実施する業務全般とします。

区の業務を委託している事業者や指定管理者等についても、非常時優先業務の実施に関係する場合には、実施方法等について、主管課と事業者間であらかじめ調整します。

4 実施体制

非常時優先業務は、地域防災計画で定める災対本部の下で実施します。また、平常時から業務継続マネジメント（BCM）により、持続的な改善を図ります。

5 業務継続計画に特に重要な6要素

内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（令和5年5月改定）では、業務継続計画の中核となりその策定にあたって必ず定めるべき特に重要な要素として、以下の6要素を挙げています。業務継続計画では、これらの6要素についてあらかじめ定めています。

- (1) 首長不在時の明確な代行順位および職員の参集体制
 - ・ 区の災害時の指揮系統体制を規定
 - ・ 災対本部長による指揮・監督が困難な場合の職務の代理を規定
 - ・ 災害時の職員の参集基準等について規定
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
 - ・ 災害対策本部については代替施設の候補先を第三順位まで規定
 - ・ 区の災害対応の中核となる本庁舎は、耐震化が完了しているが、非構造部材や配管等も含め対策を進めている。
- (3) 電気、水、食料等の確保
 - ・ 庁舎における電気、水道、トイレの確保や、燃料対策を規定
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
 - ・ 電話、防災行政無線等の通信手段を規定
- (5) 重要な行政データのバックアップ
 - ・ 災害時の被災者支援や住民対応にも必要な行政データのバックアップを規定
- (6) 非常時優先業務の整理
 - ・ 災対各部が行うべき非常時優先業務を、発災後の経過時間ごとに規定

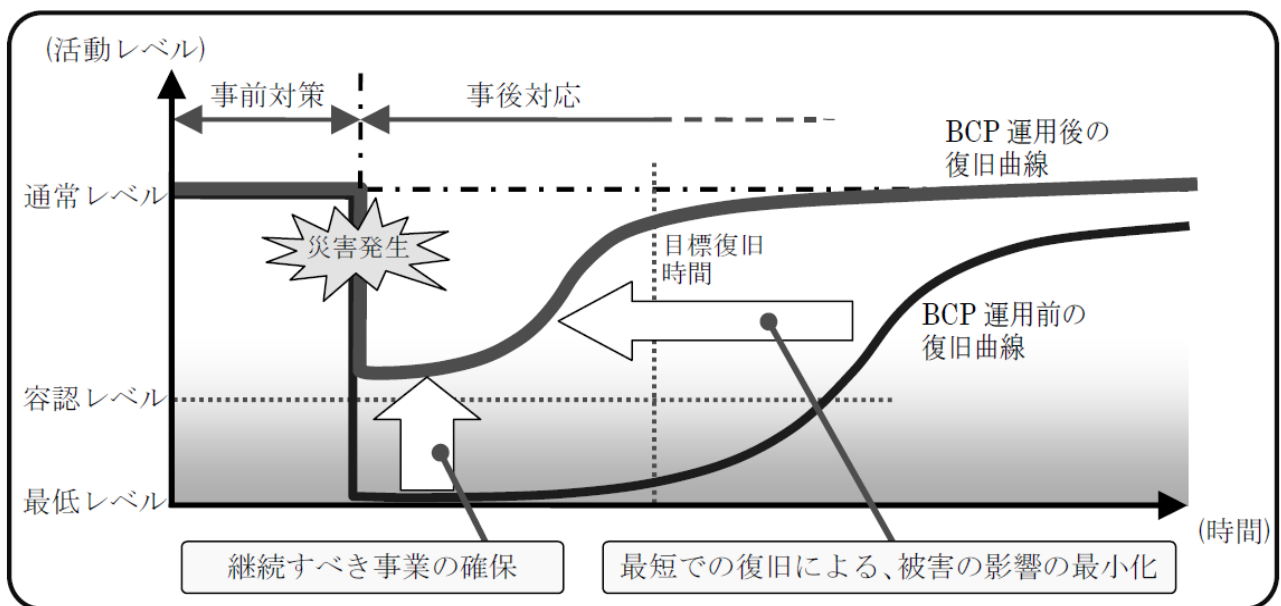
第3款 事業者の事業継続計画（BCP）の策定【危機管理室、産業経済部】

災害に備え事業者が事業継続計画（BCP）を策定することにより、震災が発生した場合でも事業の継続と迅速な復旧が図られ、顧客や従業員の安全が確保できるようになります。また、地域貢献・地域との共生を通じて事業所の所在する地域の早期復興にもつながります。

東京都は、BCPの実効性を確保するため、BCPを策定した企業が取組み対策に係る費用の一部を補助しています。

区においても事業者への事業継続計画（BCP）の策定について普及・啓発に取り組みます。

事業継続計画（BCP）策定による事業の確保と早期復旧のイメージ図



第6節 職員への防災教育・研修および訓練

第1款 職員の防災教育・研修【危機管理室・各部】

区は、災害から区民の生命・身体および財産を守るため、職員に対する防災教育および研修を実施します。

また、東京都や防災機関等が実施する研修に積極的に参加します。

1 全職員を対象とした防災教育・研修

eラーニング等を活用し、区の防災対策や避難拠点の運営等を内容とした研修を少なくとも年1回は実施します。

2 新規採用職員を対象とした防災教育・研修

新規採用職員研修の場を活用し、区の責務や防災対策に関する研修を実施します。

3 緊急初動要員を対象とした研修

緊急初動要員（本部要員・避難拠点要員・帰宅支援ステーション要員）を中心とした区職員に対し、少なくとも年1回、練馬区地域防災計画の内容や初動期における活動態勢等に関する研修会や訓練等を実施します。

4 職層に応じた研修

区の災害対応力を向上させるため、中心となって指揮・命令する管理職を対象とした研修や講演会を実施します。

5 その他、東京都や関係機関が実施する研修

危機管理室の職員や各部の職員は、必要に応じて担当する防災業務に関する東京都や防災機関等が開催する研修や講習会に積極的に参加します。

第2款 訓練の実施【危機管理室・各部】

発災時の様々な事象に対処できるよう、防災関係機関と連携した訓練を実施します。

- | |
|------------------------------------|
| (1) 職員の参集訓練 |
| (2) 避難拠点や福祉避難所、練馬区帰宅支援ステーションの立上げ訓練 |

- (3) 各防災関係機関（警察署、消防署、ライフライン機関等）と連携した災害対策本部立上げ訓練
- (4) 出水期前に、危機管理室、土木部、関係機関において実施する水防訓練、土砂災害対応訓練
- (5) 発災時の負傷者を円滑に治療するために実施する、医療救護所指定避難拠点と災害時医療機関等との「医療救護所訓練」
- (6) 他自治体や民間事業者との連携を強化する協定訓練
- (7) 移動系防災行政無線・MCA無線各局と実施する、通信の要領、無線機の操作方法、無線通信訓練
- (8) 危機管理室内で実施する、初動対応訓練
- (9) その他、各部が独自に実施する訓練

第3章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第1節 受援体制

被害が甚大で、区だけで対応ができない場合は、東京都に応援を求めます。また、協定自治体、被災していない他の地域の自治体や民間事業者の協力支援の要請を行います。

発災時に、東京都、特別区支援対策本部、協定自治体や民間事業者などから、支援物資や人的支援等を受けることから、それらの支援を受け入れるための受援体制を構築します。

区は、発災時に自治体職員等の応援職員等を円滑に受け入れ、非常時優先業務を実施することができるよう、「練馬区災害時受援応援計画」に沿って体制を整備し、適宜計画の見直しを行います。

第1款 国の応援制度

1 被災市区町村応援職員確保システム

大規模災害が発生した場合には、被災住民の生活再建を支援するため、避難所の運営や災証明書の交付事務などについて迅速・的確な対応が求められます。

このため、これらの災害応急対策を担う被災市区町村においては、当該団体の職員だけでは人的体制が圧倒的に不足することとなり、被災住民の生活再建を円滑に進めるためには、短期集中的に、大量の応援職員を迅速に確保することが不可欠となります。

このような応援職員の確保のためには、都道府県、指定都市およびその他の市区町村という全ての地方公共団体の人的資源をフルに活用しなければ対応が困難で、かつ、被災地支援の漏れ・落ち・輻輳を回避する観点からも、一元的に全国の地方公共団体を統括するスキームを構築し、総務省、地方公共団体の全国的連合組織、各地方公共団体それぞれの役割分担や、応援職員の派遣の方法・内容等をあらかじめ明確化しておかなければならないことから、全国一元的なスキームとして、「被災市区町村応援職員確保システム」が構築されました。

(1) 地方公共団体からの応援職員の派遣（短期）

被災地への人的支援は、総務省が構築した「応急対策職員派遣制度」によって、全国一元的な応援職員の派遣を行います。この制度によって、応援職員は、被災市区町村の長の指揮下で、避難所運営や災証明書の交付等の災害対応業務の支援や、被災市区町村が行う災

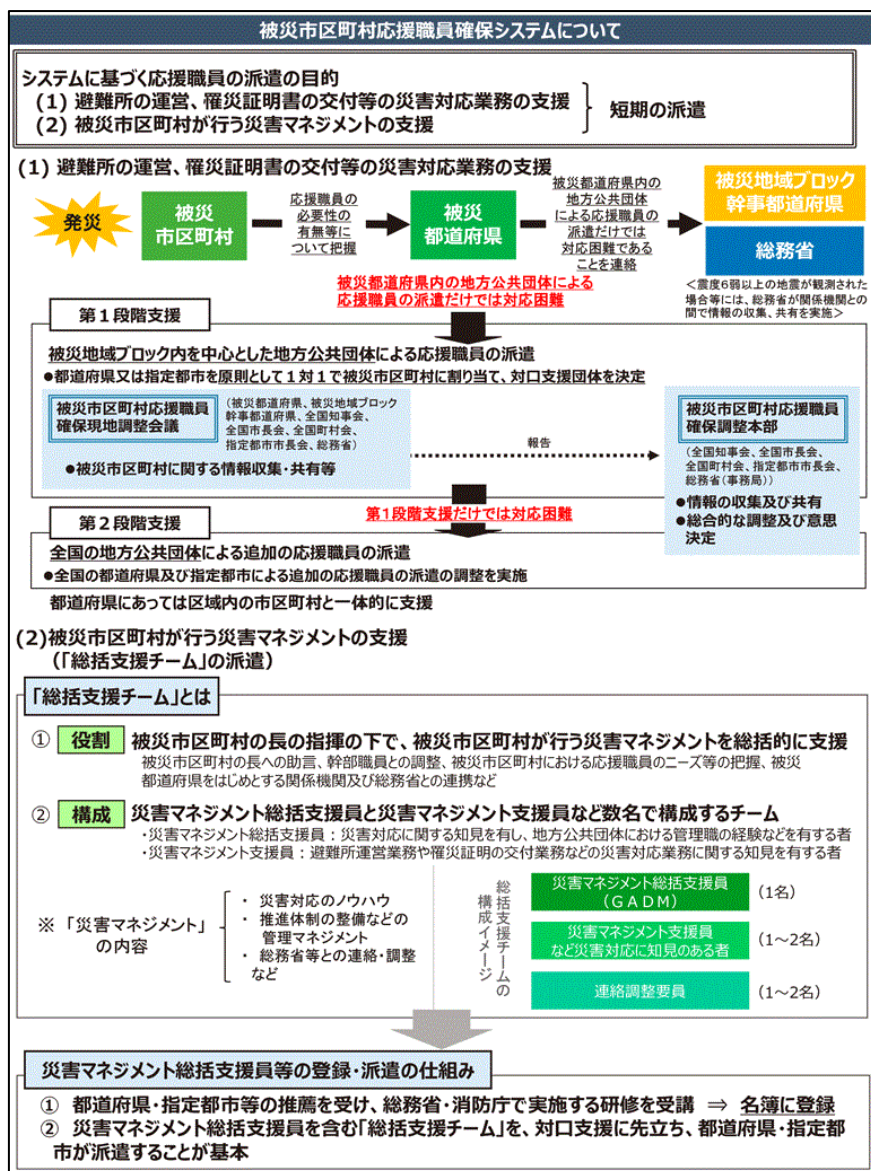
害マネジメントを総括的に支援します。

① 第1段階支援

被災自治体（市町村）を含む道府県および当該道府県内の市町村による応援職員だけでは災害対応業務が困難である場合、当該道府県が所属するブロック（北海道東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州）内の道府県または指定都市が、「総括支援チーム」として被災自治体と1対1で割り当てられます（対口支援方式）。割り当てられた総括支援チームは、応援職員を派遣します。

② 第2段階支援

総括支援チームによる支援（第1段階支援）では被災自治体での災害対応業務が困難である場合、ブロック外の道府県または指定都市が「対口支援チーム」に割り当てられ、応援を行います。派遣職員は、避難所の運営、り災証明書の交付等の支援を行います。



※ 総務省HPより引用

I 防災共通編 第2部責務と体制
第3章広域的な視点からの応急対応力の強化

(2) 専門分野の職員派遣

国等が関与して全国的に行われる、保健衛生、応急危険度判定、水道、災害廃棄物の収集などの専門性の高い分野や、災害協定に基づく応援職員の派遣については、「応急対策職員派遣制度」の業務対象外であることから、それぞれの要請に基づき、職員派遣を行うものとされています。

関係省庁	仕組みの名称	主な支援内容
文部科学省	被災文教施設応急危険度判定	被災文教施設の応急危険度判定の実施
厚生労働省	水道	応急給水、被災した水道施設の応急復旧
厚生労働省	災害派遣医療チーム (DMAT)	災害急性期（発災後概ね48時間以内）に被災地等で医療支援等を実施
厚生労働省	保健師等支援チーム	公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の巡回による被災者の健康管理
厚生労働省	災害派遣精神医療チーム (DPAT)	自然災害や集団災害の発生時における、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援
厚生労働省	災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT)	被災地方公共団体の保健医療調整本部および保健所が行う保健医療行政の指揮調整機能等が円滑に実施されるよう応援
農林水産省	農業農村災害緊急派遣隊 (水土里(みどり)災害派遣隊)	被災した農地・農業用施設の初期情報収集、緊急概査、技術支援等
国土交通省	緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)	被害状況の把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等、被災地方公共団体に対する技術的な支援
国土交通省	被災建築物応急危険度判定	被災した建築物の応急危険度判定の実施
国土交通省	被災宅地危険度判定	被災した宅地の危険度判定の実施
国土交通省	下水道	被災した下水道施設の復旧
環境省	災害廃棄物処理支援ネットワーク (D. Waste-Net)	<p><研究・専門機関(専門家・技術者を派遣)> >処理体制の構築、排出・分別方法の周知、初期推計量に応じた一次仮置場の確保・管理運営等に関する現地支援 等</p> <p><一般廃棄物関係団体(ごみ収集車等や作業員を派遣)> >生活ごみ等の収集・運搬、処理に関する現地支援 等</p>

① 災害時の保健師等広域応援派遣

避難所等において保健活動を行う保健師等を確保するため、被災自治体の都道府県以外の都道府県から、保健師等の派遣が行われます。保健師は、避難者の健康管理、健康観察、避難所の感染症対策・衛生管理、生活環境整備などを行います。

② 災害廃棄物処理に関する派遣

災害廃棄物処理を経験し、知見を有する地方公共団体の人材を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、被災地方公共団体の災害廃棄物処理に関するマネジメント支援を行う「災害廃棄物処理支援制度」を、環境省が令和2年度に創設しました。被災地方公共団体からの要請を基に、環境省等が支援員のマッチングを行い、派遣が行われます。

(3) 地方公共団体からの応援職員の派遣（中長期）

中長期的に被災自治体の受援・応援が必要になった場合は、「復旧・復興支援技術職員派遣制度」により職員の派遣が行われるほか、総務省と全国市長会・全国町村会の派遣制度による、被災市町村への応援職員派遣があります。

2 物資調達・輸送調整等支援システム

被災地への物的支援は、国・自治体・避難所の担当者が、避難所への物資到着状況の把握や避難所のニーズの集約を一元的に管理・共有できるよう、「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用することとしています。

第2款 受援本部の設置【統括部・災対総務部】

災对本部内に、受援に関する全体の調整を担当する受援本部を設置し、自治体への応援要請や区全体の人的支援のニーズ把握や配分、受援に関する状況の取りまとめおよび災对本部への報告等を行います。

協定締結団体や専門ボランティア等については、災対各部が応援要請を行い、受援に関する状況を受援本部に報告します。

第3款 特別区支援対策本部への支援要請【統括部・災対総務部】

災对本部長は、練馬区だけでは十分な対応ができない場合は、特別区支援対策本部へ支援を要請します。特別区支援対策本部は、被災を免れた区または被災の軽微な区のうち、被災区への支援が可能な区（以下「支援区」という。）が連携して体制を構築します。支援区は、被災区への支援が必要と認め

I 防災共通編 第2部責務と体制

第3章広域的な視点からの応急対応力の強化

られるときは、災害発生後直ちに支援体制を整え、原則として、本部の要請に従って支援活動を行うものとします。

発災時に本部設置区を決定する場合、迅速に支援体制を確立するため、次に定める順位に従って決定します。

第1順位 区長会会長区

第2順位 区長会副会長区のうち、行政順位先順位区

第3順位 区長会副会長区のうち、行政順位後順位区

「特別区災害時相互協力および相互支援に関する協定」が定める支援内容

項目	主な内容
職員の派遣	○ 応援職員の派遣 ○ 応援職員のための宿舎・食料等の提供
救援物資	○ 救援物資の提供 ○ 集積場所等の提供
避難場所	○ 共同現地本部の設置
ボランティア	○ ボランティアのあっせん ○ ボランティアへの情報提供・募集・受付・宿舎提供
被災者	○ 施設提供
動物	○ 職員・資器材・物資等の派遣、提供
医療救護	○ 医療救護班の派遣
ごみ、し尿、がれき	○ 職員・資器材・物資等の派遣、提供
災害時要援護者	○ 専門職員等の派遣 ○ 支援区での二次避難場所の提供等災害時要援護者の受入れ
遺体の搬送、埋葬	○ 職員・物資等の派遣、提供
道路復旧	○ 職員・資器材等の派遣、提供
住家被害認定調査、 り災証明書発行	○ 職員・資器材等の派遣、提供
仮設住宅	○ 職員・資器材等の派遣、提供 ○ 支援区での建設用地の確保

【資料編 資料10-012、資料10-013 参照】

第4款 東京都への応援要請【統括部・災対総務部】

災対本部長は、区の能力では応急対策の万全を期しがたい場合は、都知事等に対し、応援を求め、または災害応急対策の実施を要請することができます（災対法第68条）。

都知事は、災害を受けた区市町村が応急対策を円滑に実施できるようにす

るため、他の区市町村に対し応援する業務、または防災機関の応援をあっせんします。

まず、口頭または電話等をもって要請し、後日文書によりあらためて処理をします。

要請の種類は次のとおりです。

災害救助法の適用（第3章 第5節 災害救助法の適用 参照）

- (1) 被災者の他地区への移送
- (2) 東京都の各局による応援または応急措置
- (3) 他区市町村、他県または指定地方行政機関の応援あっせん
- (4) 他県または指定地方行政機関の職員の派遣のあっせん
- (5) 自衛隊の災害派遣

応援にあたって示す事項は、次のとおりです。

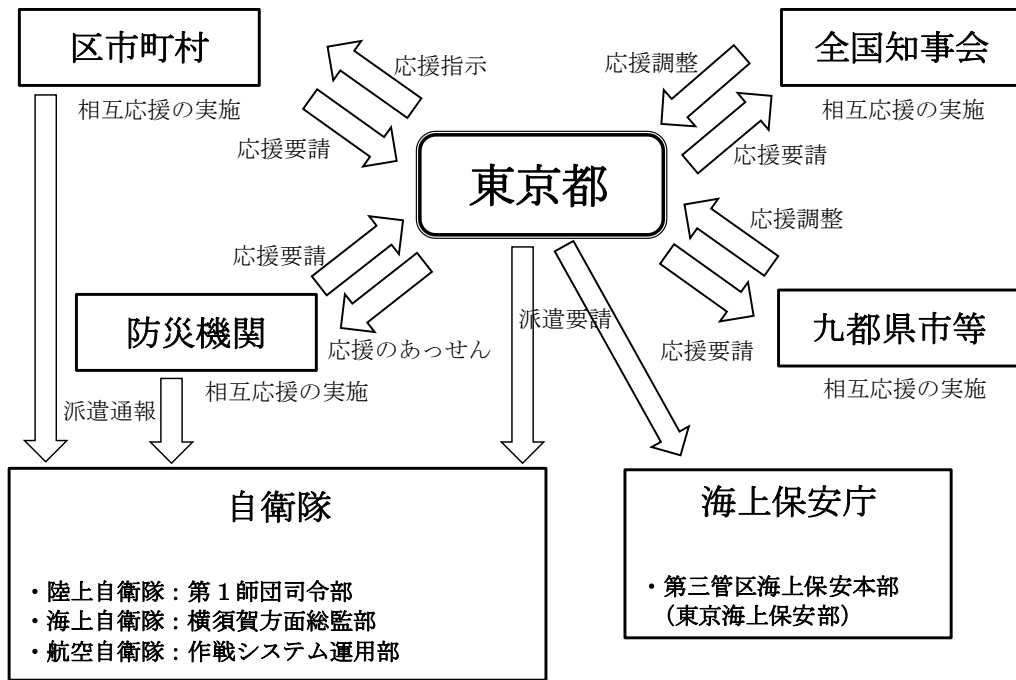
- (1) 災害の状況および応援を求める理由
- (2) 応援を希望する機関名
- (3) 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名および数量
- (4) 応援を必要とする場所、期間
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要な事項

東京都は、大規模災害発生時に、都単独では十分な応急対策等が実施できない状況に備え、全国知事会、九都県市、21大都市との間で広域連携協定を締結し、災害発生時の相互応援の枠組みを確保しています。

また、被災市区町村応援職員確保システムにより、総務省や関係機関（全国知事会、全国市長会、全国町村会等）が協力して、全国の地方公共団体の人的資源を最大限活用して被災市区町村を支援することとしています。

I 防災共通編 第2部責務と体制
 第3章広域的な視点からの応急対応力の強化

【応援協力・派遣要請のフロー】



第5款 他市町村等への応援要請【統括部・災対総務部】

災対本部長は、必要と認めるときは、他の市町村に対し、応援の要請を行います（災対法第67条）。

また、他の自治体の円滑な協力が得られるようあらかじめ協定を締結し、協力体制を確立します。

1 協定の内容

- (1) 災害時総合応援協定（総合協定）
 職員の派遣を含む総合的な応援協定
- (2) 災害時物資等支援協定（物資等支援協定）
 生鮮食料品等の応急物資の援助に関する協定
- (3) 災害時隣接自治体応援協定（隣接協定）
 災害時における連携を強化するために、応援職員の派遣や避難者の相互受入れ等の協定

2 協定締結自治体

- (1) 災害時総合応援協定（総合協定）
 長野県上田市、群馬県前橋市、埼玉県上尾市
- (2) 災害時物資等支援協定（物資等支援協定）
 福島県塙町、群馬県下仁田町、群馬県館林市
- (3) 災害時隣接自治体応援協定（隣接協定）
 東京都および都内区市町村、特別区、東京都西東京市、埼玉県和光市、埼玉県新座市、東京都武蔵野市

3 協定締結自治体との連携強化

協定を締結した自治体とは、以下のとおり連携強化の取組を推進します。

- (1) 災害時総合応援協定（総合協定）
 - ・定期的な情報交換
 - ・協定に基づくマニュアルの策定（救援項目、方法の明確化等）
 - ・自治体間相互による合同防災訓練の実施や各自自治体を実施する防災訓練等への職員派遣や協力
 - (2) 災害時物資等支援協定（物資等支援協定）
 - ・協定に基づくマニュアルの策定（救援項目、方法の明確化等）
 - (3) 災害時隣接自治体応援協定（隣接協定）
 - ・定期的な情報交換
 - ・協定に基づくマニュアルの策定（救援項目、方法の明確化等）
 - ・自治体間相互による合同防災訓練の実施や、各自自治体を実施する防災訓練等への職員派遣や協力
- （第4節第1款 災害応援計画 参照）

第6款 民間団体等との協力体制【統括部・災対各部】

1 関係機関との協力

練馬区の区域内における公共的団体と連絡を密にし、その機能を発災時に十分発揮できるよう体制を整備します。

2 民間団体との協定

発災時に民間団体からの積極的協力が得られるよう体制を整備します。また、各種団体と協定を結ぶことで、発災時の協力内容を定めます。

区は、災害時に協定の相手方から円滑かつ迅速な協力が得られるよう、日頃から連絡先の確認や訓練の実施など連携強化に努めます。

【資料編 資料11-001～資料24-016 参照】

- (1) 協定の内容および協定団体
資料編を参照
- (2) 協定団体との連携強化
協定団体は、次のとおり、連携強化の取組を推進します。
 - ・定期的な情報交換の実施
 - ・協定に基づくマニュアルの策定
 - ・各種団体等との合同防災訓練等の実施

第7款 自衛隊への災害派遣要請【統括部、自衛隊、東京都総務局】

1 自衛隊派遣部隊の活動

災害派遣部隊の活動内容は次のとおりです。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路または水路の障害物除去
- (7) 応急医療、救護および防疫
- (8) 人員および物資の緊急輸送
- (9) 被災者生活支援
- (10) 救援物資の無償貸付または譲渡
- (11) 危険物の保安および除去
- (12) その他臨機の措置等

2 区が行う手続き

- (1) 災対本部長は、災害が発生し、またはまさに発生する恐れがある場合で応急措置を実施する必要があると認めたときは、都知事に自衛隊の災害派遣を要請します（災対法第68条の2）。
- (2) 通信の途絶等により、都知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接、自衛隊に通報します。その後、速やかに都知事に通知します。

3 東京都が行う要請手続き

都知事は、次の事項を明らかにした文書で要請します。ただし、緊急時は電話または口頭で要請し、事後速やかに文書を送達します。

- (1) 災害の状況および派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域および活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

4 自衛隊派遣部隊の受入れ

- (1) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除
自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮します。
- (2) 作業計画および資器材の準備
どのような業務（救助、救急、応急医療、緊急輸送等）について派遣要請を行うのか、計画しておきます。
また、必要な資器材を準備し、施設の使用に際しては、管理者の了解を得ます。

- (3) 救助・救急部隊が使用する重機等に不足が生じる場合は、東京都の協力を得て、確保に努めます。
- (4) 活動拠点およびヘリポート等使用の通報
派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポートおよび宿舎等必要な設備について、東京都と協議のうえ、使用について調整し部隊に通報します。
- (5) 災害派遣部隊の撤収要請を行う場合の協議
各機関の長および派遣部隊の長ならびに自衛隊連絡班と協議して行います。
- (6) 経費の負担
経費は、原則として派遣を受けた区が負担するものとします。2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定めます。

第2節 ボランティアの受入体制

大規模災害において被災者に対する効果的な救援活動を実現するため、ボランティアや関係機関との連携を図ります。

第1款 ボランティア等による共助【危機管理室】

行政による「公助」や、住民一人ひとりが自発的に行う「自助」だけでなく、区民防災組織をはじめとした地域住民が連携して行う「共助」なくしては、被災者に対する効果的な救援活動を実施することは困難です。そのため、区は、地域住民が自主的に行うボランティア活動も含めた共助の活動を促進します。

第2款 練馬区の災害ボランティア制度【危機管理室、健康部、環境部、地域文化部】

1 練馬区災害ボランティア

(1) 目的

阪神・淡路大震災や東日本大震災などでは、学校に多くの方が避難し、地域の助け合いなどにより様々な支援活動が行われました。

しかしながら、いつ発生するか分からない災害に対して、支援者がどれだけ集まることができるのか、また、高齢者や障害者などが避難場所まで自力で避難できないなど、様々な課題も指摘されています。

こうした課題への取組の一つとして、区では主に避難拠点で活動する事前登録制の災害ボランティアを募集しています。

(2) 活動内容

区の区域内で、震度5弱以上の地震が発生したときに、あらかじめ区が指定した避難拠点（区立の小中学校）に参集し、自力での避難が困難な避難行動要支援者の安否確認や、避難拠点運営連絡会とともに被災者の支援活動を行います。また、平常時には避難拠点の会議や訓練に参加し、災害に対する意識の向上に努めます。

(3) 登録対象者

18歳以上の方。在住・在勤は問いません。

ただし、既に災害時に活動する団体（防災会や避難拠点運営連絡会など）に所属し、この制度による活動が困難な方は対象外です。

2 医療救護所医療従事スタッフ

(1) 目的

区では、震度6弱以上の地震が発生した場合、区内10か所に医療救護所を設置します。医療救護所では、四師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会）から構成する医療スタッフが中心となり、トリアージや軽症者の手当などを行います。（Ⅱ防災本編 第2章第1節 医療救護活動 参照）

発災時、特に発災から72時間の超急性期は、いかに迅速な対応ができるかが減災の大きなポイントになります。災害時の迅速かつ円滑な医療救護活動を実現させるため、「医療救護所医療従事スタッフ登録制度」を創設し、医師等をサポートする看護師・准看護師を募集しています。

(2) 活動内容

区内で震度6弱以上の地震が発生した際、事前に指定された医療救護所に自主的に参集し、トリアージや軽症者の手当などの医療救護活動を運営主体の指示のもと行います。

※災害の状況により、指定以外の医療救護所に配属される場合もあります。

(3) 登録対象者

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に規定する看護師・准看護師で、区内および近隣に在住・在勤の方。

※就労の有無や経験は問いません。

3 練馬区災害時ペット管理ボランティア

(1) 目的

震災時、自宅が被災して避難が必要なときは、ペットを同行して避難拠点（区立小中学校）へ避難します（Ⅱ防災本編 第5章第6節 飼育動物対策 参照）。ペットは、飼い主の方が責任を持って適正管理することが原則です。

過去の災害では、災害時の混乱の中で、鳴き声や臭い、飼育のマナー等が原因で、ペットを巡って避難者の間でトラブルが発生しています。

こうした課題に取り組むため、区では、災害時に飼い主とともに適切にペットの保護・管理を行うボランティアを募集しています。

(2) 活動内容

- ① 災害時、避難拠点において、ペットを連れてきた避難者の登録を行います。
- ② 災害時、飼い主とともに避難ペットの適正飼育、管理を行います。
- ③ 災害時、動物救護センターに収容された動物の飼育管理を行います。

す。

- ④ 平常時において、避難拠点の会議や訓練等に参加をします。
- ⑤ 平常時において、区の研修や関連事業に参加し、日頃から知識を習得します。

(3) 登録対象者

- ① ボランティアとして区と協働して活動する意欲があること。
- ② 満18歳以上であること。
- ③ 動物の適正飼育に関する知識や技能があること。または、動物の適正飼育について十分な経験があること。
- ④ 動物を扱う上で健康上の問題がないこと。
- ⑤ 活動場所への移動手段が確保できること。
- ⑥ 交通費や食費等、活動に要する経費を負担できること。

4 練馬区災害時協力登録車制度

(1) 目的

避難拠点には、当面の避難生活を支える資機材として小型発電機と一定量の燃料を配備しています。災害時のエネルギーセキュリティを確保するため、これに加え、区の保有する電気自動車等を緊急電源として活用することとしています。

区民・事業者の協力のもと、より多くの電気自動車等をあらかじめ確保するための取組の一つとして、災害時協力登録車制度を設けています。

(2) 活動内容

災害時において登録車両による給電活動が必要となった場合、登録者は区の要請に基づき、事前に登録した電気自動車等で避難拠点等へ参集し、緊急電源としての電力供給を行います。

(3) 登録対象車両

区内在住・在勤者が所有する電気自動車および燃料電池自動車等、外部給電機器（電気自動車等の電気を家庭用電源へ変換するために必要な機器）へ接続可能な車両が登録の対象です。

5 練馬区外国語通訳ボランティア

(1) 目的

外国人への行政サービスの充実を図るため、外国語の堪能な区民に外国語通訳ボランティアとして登録してもらい、区の各窓口からの求めに応じて派遣するものです。

窓口における行政手続や災害時に避難拠点で生活する際等に言語面で支援することとしています。

(2) 活動内容

平常時は、区の窓口等に派遣され、通訳業務等を行います。災害時には、避難拠点等で外国人をサポートします。

(3) 登録対象者

心身共に健全で国際交流に理解があり、日常生活に支障のない語学力を備える方。

第3款 練馬区災害ボランティアセンターの設置および運営【災対福祉部、練馬区社会福祉協議会】

発災時、区は練馬区災害ボランティアセンターを設置し、練馬区社会福祉協議会に対し、運営の要請を行います。区は、その運営が円滑に行われるよう、体制整備の支援に努めます。

1 活動内容

(1) 練馬区社会福祉協議会は、区の要請により、練馬区災害ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）を設置・運営します。ボランティアセンターにはコーディネーターを配置し、ボランティアの活動体制を確保します。

(2) ボランティアセンターの活動拠点として、練馬文化センターを指定しています。

※ 区は、災害時におけるボランティアセンターの運営に関し、練馬区社会福祉協議会と協定を締結しています。

※ 練馬区社会福祉協議会では、ボランティアセンター運営のためのマニュアルおよびボランティアセンター活動参加マニュアルを策定し、運営や活動のルールなどについて定めています。

※ 被災地周辺におけるボランティアの活動拠点が必要な場合は、被災状況等を勘案して当該活動拠点の設置を検討します。

(3) 災対各部、区民、団体等からのボランティアの申込および派遣を依頼する際の窓口は、直接ボランティアセンターが行います。

(4) 支援業務は次のとおりです。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 災対本部（災対福祉部）との連携による情報の収集および提供② 東京都災害ボランティアセンターとの連絡調整③ ボランティア団体との連絡調整④ ボランティアの受付・登録、配置、活動内容の指示⑤ ボランティア保険の加入手続き |
|--|

3 対象となるボランティア（個人・NPO等）活動

対象となるボランティア活動として、主に次の活動が考えられます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 避難拠点の運営補助および避難生活者の支援 |
|--|

- (2) 物資配送拠点における支援
- (3) 避難行動要支援者の支援
- (4) その他被災者の支援

第4款 登録ボランティアの派遣【災対健康部、災対都市整備部、東京都生活文化局、警視庁、東京消防庁、日本赤十字社東京都支部】

1 医療ボランティア

災対健康部は、医療救護所または避難拠点等に医療ボランティアを派遣します。

2 応急危険度判定員

災対都市整備部は、東京都と連絡を取り合い、計画的に応急危険度判定員の支援を要請します。

応急危険度判定員の資格要件は、次のとおりです。

応急危険度判定員資格（所管：東京都都市整備局）

建築士法第2条に規定する

○ 1級建築士 ○ 2級建築士 ○ 木造建築士

または都知事が特に必要と認めた者であって、都内在住または在勤者

3 被災宅地危険度判定士

被災宅地危険度判定士資格（所管：東京都都市整備局）

宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条他に規定する

○ 土木または建築技術者

4 建設防災ボランティア

公共土木施設の整備・管理等の職員として勤務した者（所管：東京都建設局）

公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者

5 交通規制支援ボランティア

交通規制支援ボランティアは、警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報ならびに交通規制用装備資器（機）材の搬送および設置等を実施します。

登録要件、活動内容は次のとおりです。

登録資格者	活動内容
<p>警察署の管轄区域内に居住し、または活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者</p>	<p>① 大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報ならびに交通規制用装備資器（機）材の搬送および設置を行う活動</p> <p>② 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動</p> <p>③ その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動</p>

6 東京消防庁災害時支援ボランティア

東京消防庁管轄区域における震度6弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し、消防署内での後方支援活動や応急救護活動などを実施します。

登録要件、活動内容は次のとおりです。

登録資格者	活動内容
<p>原則、東京消防庁管轄区域内に居住する方または勤務もしくは通学する15歳以上（中学生を除く。）の方で次のいずれかの要件を満たす方</p> <p>① 応急救護に関する知識を有する者</p> <p>② 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者</p> <p>③ 元東京消防庁職員</p> <p>④ 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格や技術等を有する者</p>	<p>1 災害時 災害時には、東京都消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施。</p> <p>2 平常時 消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施。</p> <p>チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」を実施。</p>

7 赤十字ボランティア

赤十字ボランティアの所管と活動内容は、次のとおりです。

所 管	活 動 内 容
赤十字 災害救護 ボランティア	災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修を修了・登録したボランティアで、医療救護の支援活動および赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネート等を行う。
地域赤十字 奉仕団	地域において組織された奉仕団で、災害時には区市町村と連携し、避難所および赤十字エイドステーション等において被災者等への支援活動を行う。
特別赤十字 奉仕団	学生および特定の技能を有した方で組織された奉仕団で、災害時は各団の特色を生かし、避難所等において被災者のケア等の活動を展開する。
赤十字個人 ボランティア	日本赤十字社東京都支部および病院・血液センター等で活動する個人登録されたボランティアで、災害時は個人の能力・技能、活動希望等により被災者等への支援活動を行う。

8 赤十字エイドステーション

赤十字エイドステーションの活動内容は、次のとおりです。

目 的	災害時に多数の帰宅困難者が、都心部から郊外の居住地に徒歩等で帰宅するにあたり、主要道路に簡易な支援所（エイドステーション）を設置し、徒歩帰宅困難者を支援する。
内 容	炊出食・飲料水の配布、応急手当、交通情報・地理情報・通過情報の提供等を必要に応じ組み合わせて行う。
開 設 時 期 ・ 時 間	災害発生直後から36時間以内
活 動 主 体	赤十字救護ボランティアおよび周辺住民等の協力者

9 防災（語学）ボランティア

被災外国人への対応として、東京都では「外国人災害時情報センター」を開設します。区は東京都に対して、東京都防災（語学）ボランティアを、必要に応じて派遣要望します。

東京都防災（語学）ボランティア（所管：東京都生活文化局）
一定以上の語学能力を有する者（満18歳以上、70歳未満の都内の在住、在勤、在学者）

第3節 区立施設等の災害時利用計画

発災直後から応急対策活動を円滑に実施するため、必要な施設を事前に確保します。

第1款 区立施設等の利用計画【関係災対各部、社会福祉協議会】

災害時の区立施設等の利用計画は練馬区災害対策検討委員会で決定します。
また、区を含む各防災関係機関においても、必要に応じて、災害時の区立施設等の利用計画を定めます。複数の防災関係機関に係るものは、防災会議においてその用途を決定します。

災害時の区立施設等の利用計画

名称	災害時の用途	災害時の担当部等
練馬文化センター	練馬区帰宅支援ステーション 練馬区災害ボランティアセンター	災対地域文化部 災対福祉部 練馬区社会福祉協議会
地区区民館、地域集会所等	小規模な水害等の際の避難所(河川の 溢水、崖崩れ等)	災対地域文化部
デイサービスセンター 特別養護老人ホーム 中村橋福祉ケアセンター (心身障害者福祉センター) 福祉園 都立特別支援学校 介護老人保健施設	福祉避難所	災対福祉部
区立小中学校	避難拠点 大水害等の際の避難所(一部を除く)	災対教育振興部
光が丘区民ホール 関区民ホール 石神井公園区民交流センター 区民・産業プラザ 勤労福祉会館 生涯学習センター分館	練馬区帰宅支援ステーション	統括部 災対区民部 災対産業経済部 災対地域文化部
中村南スポーツ交流センター 平和台体育館 上石神井体育館 大泉学園町体育館 桜台体育館(予備)	遺体安置所	災対地域文化部
区民事務所	り災証明書の発行所	災対区民部
総合体育館 光が丘体育館	地域内輸送拠点	災対地域文化部
都立石神井高等学校 都立大泉桜高等学校 都立練馬高等学校 都立練馬工業高校 東京学芸大附属大泉小学校 東京三育小学校 アオバジャパンインターナ ショナルスクール光が丘校	救援物資集積所(候補) ※地域内輸送拠点による集積が困 難な場合 (順不同)	災対地域文化部 統括部

I 防災共通編 第2部責務と体制

第3章広域的な視点からの応急対応力の強化

※ 上記のほか、区民が自主的に自宅周辺の区立施設に避難した場合には、一時的に受入れることができるよう、一時（いつとき）避難場所として避難者を受け入れます。

第2款 防災関係機関相互での代替施設・活動拠点の提供【危機管理室、地域文化部】

災害時に、応援部隊の駐留場所が必要になったり、警察署・消防署等の防災機関の庁舎が使用不能になる等の事態が生じた場合は、施設の利用調整を行いながら提供します。

区は、区内各警察署と費用負担等を定めた協定を結び、必要に応じて、次の施設の一部を提供します。

地 区	代替候補施設
練馬地区	生涯学習センター
光が丘地区	旭町南地区区民館
石神井地区	石神井公園ふるさと文化館

※ 上記施設が利用できない場合は、別の施設の利用を検討します。

また、区は、指定公共機関である日本郵便株式会社との間で「災害時における練馬区と郵便局（当時）との相互協力に関する覚書」を結び、必要に応じて、施設や用地の一部を相互に提供します。

【資料編 資料 23-001 参照】

第3款 都立学校およびその他の学校との協定【危機管理室】

都立学校については、区市町村長からの避難所指定の要請があった場合には、東京都地域防災計画に基づき、原則として承認されることになっています。区は、事前に都立学校との協定を結び、災害時の避難所としての利用について定めています。また、各校の立地条件により避難所以外に物資集積所やその他の用途を予定しています。

また、その他の学校についても、必要に応じて協議を進め、協定を結ぶ等の方法で災害時の利用について定めるものとします。

協定を締結している都立学校およびその他の学校は、次のとおりです。

I 防災共通編 第2部責務と体制
第3章広域的な視点からの応急対応力の強化

(令和5年4月1日現在)

都立学校		井草高校、大泉高校、石神井高校、第四商業高校、田柄高校、練馬高校、光丘高校、大泉桜高校、練馬工業高校、練馬特別支援学校、石神井特別支援学校、大泉特別支援学校
その他の学校	私立小学校	学校法人三育学園東京三育小学校
	その他	アオバジャパンインターナショナルスクール光が丘校、東京学芸大学附属国際中等教育学校、東京学芸大学附属大泉小学校、東京女子学院中学校・高等学校、富士見中学校高等学校

〔資料編 資料20-001～資料20-014 参照〕

第4節 応援体制

他の地域で発生した被害に対しては、自治体相互の応援体制の確立が重要です。相互援助協定自治体の場合は要請を待たずに、協定締結自治体以外の自治体の場合には要請に基づいて、それぞれ応援を行います。また、状況によっては要請がなくても応援を行います。

第1款 災害応援計画【統括部】

災対法第67条では、「市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない」と規定されています。

練馬区が同時に被災し、区域内の応急措置を実施するため、応援に応じるだけの余力がない場合であっても、原則支援します。

第2款 相互援助協定締結自治体に対する応援計画【統括部】

区は、災害時総合応援協定、災害時物資等支援協定、災害時隣接自治体応援協定を締結している自治体の区域内に災害が発生した場合、その自治体が迅速かつ円滑な災害対策活動を実施できるように、また通常業務に一刻も早く戻れるように、日頃から応援・派遣体制等の整備に努めます。

1 相互援助協定締結状況

令和5年4月現在、自治体との協定締結状況は、次のとおりです。

練馬区と福島県^{はなわまち}塙町との災害時における相互援助に関する協定書
(平成7年12月5日)
練馬区と西東京市との災害時における相互応援に関する協定書
(平成22年8月20日)
練馬区と和光市との災害時における相互応援に関する協定書
(平成22年8月27日)
練馬区と下仁田町との災害時における物資等の支援に関する協定書
(平成22年11月24日)
練馬区と前橋市との災害時における相互応援に関する協定書
(平成23年1月6日)
練馬区と新座市との災害時における相互応援に関する協定書
(平成23年9月2日)
練馬区と武蔵野市との災害時における相互応援に関する協定書
(平成24年1月30日)

練馬区と館林市との災害時における物資等の支援に関する協定書 (平成24年3月27日)
練馬区と上田市との災害時における相互応援に関する協定書 (平成25年4月3日)
練馬区と上尾市との災害時における相互応援に関する協定書 (平成25年4月3日)
特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定 (平成26年3月14日)
東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定 (令和3年3月27日)

2 事前の準備

区は、災害時総合応援協定、災害時物資等支援協定、災害時隣接自治体応援協定の趣旨に基づき、事前に必要な協議を行うとともに共同で訓練を実施し、その検証に努めます。

3 災害時の応援

(1) 初動

区は、協定締結自治体において震度5弱以上の地震やその他の災害が発生したときは、速やかに情報収集態勢をとります。被災地で相当の被害が発生していることが確認された場合は、要請を待たずに救援活動の準備を開始します。

特に、総合応援協定を締結する自治体において災害による甚大な被害が生じている場合、またはその恐れがある場合は、練馬区災害応援先遣隊を派遣します。先遣隊は、協定自治体の災害対策本部と調整のうえ、応援に必要な情報の区への報告、他協定自治体との調整等を行います。

(2) 救援本部

区長は、被災地から要請があった場合、または、被害が甚大で要請が困難であると判断した場合は、救援本部を設置し、直ちに関係機関に通知します。

また、救援本部の組織は災対本部に準じます。

救援本部の必要がなくなったときはこれを廃止し、関係機関に通知します。

(3) 救援要員の派遣

救援本部は、被災地に区職員の中から必要な人員を派遣します。

派遣期間は、原則として1週間程度とします。

第3款 協定自治体以外の自治体に対する応援計画【統括部】

区は、相互協力、相互支援、相互援助などの協定を締結している自治体以外の自治体に対しても、要請があれば必要な応援活動を行います。

災害時の人員の派遣および物資の輸送を個別に行うことは、交通渋滞や被災地の混乱を助長する可能性があるため、協定締結自治体以外の自治体の応援については、国が運用する応援スキームまたは被災自治体からの直接の応援要請に基づいて行います。

1 災害時の応援

(1) 初動

区は、協定締結自治体以外の自治体において、大規模な災害が発生したときは、速やかに情報収集態勢をとり、必要に応じて応援活動の準備を開始します。

ただし、区内や周辺自治体で震度5弱以上の地震やその他の災害が発生して、被災地で相当の被害が発生していることが確認された場合は、応援活動の準備を開始します。

(2) 救援本部

国や東京都または直接被災自治体から要請があった場合は、必要に応じて救援本部を設置します。

2 人的応援

人的応援については、国（総務省）が運用する「応急対策職員派遣制度」による応援スキームにより行います。

なお、国等が関与して全国的に行われる、保健衛生、応急危険度判定、水道、災害廃棄物の収集などの専門性の高い分野の応援職員の派遣については、「応急対策職員派遣制度」の業務対象外であることから、それぞれの要請に基づき、応援を行います。

(1) 応急対策職員派遣制度による応援

応急対策職員派遣制度により、東京都が対口支援チームに割り当てられた場合は、区は、東京都と一体的に人的応援を行います。

(2) 復旧・復興支援技術職員派遣制度による応援

中長期的に被災自治体の応援が必要になった場合は、復旧・復興支援技術職員派遣制度により職員の派遣を行います。

3 物的応援

物的応援については、被災自治体等からの要請があった場合には、道路状況や被災自治体での不足物資・受入体制を確認のうえ、応援を行います。

第4款 他区市町村に対する東京都からの応援要請【統括部】

他区市町村が被災し、都知事から応援の要請を受けた場合には、区は、当該区市町村に対して円滑かつ迅速に応援を行います。

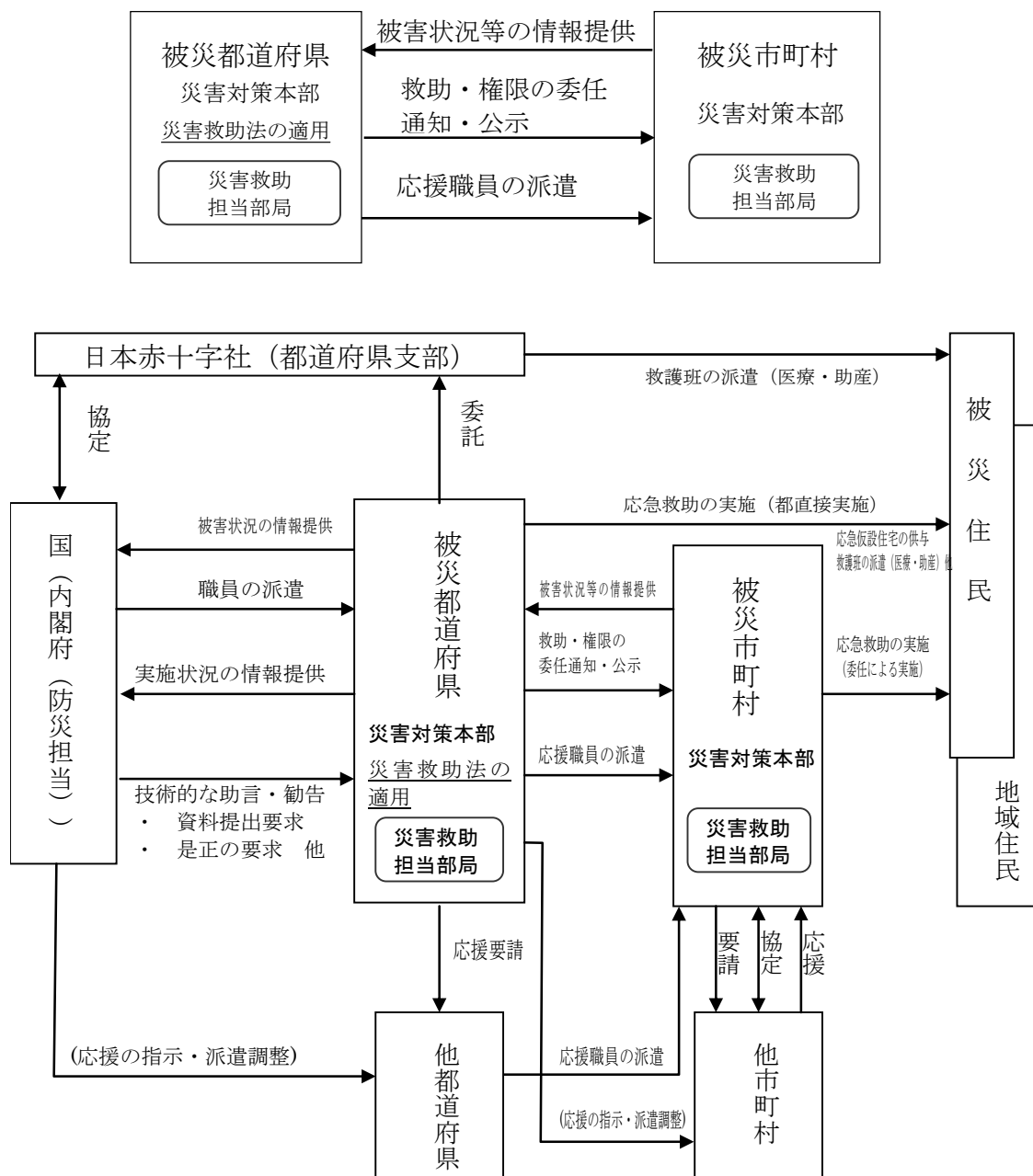
第5節 災害救助法の適用

災害が発生し被害が一定以上でかつ応急的な救助を必要とする場合、被災者の保護と社会秩序の安定を図るため、災害救助法の適用を申請します。

第1款 災害救助法の適用基準【統括部】

災害救助法施行令第1条に規定する適用基準のいずれか一つに該当する場合、申請により災害救助法が適用されます。

1 災害救助法の適用の流れ



2 適用基準

- (1) 区の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯数が、災害救助法施行令別表第1に定める数（練馬区では150世帯）以上であること。
- (2) 東京都の区域内で滅失した住家が災害救助法施行令第2表に定める数以上（2,500世帯以上）で、かつ、区の区域内で滅失した住家が別表第3に定める数（75世帯）以上であること。
- (3) 東京都の区域内で滅失した住家が災害救助法施行令別表第4に定める数（12,000世帯）以上または災害が隔絶した地域に発生した等、被災者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受ける恐れが生じたこと。
 - ※ 練馬区は、人口30万人以上の場合の数値が適用されます。
 - ※ 東京都は、人口300万人以上の場合の数値が適用されます。

3 住家滅失等の認定

- (1) 滅失
住家の損壊・焼失・流失した部分の床面積が住家延床面積の70%以上、または主要な構成要素の経済的被害額の損害割合が住家の50%以上
- (2) 半壊半焼：2世帯をもって滅失1世帯とみなします。
住家の損壊焼失部分の床面積が住家延床面積の20%以上70%未満、または主要な構成要素の被害額が住家の20%以上50%未満
- (3) 床上浸水・土砂堆積：3世帯をもって滅失1世帯とみなします。
滅失・半壊・半焼に該当しない場合で、浸水が床上に達した程度のもので、または土石竹木等の堆積等により一時的に居住できない状態となったもの。

第2款 災害救助法の適用申請【統括部】

1 都知事への災害救助法の適用申請

救助法の適用基準に該当する災害が発生し、または、災害が発生するおそれがある場合において国の災害対策本部が設置され、当該災害により被害を受けるおそれがある場合は、その旨を都知事に報告し、法の適用を要請します。

要請は、次の事項を電話で伝え、後日文書によって、改めて処理します。

- (1) 災害発生の日時、場所
- (2) 災害の原因、被害の概要

- (3) 適用を要請する理由
- (4) 適用を必要とする期間
- (5) 適用を必要とする地域
- (6) 既にとった救助措置、とろうとする措置
- (7) その他必要な事項

2 適用要請の特例

災害の事態が急迫していて、都知事による救助の実施を待つことができないときは、自ら救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処置に関して都知事の指示を受けます。

3 災害救助法適用の公布

救助法が適用されたときは、速やかに次のとおり公布されます。

公告

○月○日発生のお○災害に関し○月○日から○○区の区域に災害救助法（昭和22年法律第118号）により救助を実施する。

令和○年○月○日

東京都知事 ○○

第3款 災害救助法の内容【統括部】

1 災害業務の実施者

救助法の適用後は、都知事が災害対策の実施者となり、区長は、都知事の補助または委任による執行として災害に係る救助を行います。

2 帳簿の作成

救助法による救助の実施にあたり、救助ごとにその救助内容に沿った帳票の作成が義務付けられています。

災対各部は、遅滞なく救助業務を実施できるように、事前に準備をしておき、初期活動期から救助活動が終了するまで、関係帳簿の作成を行い、日ごとに記録、整理します。

3 災害報告および災害実施状況の報告

救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過にあわせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階があります。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となります。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに都知事に報告します。

4 救助の種類（救助法第4条）

(1) 救助法において規定されている救助の種類は、次のとおりです。

- ① 避難所および応急仮設住宅の供給
- ② 炊き出しその他による食品の給与および飲料水の供給
- ③ 被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与
- ④ 医療および助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- ⑦ 被災した住宅の応急修理
- ⑧ 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与
- ⑨ 学用品の給与
- ⑩ 埋葬
- ⑪ 死体の捜索および処理

(2) 救助は現物によって行うことが原則ですが、都知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができます。

救助の程度・方法および期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき都知事が定め、区市町村のほか関係機関に通知します。

第4款 従事命令等【統括部】

迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、都知事には次のような権限が付与されています。

- (1) 従事命令
一定の業種のもを、救助に関する業務に従事させる権限
- (2) 協力命令
被災者その他近隣のもを、救助に関する業務に協力させる権限
- (3) 管理、使用、保管命令および収用
 - ① 管理 知事が病院・診療所、旅館、飲食店等を管理する権限
 - ② 使用 管理と異なり土地、家屋、物資を物的に利用する権限
 - ③ 保管 救助その他緊急措置の物資を、一時的に業者に保管させておく権限
 - ④ 収用 必要物資を多量に買いためし、売り惜しみしているような場合は、その物資を収用する権限

第5款 災害救助基金の運用【東京都会計管理局】

東京都は、救助法に基づく応急救助の実施に要する費用の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てています（救助法第22条）。

第6款 災害救助法施行細則【東京都総務局】

東京都は、救助法、災害救助法施行令、災害救助法施行規則の施行に関し、必要な事項を定めています。

(令和5年6月20日現在)

救助の程度および方法			救助の期間	
救助の種類	救助の対象および方法	費用の種類および限度額等		
避難所および応急仮設住宅の供与	避難所	<p>○災害により被害を受け、または被害を受ける恐れのある方</p> <p>○学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの建物を利用することが困難なときは野外に仮設小屋を設置し、天幕を設営し、またはその他の適切な方法により実施</p> <p>○避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借り上げ、供与</p>	<p>○避難所設置費用は340円（1人1日あたり）（救助法第4条第1項第1号の避難所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃金職員等雇上費（避難所の設置、維持管理） ・消耗器材費 ・建物の使用謝金 ・器物の使用謝金 ・建物・器物の借上費または購入費 ・光熱水費・仮設トイレ等の設置費（救助法第4条第2項の避難所） ・建物の使用謝金 ・光熱水費 <p>○高齢者等の要配慮者の方で、避難所での生活において特別な配慮を必要とする方に供与する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算</p>	<p>（救助法第4条第1項第1号の避難所）</p> <p>○災害発生日から7日以内（避難所開設期間）</p> <p>（救助法第4条第2項の避難所）</p> <p>○救助を開始した日から、別に定める日までの期間</p>
	応急仮設住宅	<p>○全壊、全焼または流失により、居住する住家がない方で、自らの資力では住家を得ることができない方に建設し供与するもの（建設型仮設住宅）、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの（賃貸型仮設住宅）、または、その他適切な方法により供与するもの</p>	<p>1 建設型仮設住宅</p> <p>○原則として、公有地を利用する。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる</p> <p>○一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費および建築事務費等の一切の経費とし、6,775,000円以内とする</p>	<p>○建設型仮設住宅については災害発生日から20日以内に着工</p> <p>○賃貸型仮設住宅は、災害発生日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、供与</p> <p>○建設型仮設住宅および賃貸型仮設住宅を供与できる期間は、完成日から仮設建築物として認められた期間</p>

救助の程度および方法			救助の期間
救助の種類	救助の対象および方法	費用の種類および限度額等	
	応急仮設住宅	<p>○同一敷地内または近接する地域内に約50戸以上設置した場合は、居住者の集会施設を設置できることとし、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できるものとする。</p> <p>○福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造および設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数の方に供与する施設をいう）を設置できるものとする。</p> <p>○供与終了に伴う解体撤去および土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>2 賃貸型仮設住宅</p> <p>○一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて建設型仮設住宅の規模に準ずることとし、借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料または火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主または仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p>	

救助の程度および方法				救助の期間		
救助の種類		救助の対象および方法	費用の種類および限度額等			
炊き出し その他による食品 の給与および飲料 水の供給	炊き出し その他による食品 の給与	○避難所に避難している方 ○住家に被害を受け、もしくは災害により 現に炊事のできない方 ○炊き出し等による食品は現物支給	○炊き出し等の費用は1,230円以内（1人1日あたり。 主食、副食、燃料等の経費を含む）	○災害発生日から7日以内 （炊き出し等期間）		
	飲料水の 供給	○災害のため現に飲料水を得ることがで きない方	○飲料水の供給費用は通常の実費 （水の購入費、給水または浄水に必要な機械・器具 の借上費、修繕費・燃料費、薬品費・資材費）	○災害発生日から7日以内 （飲料水の供給期間）		
被服、寝具その他生活 必需品の給与または 貸与	○住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼ま たは床上浸水（土砂の堆積等により一時的 に居住することができない状態となつた ものを含む）、全島避難等により、生活上 必要な被服、寝具その他日用品等を喪失ま たは損傷等により使用することができず、 直ちに日常生活を営むことが困難な方 ○被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範 囲内で現物支給 ・被服、寝具、身の回り品 ・日用品 ・炊事用具、食器 ・光熱材料		○生活必需品の給与・貸与の費用は、季別・世帯区 分により1世帯あたり下表に掲げる額の範囲内（季 別は災害発生日で決定） ○住家の全壊、全焼または流失により被害を受けた 世帯	○災害発生日から10日以内 （生活必需品等の給与・貸 与期間）		
			世帯区分\季別		夏季 （4～9月）	冬季 （10月～3月）
			1人世帯		19,200円	31,800円
			2人世帯		24,600円	41,100円
			3人世帯		36,500円	57,200円
			4人世帯		43,600円	66,900円
			5人世帯		55,200円	84,300円

救助の程度および方法				救助の期間	
救助の種類	救助の対象および方法	費用の種類および限度額等			
被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与	<p>○住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼または床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失または損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な方</p> <p>○被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被服、寝具、身の回り品 ・日用品 ・炊事用具、食器 ・光熱材料 	6人以上の世帯	55,200円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに8,000円を加算した額	84,300円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに11,600円を加算した額	
		○住家の半壊、半焼または床上浸水により被害を受けた世帯			
		世帯区分\季別	夏季(4～9月)	冬季(10月～3月)	
		1人世帯	6,300円	10,100円	
		2人世帯	8,400円	13,200円	
		3人世帯	12,600円	18,800円	
		4人世帯	15,400円	22,300円	
		5人世帯	19,400円	28,100円	
6人以上の世帯	19,400円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに2,700円を加算した額	28,100円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに3,700円を加算した額			
				○災害発生日から10日以内(生活必需品等の給与・貸与期間)	

救助の程度および方法			救助の期間 救助の対象および方法	
救助の種類	救助の対象および方法	費用の種類および限度額等		
医療・助産	医療	<p>○災害により医療が受けられなくなった方（応急処置）</p> <p>○原則、救護班が実施。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院または診療所において医療を行うことが可能</p> <p>○医療の範囲内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療 ・薬剤または治療材料の支給 ・処置、手術その他の治療・施術 ・病院または診療所への収容 ・看護 	<p>○使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕等の実費（救護班の場合）</p> <p>※ただし、病院または診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内、施術者による場合は協定料金の額以内</p>	<p>○災害発生日から14日以内（医療実施期間）</p>
	助産	<p>○災害発生日の前または以後7日以内に分べんした方で、災害により助産が受けられなかった方</p> <p>○助産の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分べんの介助 ・分べん前後の処置 ・衛生材料の支給 	<p>○使用した衛生材料等の実費（救護班の場合）</p> <p>※ただし、助産師による場合は慣行料金の8割以内</p>	<p>○分べんした日から7日以内（助産実施期間）</p>
被災者の救出	<p>○生命・身体が危険な状態にある方、生死不明の状態にある方</p>	<p>○通常の実費（救出のための機械、器具等の借上費または購入費、修繕費、燃料費等）</p>	<p>○災害発生日から3日以内（救出期間）</p>	

救助の程度および方法			救助の期間 救助の対象および方法
救助の種類	救助の対象および方法	費用の種類および限度額等	
被災した住宅の応急修理	<ul style="list-style-type: none"> ○住家が半壊または半焼し、自らの資力では応急修理することができない方 ○大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した方 	<ul style="list-style-type: none"> ○半壊または半焼に準ずる程度の損傷 一世帯あたり343,000円 ○上記以外 一世帯あたり706,000円以内 (日常生活に必要最小限度の部分の修理費) 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生日から3月以内に完了 (特定災害対策本部、非常災害対策本部、緊急災害対策本部が設置された災害は6月以内) (住宅応急修理期間)
生業に必要な資金の貸与	<ul style="list-style-type: none"> ○別途規定 		
学用品の給与	<ul style="list-style-type: none"> ○住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼または床上浸水による喪失もしくは損傷等により学用品を使用することができない就学上支障のある児童・生徒 ○学用品の給与は、次に掲げるものを被害の実情に応じ現物支給 <ul style="list-style-type: none"> ・教科書 ・文房具 ・通学用品 	<ul style="list-style-type: none"> ○学用品の給与費用は、次の額の範囲内 ○教科書代 <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学生徒 教科書や教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、またはその承認を受けて使用しているものの費用 ・高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材費 ○文房具・通学用品 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校児童1人につき4,800円 ・中学校生徒1人につき5,100円 ・高等学校等生徒1人につき5,600円 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生日から教科書は1月以内、その他の学用品は、15日以内 (学用品の給与期間)
埋葬	<ul style="list-style-type: none"> ○遺体の応急的処理程度 ○次の範囲内で、なるべく棺または棺材等の現物を実際に埋葬を実施する方に支給 <ul style="list-style-type: none"> ・棺(附属品を含む。) ・埋葬または火葬(賃金職員等雇上費を含む。) ・骨つぼ、骨箱 	<ul style="list-style-type: none"> ○埋葬費は、一体あたり大人219,100円以内、小人175,200円以内 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害の発生日から10日以内 (埋葬実施期間)

救助の程度および方法			救助の期間 救助の対象および方法
救助の種類	救助の対象および方法	費用の種類および限度額等	
遺体の捜索	○行方不明の状態、各般の事情により既に死亡していると推定される方	○通常の実費 (捜索のための機械、器具等の借上費または購入費、修繕費、燃料費等)	○災害発生日から10日以内 (遺体捜索期間)
遺体の処置	○災害の際死亡した方について、埋葬を除く遺体に関する処理 ○遺体の処置は、次の範囲内において実施 ・遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ・遺体の一時保存 ・検案 ○原則として救護班によって実施	○遺体の処置のため費用は、次に掲げるとおり ・遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理費用は、一体あたり3,500円以内 ○遺体の一時保存のための費用 ○遺体を一時収容するために既存建物を利用する場合 ・借上費は通常の実費 ○既存建物を利用できない場合 ・一体あたり5,500円以内 ○遺体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、通常の実費を加算 ○検案が救護班でできない場合は慣行料金の額以内	○災害発生日から10日以内 (遺体処理期間)
障害物の除去	○居室、炊事場など生活に欠くことのできない場所または玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態で、自らの資力では障害物を除去することができない方	○一世帯あたり138,700円以内 (除去のため必要な機械、器具等の借上費または購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等)	○災害発生日から10日以内 (障害物除去期間)

救助の程度および方法			救助の期間 救助の対象および方法
救助の種類	救助の対象および方法	費用の種類および限度額等	
救助のための輸送費・賃金職員等雇上費	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者の避難に係る支援 ○医療・助産 ○被災者の救出 ○飲料水の供給 ○遺体の捜索 ○遺体の処理 ○救済用物資の整理配分 	<ul style="list-style-type: none"> ○通常の実費 (輸送費・賃金職員等雇上費) 	<ul style="list-style-type: none"> ○当該救助の実施が認められる期間 (救助のための輸送・賃金職員等の雇用を認められる期間)

第6節 激甚災害の指定

大規模な災害が発生した場合には、激甚法による財政援助等を受け、迅速な復旧を実施します。

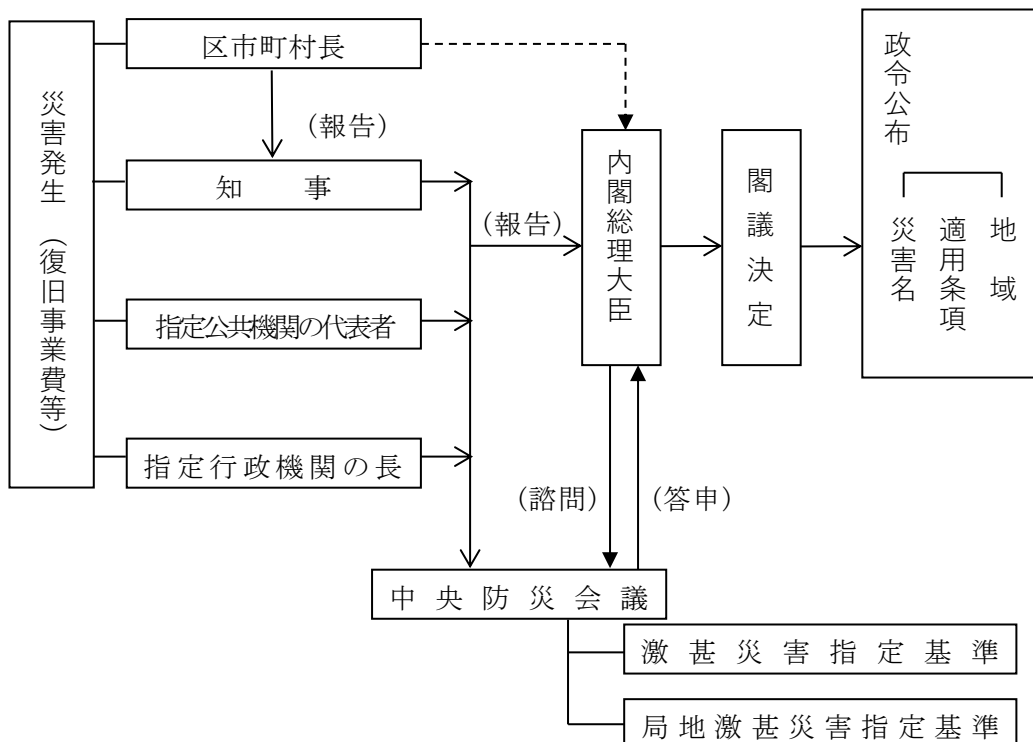
第1款 激甚災害指定の手続【統括部】

災害が発生した場合は、速やかにその災害の状況およびこれに対してとられた措置の概要を都知事（都知事に報告できない場合は内閣総理大臣）に報告します（災対法第53条）。

内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断します。この場合、中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準に基づいて、指定すべき災害かどうかを答申します。

※ 激甚災害（激甚災害制度）

激甚法に基づき、一般の災害復旧事業補助や災害復旧貸付等の支援措置に加えて特別に設けられる制度をいいます。



第2款 激甚災害に関する被害状況等の報告【統括部】

被害状況等の報告は、災害が発生したときから当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行います。

- | |
|-------------------------------|
| (1) 災害の原因 |
| (2) 災害が発生した日時 |
| (3) 災害が発生した場所または地域 |
| (4) 被害の程度（災対本部施行規則別表第1に定める事項） |
| (5) 災害に対しとられた措置 |
| (6) その他必要な事項 |

第3款 特別財政援助額の交付手続【災対企画部】

手続きは、次のとおりです。

機関名	計 画 内 容
区	区長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、東京都各局へ提出する。
東京都	東京都関係局は、激甚法に定められた事業を実施する。 激甚災害の指定を受けたときは、東京都関係局は、事業の種別ごとに激甚法および算定の基礎となる法令に基づき、負担金、補助金等を受けるための手続きその他を実施する。

I 防災共通編 第2部 責務と体制
第3章 広域的な視点からの応急対応力の強化

I 防災共通編

第3部 基本的な対策

第1章 地域防災力の向上

阪神・淡路大震災や東日本大震災等の過去の大震災では、地震発生直後の住民同士による助け合いによって多くの命が救われており、発災時における自助・共助が重要です。そのため、自助・共助の担い手となる区民、区民防災組織、町会・自治会等が連携して防災活動を促進し、地域の防災力を向上させることが不可欠です。

本章では、地域防災力の向上のため、区民防災組織の育成や区民に対する災害対策の普及啓発等の取組および区民防災組織や関係機関による消火・人命救助・救急活動等の取組について示します。

【対策の流れ】



【対策内容体系図】

第1章 地域防災力の向上	対策内容		
	予防対策	応急対策	復旧・復興対策
第1節 地域防災力の向上計画	■		
第2節 防災教育	■		
第3節 防災訓練	■		
第4節 消火・人命救助・応急活動		■	
第5節 火災対策	■		
第6節 在宅避難対策	■		
第7節 中高層マンション防災対策	■		

■: 多くの記載があるもの ■: 記載があるもの □: 記載がないもの

第1節 地域防災力の向上計画

「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを基本とします。災害に対する不断の備えを進めるとともに、区民、事業所、行政等との相互連携や相互支援を強め、災害時に助け合うシステムを確立します。

災害対策を計画・実施し、災害による被害の軽減を図ることは、国や地方自治体、防災関係機関の責務です。しかし、同時多発的に甚大な被害をもたらす災害に対しては、公的機関だけでは対応できません。

阪神・淡路大震災では、自治組織が充実していたところほど被害が小さかったといわれています。また、東日本大震災や熊本地震においても、住民による自治が早くから機能した避難所ほど、円滑な避難所運営が行われました。この例からも、「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方を実践するためには、日頃から顔の見える関係を築き、相互の「絆」を強めておくことが重要です。

「自らの生命は自らが守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを基本とし、災害に対する不断の備えを進めるとともに、区民、事業所、行政等との相互連携や相互支援を強め、災害時に助け合うシステムを確立します。

予 防 対 策

第1款 区民防災組織【危機管理室】

1 計画方針

区では、既存組織の育成・指導を継続するとともに、新たな組織の結成を支援し、地域の防災力の向上と自主防災活動を推進します。

発災時に、地域の力で対応可能な現場が増えれば増えるほど、専門的活動を行う防災関係機関が、より激しい被害が進行している困難現場へ進出・専念できる可能性が高まります。

「日常できないことは非常時にもできない」ことを平常時から意識し、区民相互、区民と区の「絆」による地域防災力の向上を図ります。

2 区民防災組織の種類と設置目的

(1) 防災会

地震や水害等の災害に際して、初期消火や避難誘導、救出・救護活動、安否確認の実施など、地域全体を守る活動を担っています。

区は、町会・自治会その他の関係機関の協力を得て、昭和51年度か

ら防災会の結成に努めています。

(2) 市民消火隊

避難拠点周辺や避難道路などの消火を目的とする組織です。

東京都によって編成された市民消火隊は、昭和54年4月に東京都から区へ移管された後、区民防災組織として位置づけています。

(3) 避難拠点運営連絡会

避難拠点の運営に協力し、避難者の支援活動を円滑に行うことを目的とする組織です。

区は、町会・自治会やPTA等の協力を得て、平成10年から避難拠点ごとに避難拠点運営連絡会の組織化を開始しました。現在、全ての避難拠点において避難拠点運営連絡会が結成されています。

(4) その他の組織

主に防災に関する普及啓発を行っています。

3 区民防災組織の結成状況 (令和5年4月1日現在)

防災会	310組織
市民消火隊	12組織
避難拠点運営連絡会	98組織
その他	2組織
合計	422組織

〔資料編 資料30-015、資料30-016 参照〕

4 区民防災組織の育成

災害発生時における初期消火や人命救助の能力を高めるとともに、避難者への支援体制を充実させるなど、災害時に十分機能する組織づくりに努めます。区は、訓練の実施・組織の整備等を、積極的に働きかけます。

5 区民防災組織の助成

防災力向上を図るため、区は、活動状況等を考慮のうえ、訓練費等の助成や資器材等の貸与を行っています。

6 区民防災組織の活動

(1) 防災会の活動

① 平常時

ア 防災会各部の役割の理解と実践力の養成、防災リーダーの養成

I 防災共通編 第3部基本的な対策
第1章地域防災力の向上

- イ 防災訓練の実施
- ウ 家庭における出火防止および初期消火の徹底
- エ 防災資器材の点検、維持管理
- オ 防災意識の高揚

② 災害時

- ア 情報連絡活動
災害情報の伝達や状況の把握・情報連絡
- イ 初期消火活動等
初期消火、軽可搬消火ポンプ（D級）・スタンドパイプによる延焼防止活動など
- ウ 安否確認および避難支援
避難行動要支援者名簿に基づく安否確認、個別避難計画に基づく避難支援
- エ 救出救護活動
救出・救護の実施、負傷者の把握、医療救護所等への搬送、区や関係機関への連絡
- オ 避難誘導活動
人員把握・避難誘導・区や関係機関との連絡
- カ 避難拠点の運営補助
避難拠点における避難者支援の諸活動

(2) 市民消火隊の活動

① 平常時

- ア 防災訓練の実施
- イ 軽可搬消火ポンプ（C級）や資器材点検、維持管理、消防水利の把握

② 災害時

- ア 避難拠点の周辺や避難道路などで、軽可搬消火ポンプ（C級）・スタンドパイプによる初期消火および延焼防止活動を行います。
- イ 避難拠点の運営補助
避難拠点における避難者支援の諸活動

(3) 避難拠点運営連絡会の活動

① 平常時

- ア 避難拠点要員（区・学校）や防災関係者との意思の疎通を図る
- イ 避難拠点運営連絡会各部の役割の理解と実践力の養成
- ウ 防災訓練の実施
- エ 備蓄資器材の点検、維持管理への協力
- オ 防災意識の高揚

② 災害時

- | | |
|---|---|
| ア | 情報連絡活動
災害情報の伝達、被害状況の把握・区や関係機関との情報連絡 |
| イ | 避難者の把握
避難者名簿の作成、避難行動要支援者名簿に基づく安否確認 |
| ウ | 救出救護活動
救出・救護の実施、負傷者の把握、医療救護所等への搬送、区や関係機関への連絡 |
| エ | 避難誘導活動
人員把握・避難誘導および避難場所等への誘導 |
| オ | 給食給水活動等 給食、救援物資の配分等 |

※ 区民防災組織が実施する活動内容の詳細については、「避難拠点運営の手引」および「区民防災組織活動の手引」を参照。

第2節 防災教育

区・東京都・防災関係機関は相互に緊密に連携し、区民のための防災知識を普及広報するとともに、常に防災意識の向上に努めます。また、防災関係職員の防災知識の向上に努めます。

第1款 防災意識の向上【危機管理室】

1 広報事項

(1) 区民を対象とした主な広報事項は、次のとおりです。

- ① 練馬区地域防災計画の内容およびこれに伴う各防災関係機関の防災体制
- ② 災害時の心得、避難誘導（避難先、経路、指示の伝達等）
- ③ 過去の大災害から得た知見と教訓
- ④ 災害予防に関すること
- ⑤ その他

(2) 職員を対象とした主な広報事項は、次のとおりです。

- ① 練馬区地域防災計画の内容およびこれに伴う各防災関係機関の防災体制
- ② 防災関係法令の運用
- ③ 地震、風水害、火災等の防災知識
- ④ その他

第2款 区民に対する防災教育【危機管理室、消防署】

1 防災教育の内容

区民は、自らの責務として各家庭の状況に応じた対策を行うことが重要です。一人ひとりが自宅の耐震化や室内の安全対策、家庭内備蓄などの備えに取り組むことが、地域防災力の強化につながります。区は、次の事項に基づいて、区民への啓発に努めます。

- (1) 自己および家族の安全を図るとともに、建築物等の耐震性および耐火性の確保、出火の防止、初期消火の手段の確保、飲料水および食料の確保等について、自ら災害に備えるための手段を講じるよう努める。
- (2) 地域において相互に協力し、区民防災組織に参加する等、防災活動の推進に努める。

2 行動変容につながる周知・啓発

区報や区公式ホームページ等への防災関係記事の掲載や、普及啓発冊子・パンフレット等の発行を通じて、区民の防災意識の高揚を図ります。普及啓発冊子・パンフレット等は、情報が区民一人ひとりに伝わり、具体的な行動変容につながるよう、適宜内容の改訂を進めていきます。また、特別な配慮を必要とする方々向け、外国人向けなど対象者を特定した普及啓発冊子等についても作成していきます。

3 訓練・講習会等の実施

ねりま防災カレッジ事業の出前防災講座では、地域の活動団体等の要望に応じ、警察・消防等の防災機関と連携して、講演会・講習会等を行い、防災知識の周知と意識の高揚を図ります。また、区民防災組織、町会・自治会、訓練参加者等へ防災用品の配布を行い、家庭内備蓄の周知徹底を図り、自助の強化に努めています。起震車や防災訓練車を活用して、多くの区民が訓練に参加できるよう、地域で積極的に訓練を展開していきます。加えて、防災学習センター常設の展示コーナーを活用し、防災用品の普及・知識の啓発に努めます。

4 マイ・タイムラインの活用・周知

マイ・タイムラインとは、家族構成や生活環境に合わせ、台風接近前に「いつ」「誰が」「何をするか」を時系列で整理し、避難に備えた行動を一人ひとりがあらかじめ決めておくものです。

台風や大雨等の風水害に備えるためには、マイ・タイムラインの作成が有効です。東京都では、令和元年5月に「東京マイ・タイムライン」を作成し、都内全ての児童・生徒に学校を通じて配布するとともに、区市町村の防災イベント等においてもPRを行うなど、普及啓発を行っています。練馬区では区民が作成することができるよう、マイ・タイムラインシートを区内に全戸配布しています。

今後は、区民向けの防災講話や研修会等を通じて、マイ・タイムラインの作成について働きかけていきます。

5 マンション、オフィスビル等の浸水対策の周知

令和元年東日本台風（台風第19号）による大雨に伴う内水氾濫により、首都圏の高層マンションの地下部分に設置されていた高圧受変電設備が冠水によって停電したため、当該高層マンションのエレベーター、給水設備等のライフラインが一定期間使用不能となる被害が発生しました。

こうした建築物の浸水被害の発生を踏まえ、国土交通省は令和2年6月に「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」としてとりまとめました。

区は、このガイドラインを区公式ホームページに掲載し、区民等への周知を行うとともに、地下に受変電設備等がある区内の建築物を抽出し、対象建築物の管理者等に、個別にガイドラインを周知します。

6 消防署による防災広報の充実

消防署では、「地震に対する10の備え」および「地震その時10のポイント」、「地震から命を守る『7つの問いかけ』」「長周期地震動に関する防火防災対策」を広報メッセージの軸として、区民や事業所を対象に、パンフレットの配布やホームページ、SNSおよび消防アプリの活用、ならびに東京消防庁消防防災資料センターおよび都民防災教育センター等における常設展示を行っています。あわせて、地域の防火防災功労賞制度、表彰事例の活用を通じて町会・自治会、事業所等との連携方策を一層推進するなど、それぞれに適した方法で震災に対する知識の普及や防災意識の高揚に努めます。

また、児童・生徒や区民防災組織および事業所の防火管理者等を対象に、学校教育の場や講習会等において防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な防災行動力の向上に努めています。

(1) 防災知識の普及啓発

児童生徒を対象とした「はたらく消防の写生会」の開催や防火防災標語の募集、町会・自治会等を対象とした講演会・座談会および映画会等を開催し、防災意識を啓発します。

(2) 地域住民を対象とした組織の育成

消防団、区民防災組織、女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブ等の育成を図り、それぞれの対象に合わせた防災教育を推進し、防災意識と防災行動力を向上させます。

(3) 都民防災教育センターの活用

区民や事業所の防災担当者等が防災に関する知識や消火・応急救護等の技術、実践的な行動力を身につけられるよう、池袋、立川、本所の各都民防災教育センターを活用します。

(4) 応急救護知識および技術の普及

区民や事業所を対象として応急救護知識および技術の普及を図る

とともに、応急手当ての指導的立場の従業員等を養成することにより、事業所における自主救護能力を向上させます。

【資料編 資料30-011～資料30-0013 参照】

第3款 地域の災害リスクの周知【危機管理室、東京都下水道局】

1 水害ハザードマップ

区は、東京都が公表した「神田川流域浸水予想区域図（平成30年3月）、「石神井川及び白子川流域浸水予想区域図（令和元年5月）、「隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図」（令和3年3月）に基づき練馬区水害ハザードマップを作成し、浸水等の危険性を周知しています。

練馬区水害ハザードマップには、河川の氾濫（外水氾濫）や下水道の処理能力を超えた場合に発生する内水氾濫の浸水域やその程度、避難所等の情報を見やすく図示しています。

2 土砂災害ハザードマップ

平成29年3月に練馬区内の3地区が土砂災害警戒区域・特別警戒区域に指定されたことに伴い、「練馬区土砂災害ハザードマップ」を作成して、土砂災害の危険性を周知しています。

さらに、東京都が、平成30年5月に練馬区内の5地区で土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を追加指定したことに伴い、「練馬区土砂災害ハザードマップ」を修正し、土砂災害警戒区域・特別警戒区域近隣の区民に配付しました。

令和2年11月に旭町地区の土砂災害警戒区域1箇所・土砂災害特別警戒区域1箇所の指定が解除されました。

練馬区土砂災害ハザードマップには、東京都が指定した土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、避難所の場所、区からの情報伝達手段、避難時の行動や持ち物など、日頃から確認しておくべき事項を記載しています。

3 地域別防災マップ

練馬区における災害リスクは一様ではありません。想定し得る最大規模の降雨によって2m以上の浸水が想定される、水害リスクの高い区域は、区内に14か所あり、概ね16町会に跨っています。

区では、水害リスクの高い区域で地域の災害リスクや防災情報をまとめた「地域別防災マップ」を区民との協働で作成しています。マップには、災害時に命を守るために必要な情報として、地域の危険性のある場所（狭あい道路、倒壊のおそれのあるブロック塀、浸水のおそれのある

区域や浸水深など)や避難場所などを記載しています。

地域特有の災害リスクや防災資源を共有し、発災時に区民一人ひとりが適切に行動できるよう訓練することが重要です。避難拠点運営連絡会や防災会に働きかけ、マップを活用した訓練を実施し、地域防災力の向上に取り組んでいきます。

第4款 ねりま防災カレッジ事業【危機管理室】

1 目的

いつ起きてもおかしくないといわれる首都直下地震や新しい都市型災害である集中豪雨などによる被害を少なくするためには、防災について、区民一人ひとりが関心を持ち、正しい知識や技術を身につけ、実際に行動に移すことが大切です。

このことから、区民の防災に対する意識の向上を図り、地域において活動する人材を育成するため、「ねりま防災カレッジ事業」(以下「カレッジ事業」という。)を、防災学習センター(光が丘六丁目4番1号)を中心拠点として実施しています。

2 カレッジ事業の基本的な方向

(1) 目標

一人でも多くの区民が、災害から自分や身近な人の生命を守ることができるよう、カレッジ事業では、次のことを目指します。

- ① 防災に対する関心を持ち、正しい知識や技術を身につけ、実際に行動に移すことができる区民を増やします。
- ② 災害に強いまちづくりの核となる人づくりを行い、地域防災力の向上を図ります。

(2) 基本方針

- ① 区民が、誰でもいつでも参加でき、学ぶことができる開かれた場にします。
- ② 人づくり、組織づくりに寄与し、ネットワークを築きます。
- ③ 課題やニーズに的確に対応した知識や技術を提供します。

(3) 実施事業

カレッジ事業は、次の5つの分野の事業を実施します。

① 研修分野・・・人材育成を行う研修機関としての機能

区民の防災に関する知識や技術の習熟度にあわせた講座・講習会を実施し、自分の命、身近な人の命を守る意識を高め、日頃から防災への取組を行えるよう啓発します。また、地域の中核をなし、行政等との連携が図れる防災リーダーになりうる人材を育成するた

めの講座を実施します。

② 学習・教育分野・・・実際に役立つ知識・技術の習得ができる学習・教育機関としての機能

災害時に、区民が実際に行動するために必要な知識・技術を習得できるよう、消火器や応急手当、煙の怖さを理解してもらうための煙ハウス体験、室内の家具転倒防止対策の重要性を理解してもらうための起震車と連動したVR体験などの防災体験講座を実施します。

③ 調査・広報分野・・・知識や情報の収集・発信を行う調査・研究、広報機関としての機能

いつでも気軽に防災について区民等が学ぶことができるよう、防災に関する情報の拠点として情報収集を行います。

また、区の災害特性や中高層住宅・ペット防災等の今日的な課題に関しても積極的に情報を発信し、区民等の防災活動を支援します。

④ 支援分野・・・地域の活動を助ける支援機能

区民防災組織等からの防災に関する相談の受付や知識・技術の提供等を行い、地域での課題の解決のための支援を行います。また、地域や事業者、学校等へ出向くことや、オンラインを活用した出前防災講座・出前防災授業を行い、地域での活動を支援します。

⑤ 場や機会の提供分野・・・訓練や交流会・各種イベントなど、場や機会を提供する機能

防災に関する地域ごとの交流会や各種イベントの実施場所として場の提供を行います。

また、区民防災組織や地域の企業、他の分野で活動する団体など、日頃あまり交流する機会がない団体同士が交流・連携できるように場や機会を提供し、それぞれが地域の防災力の向上に寄与できるよう取り組みます。

第5款 児童・生徒の防災教育【危機管理室、教育振興部、こども家庭部、消防署】

各学校は、児童・生徒の発達段階や学級の実態に則して、計画的な防災指導を行います。

教育委員会は、校長および副校長を中心とした学校防災対策委員会を設置し、学校防災計画および避難誘導訓練等の指針となる基本的事項を検討します。毎月の避難訓練のうち、初期消火訓練をはじめ、震災に対処した訓練を少なくとも年1回以上、適宜設定して行います。

区や防災機関は、学校や教育委員会との連携のもとに、各学校の防災学習への取組に対し、ねりま防災カレッジ事業の出前防災授業を通じて積極的に

支援します。また、内容に応じて、消防団などの専門的な知識・技術を有する区民等との協働により、各学校の取組に応じた講師派遣や訓練指導等の防災学習指導を実施します。

防災学習の実施にあたっては、保護者にも参加を呼びかけるなど、次世代を担う児童・生徒への防災教育を通じて防災に触れる機会を増やし、地域全体の防災力の強化を目指します。

また、消防署では、地震、火災および都民生活において生ずる事故に関する教育を総合防災教育と位置づけ、幼稚園や学校に通園・通学する園児、児童および生徒に対して、授業や学校行事の一環として防災教育を行っており、デジタルコンテンツを活用した防災学習教材の整備・充実を図り、年代に応じたプログラムを消化していくことを通じて、防災行動力の向上を図ることを目指しています。

第6款 住民指導の充実・強化【消防署、危機管理室】

軽可搬消火ポンプやスタンドパイプ等を活用した、街区における発災対応型訓練等実践的な訓練指導を行い、消火知識・技術の向上や、救出・救助技術の普及啓発を図るとともに訓練の充実を図ります。また、発災時には、広域的または局所的に救助・救急事象の多発が予想されることから、区民による地域ぐるみの救出・救助訓練を行います。

区民自らが適切な応急救護措置を行える能力を身につけられるよう、応急救護知識および技術の普及を図るとともに、事業所における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図ります。

また、消火栓等の水源が近くにない場合でも訓練が可能な防災訓練車の導入、防災学習センターでの資器材の整備等により、訓練実施場所や事前手続き等の制約を減少させ、区民が防災訓練に参加しやすい環境を整備します。

第3節 防災訓練

区・東京都・防災関係機関は相互に緊密に連携し、災害対応力を向上させるため、実践的な防災訓練を実施します。また、地域の防災力や区民一人ひとりの防災力の向上につながる訓練の取組を支援します。

第1款 防災訓練計画【危機管理室】

1 目標

- (1) 区民一人ひとりの防災力の向上、促進を図るため訓練を実施します。
- (2) 区民防災組織のリーダーに対する指導育成や、区民防災組織と事業所の自衛消防隊との協力訓練を推進します。
- (3) 区民防災組織と避難行動要支援者関係施設との合同訓練を行い、地域住民と避難行動要支援者との連携体制を確立します。
- (4) 多くの区民や区民防災組織等が一堂に会することのできる機会や訓練の場の提供により、連携強化や普及啓発を促進します。

2 年度計画

訓練の具体化を図るため、図上および実動訓練を計画的に実施します。

3 訓練計画書の提出

区民防災組織等の訓練計画・実施状況を把握するため、区民防災組織等が防災訓練を実施する場合は、決められた様式に則った「防災訓練実施計画書」を区等に提出します。

第2款 防災訓練実施要領【危機管理室】

避難拠点運営連絡会や各防災会等のニーズに応じて、次の訓練項目を適宜選択、組み合わせて行うことができるよう、区は訓練の準備から実施まで積極的に支援・協力します。

- (1) 自宅・地域から避難拠点までの避難ルート選定・避難行動訓練
- (2) 避難拠点立ち上げ、避難者・帰宅困難者受入訓練
- (3) 区が備蓄・貸与している資器材の操作方法体験・習熟訓練
- (4) 起震車を使用した地震体験・身体防護
- (5) 煙ハウス等を使用した身体防護・避難行動訓練
- (6) 防災訓練車やスタンドパイプ、消火器を使用した初期消火訓練

- | |
|-----------------------------|
| (7) A E Dや三角巾、担架を使用した応急救護訓練 |
| (8) 情報連絡・安否確認訓練 |
| (9) 講演会、上映会および座談会 |
| (10) その他の訓練 |

1 避難拠点訓練

災害発生時における避難拠点の開設・運営を円滑に行うため、避難拠点要員、避難拠点運営連絡会、防災会、関係機関および地域住民等の参加による訓練を小・中学校単位で計画的に実施します。

2 地域防災訓練

防災会や町会・自治会等による地域の自主防災体制を確立し、発災時に有効に機能できるよう、地域防災力の向上につなげます。

第3款 小中学校、幼稚園、保育園、児童館、学童クラブの訓練計画【教育振興部、こども家庭部】

- | |
|---|
| (1) 災害に際し、沈着冷静、敏速に行動することの意味や必要性を理解させ、身の安全を守る態度、方法を身に付けさせます。 |
| (2) 避難の実践を通して、災害予防の意識を高め、安全体制を作ります。 |
| (3) 集団行動を通して、規律と協力の精神を養い、積極的な協力と実践する態度を育てます。 |

第4款 消防機関が実施する防災訓練【消防署】

地震時の各種災害に対処するため、各消防署において、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、事業所、住民等を対象として防災訓練を個別に行うとともに、その成果を踏まえて総合訓練を実施します。また、建物倒壊や電車脱線事故による多数の死傷者が発生する救助救急事象および大規模な市街地火災に対処するため、医療機関や民間団体等と協力体制を確立し、連携した総合訓練を実施します。

各種訓練

参加機関	訓練項目	実施時期および場所
消防団	1 情報活動訓練 ①参集（情報収集）および初動措置（災害対応）訓練 ②情報整理および通信運用訓練 2 部隊編成訓練 3 火災現場活動訓練 4 救出救護訓練 5 応急救護訓練	年間教育訓練計画を作成し実施するほか、防災週間等の時期を捉え、町会、自治会等と協力して実施します。
東京消防庁 災害時支援 ボランティア	1 応急救護訓練 2 災害情報提供訓練 3 その他の支援活動訓練	火災予防運動、防災週間、防災とボランティア週間等を捉え、講習会、総合訓練等を実施します。
区民	1 出火防止訓練 2 初期消火訓練 3 救出・救助訓練 4 応急救護訓練 5 通報連絡訓練 6 身体防護訓練 7 避難訓練 8 その他の訓練	基本訓練は、年間防災訓練計画を作成し実施するほか、火災予防運動、防災週間および防災とボランティア週間等を捉えて実施します。
事業所	1 出火防止訓練 2 防護訓練 3 消火訓練 4 救出・救助訓練 5 応急救護訓練 6 避難訓練 7 情報収集訓練	消防計画に基づいて訓練計画書を作成して実施します。また、総合防災訓練を実施します。
医療機関	1 現場救護所の設置・運営訓練 2 傷病者の緊急度に応じた分類（トリアージ）および、救急処置ならびに搬送訓練	防災週間における総合防災訓練において実施するほか、救急医療週間等において連携した訓練を実施します。

参加機関	訓練項目	実施時期および場所
協定締結等の民間団体	1 消防用水の搬送および消 火活動支援訓練 2 消防部隊輸送支援訓練 3 救助犬等による救助活動 支援訓練 4 救助・救急資器材の搬送、 活用訓練	防災週間における総合防災訓練において実施するほか、火災予防運動期間等において連携した訓練を実施します。

第5款 地区防災計画【危機管理室】

地区防災計画制度（災対法第42条第3項）のねらいは、地域による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、沿岸部や山間部などの各地区の特性に応じたコミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を区市町村の地域防災計画に定めることができるようにするものです。

練馬区内の地域的特性は、ほとんど高低差のないなだらかな地形であることと比較的小規模な石神井川と白子川の2河川が流れていることがあげられます。また、23区で最も多くの農地がある一方、貫井、富士見台、桜台など、木造住宅が密集する地域が点在します。さらに、光が丘のように中高層住宅が集中する地域もあります。

練馬区内では、コミュニティレベルにおいて、避難拠点運営連絡会、防災会、市民消火隊その他の区民防災組織が、それぞれの地域特性に応じた防災活動を盛んに行っています。

このような各地域における自助・共助の取組は、法による地区防災計画のねらいに相応する活動といえます。

こうしたことから、区では、それぞれの地域の特性に応じた取組を一層推進するとともに、地域の方々から地区防災計画が提案されたときは、区と地域が一体となって検討します。

第6款 事業所防災体制の充実・強化【消防署、危機管理室】

1 事業所の防災計画の作成指導

全ての事業所において、防災計画の策定を図ります。このうち防火管理者の選任を要する事業所は、

- (1) 震災に備えた事前計画
- (2) 震災時の活動計画

(3) 施設再開までの復旧計画

の3点について消防計画に定めるように指導し、防火管理者の選任を要しない事業所については、事業所防災計画の作成資料として「事業所防災計画表」を配布し、作成を指導します（東京都震災対策条例第10条および第11条）。

2 事業所における備蓄

事業者に対して、従業員の一斉帰宅の抑制と従業員の3日分の食料等の備蓄についての努力義務を課しています（東京都帰宅困難者対策条例第7条）。また、区では一斉帰宅の抑制や企業内備蓄促進等の推進に係る事業者向けのチラシを配布し、周知しています。

3 自衛消防隊の設置

多数の人が利用する一定規模以上の事業所に対しては、自衛消防の活動に必要な人員および装備を有する自衛消防隊の設置を指導するとともに、講習および訓練を実施して組織行動力の向上に努めています。

特に自衛消防活動の中核要員を配置する義務がある事業所については、自衛消防技術認定証を有する自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導、上級救命講習の受講を推進します（火災予防条例第55条の5。）

4 事業所防災訓練の指導

事業所の自衛消防組織が、発災時に迅速・的確に防災活動を行うためには、日頃から防災訓練を積み重ね、組織構成員の一人ひとりが必要な知識・技能を身につけておくことが必要です。

今後も、事業所自衛消防組織の活性化を図るため、防災訓練を積極的に実施するよう各事業所に働きかけていくとともに、各種防災訓練の技術指導に努めます。

5 大規模・高層建築物の自衛消防力の確保

不特定多数の人が利用することから、災害時に円滑な避難誘導が求められる大規模・高層建築物については、自衛消防組織の設置、防災管理者の選任および火災以外の災害に対応した消防計画を作成するように指導します（消防法第8条の2の5および第36条）。

6 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成・訓練の実施

洪水浸水想定区域内の、地域防災計画に定められる要配慮者利用施設（高齢者や障害者、乳幼児など避難に支援が必要な方が利用する施設）は、洪水時の円滑な避難のための計画（避難確保計画）の作成と訓練の実施が義

I 防災共通編 第3部基本的な対策

第1章地域防災力の向上

務付けられています（水防法第15条の3）。

区は、洪水浸水想定区域内の対象施設に対し、計画の作成や訓練の実施について支援を行うとともに、台風接近時などに施設が適切な行動がとれるよう防災気象情報や避難所開設状況等をメール、電話、その他有効な手段を活用して周知します。

また、土砂災害防止法により、土砂災害警戒区域の要配慮者施設の所有者または管理者に対しても避難確保計画の作成および訓練の実施が義務付けられていますが、区内の土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設はありません。

【資料編 資料 30-033 参照】

第4節 消火・人命救助・救急活動

災害時に人命を守るため、平常時から区民相互、区民と区との絆を活かした体制を整備し、発災後の迅速な消火・人命救助・救急活動を実施します。
応援が必要な場合は、各関係機関に要請します。

応 急 対 策

第1款 震災消防活動【消防署】

東京消防庁は、発災時において出火防止と初期消火の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって都民や事業者に呼びかけを行います。

消防団とともに、大規模市街地火災から都民の生命、財産を守るため、全庁をあげて延焼の拡大防止と避難の安全確保に努めます。

1 震災態勢

地震の発生危険に関する情報により、地震発生の可能性が強まったと判断した場合、震災対策資器材等の準備および情報収集態勢の強化を図り、震災消防活動に備えます。

2 震災非常配備態勢

23区、多摩東部および多摩西部のいずれかに震度5強以上の地震が発生した場合、または地震により火災もしくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、震災非常配備態勢を発令し、また、震度6弱以上の地震が発生した場合は全消防職員および全消防団員を召集して震災消防活動態勢の強化を図り対応します。

3 活動方針

- (1) 延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行います。
- (2) 震災消防活動態勢が確立されたときは、消火活動と並行して救助・救急活動を行います。
- (3) 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動を行います。

4 部隊の運用等

- (1) 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により、所定の計画に基づき部隊運用および現場活動を行います。
- (2) 地震被害予測システムおよび延焼シミュレーションシステム、震災

消防活動支援システム等を活用した震災消防活動対策システムにより効率的な部隊運用を図ります。

5 消火活動

- (1) 防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊および消防装備を活用して、火災の早期発見および一挙鎮圧を図ります。
- (2) 延焼火災が拡大または合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行います。
- (3) 道路閉塞、がれき等により消火活動が困難な地域では、消防団、区民防災組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施します。

6 情報収集等

- (1) 署隊本部は所定の計画に基づき、119番通報、高所見張り情報、情報活動隊による情報、参集職（団）員情報等により災害情報収集を行います。
- (2) 震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行います。
- (3) 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換・分析を行います。

第2款 消防団活動【消防団】

1 初期対応

消防団は、災害が発生すると同時に付近の区民に対し、出火防止と初期消火の呼びかけを行います。消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機を活用し、消防団本部等に伝達します。

2 消火活動

消火班は、延焼拡大防止を図るため、消防署隊と連携して分団受持区域の消火活動や避難道路防護活動を行います。さらに、所轄消防署・消防出張所の消防署隊応援要員として消火活動等を応援するとともに、活動障害の排除および消防部隊の誘導にあたります。

3 救出活動

住民指導班は、救助器具等を活用し、地域住民と一体となった救出活動を行うとともに負傷者に対する応急手当を行い、安全な場所へ搬送を行います。

避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保および避難場所の防護活動を行います。

第3款 区民防災組織による消火【統括部】

防災会および市民消火隊は、災害が発生した場合、まずは自分や家族の身を守り、自宅の安全を確認後、事前計画に従って参集します。

参集後は活動の準備を行い、付近の区民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行います。

また、消防水利を利用して軽可搬消火ポンプやスタンドパイプによる消火を行います。消防隊到着後は消防隊の指示に従い、消火活動を応援します。状況により、また避難拠点の要請を受けて、避難拠点への延焼防止に協力します。

第4款 災害対策本部による調整の要請【統括部】

大地震が発生した場合、建物の倒壊等により、区内各地で同時多発的に救助・救急活動を必要とする事案が発生すると予測されます。この場合、防災機関のみで、すべての事案に対応することは不可能です。そのため、区や防災機関、区民防災組織が連携した活動が重要となります。

災対本部長は、人命救助活動等を行うために、各防災機関相互間で救助活動を行う地域等を調整するよう要請します。

第5款 区による救出・救護【統括部、災対各部】

発災後において、人命の救出・救護は区職員にとって最優先事項です。来庁者の対応だけでなく、参集途中や災害現場対応中などであっても、消防署、警察署、その他の防災機関や区民防災組織の協力を得ながら、人命の救出・救護にあたります。

また、発災初動期から応急対策期にかけては、防災機関や区民防災組織は多くの救助要請に対応中であることが想定されます。

第6款 消防署による救助・救急【消防署】

1 救助活動

延焼火災の発生状況に応じて、特別救助隊およびポンプ隊の投入構成

や規模を変えて対応し、人命救助活動を実施します。また、活動内容等により消防署が保有する人員や資機材に不足が生じる場合には、関係事業者との協定等に基づき、重機や資機材等の調達や事業者と適宜連携し、効果的な活動を実施します。

2 救急活動

救急活動は、医療救護所が開設されるまでの間、消防署や消防出張所に仮救護所を設置して、医療関係機関、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材を有効に活用して傷病者の救護にあたります。救急隊のトリアージに基づき、緊急度の高い者を最優先し、救急車等を活用し、医療機関へ迅速に搬送します。

3 関係機関等との連携協力

警察署、自衛隊、区民防災組織等と連携協力します。

第7款 警視庁による救出・救護【警察署】

1 救助活動

- (1) 生存者の救出を最重点に部隊を投入します。
- (2) 緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定して行います。
- (3) 救出した負傷者は、速やかに医療救護所等に引き継ぎます。

2 関係機関等との連携協力

東京消防庁、自衛隊、区民防災組織等と連携協力して、救出・救助活動を行います。

第8款 区民防災組織による救出・救護【統括部】

防災会は、貸与資器材等を活用し、救助・救出にあたります。市民消防隊・避難拠点運営連絡会等の他の区民防災組織は、防災会に協力し、または自ら救助・救急活動にあたります。

参集した防災会の会員は、地域の被災等の情報を集約するとともに、家屋内に人が残っていないか確認します。人がいる場合は、資器材格納庫の資器材等を使用して、救出・救助活動を行います。消防署、警察署や防災機関職員が現場にいる場合は、その指示に従い、協力します。

また、避難拠点班長や避難拠点運営連絡会会長から救助要請があった場合は、これに協力します。

第9款 事業所の自衛消防組織による活動【消防署】

事業所は発災時に、出火防止措置を実施するとともに、自らの事業所の自衛消防組織と、隣接事業所や区民防災組織、住民等との連絡および協力を図り、消火活動や救出・救護活動、防災資器材の援助等を行い被害の拡大を最小限に防ぎます。

第10款 エレベーター保守会社等による救出【災対都市整備部】

民間建築物のエレベーターに人が閉じ込められたとの通報が区にあった場合は、「定期検査報告書（昇降機）」に基づき作成した台帳から、エレベーター保守会社を特定し、救出を依頼します。

電話では、次の情報をできる限り詳細に確認します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 閉じ込められた人の人数および健康状態② 民間建築物の名称③ 住所④ 連絡先 |
|--|

また、必要に応じて警察署・消防署への連絡し、速やかに救出できる体制を整えます。

第5節 火災対策

地震発生時の延焼火災を防止するため、出火の未然防止とともに、地域による初期消火力の強化に重点的に取り組みます。

第1款 初期消火対策【危機管理室、消防署】

1 街頭消火器の整備

区は、地域危険度を考慮し、街頭消火器等の整備を行っています。維持管理として年1回の保守点検を行っており、現在約5,000本以上の消火器を区内の各所に設置しています。

消火器の設置基準（昭和47年度より設置）

- | | |
|---------|--------------|
| ・一般地域 | 100m×100mに1本 |
| ・危険区域 | 50m×50mに1本 |
| ・避難道路沿い | 50mに1本 |

2 スタンドパイプの配備

スタンドパイプは、消火栓に差し込み、ホースと管槍を結合することで、毎分100ℓ以上の放水ができる消火用資器材です。消火用資器材としては、軽量で操作も簡単なことから、消防車両が進入できない場所でも有効な消火活動を行うことができます。

区では、希望のあった防災会や市民消火隊へスタンドパイプの貸与を実施しています。

今後、事業所等と連携したスタンドパイプの配備についても、取り組みます。

【スタンドパイプ配備状況】

対象組織	配備台数	媒介金具口径
防災会	244台	40ミリ
市民消火隊	6台	50ミリ

（令和5年度末現在）

3 軽可搬消火ポンプの配備

軽可搬消火ポンプは、希望のあった市民消火隊および防災会に配備しており、それぞれの防災資器材格納庫に置かれています。区は、年1回の定期点検を実施するとともに、配備されたポンプの操作や管理が定期的に行われ、発災時に有効に活用できるよう指導を行っていきます。

区は、ポンプの操作訓練の成果を発表する「軽可搬ポンプ操法大会」「軽

可搬ポンプ操法発表会」を開催しています。また各消防署は、防災訓練等の機会を捉えて、軽可搬消火ポンプ操法の指導を行っています。

【軽可搬消火ポンプ配備状況】

	配備台数	対象組織	能力（放水量等）
C級ポンプ	12台	市民消防隊	4200/分・高さ約20m
D級ポンプ	201台	防災会	1900/分・高さ約10～12m

（令和5年度末現在）

4 訓練環境の整備

区民防災組織が、配備されたスタンドパイプや軽可搬ポンプを活用し、災害発生時の初期消火力を高められるよう、訓練環境の整備に努めます。

また、消火栓等の水源が近くにない場合でも訓練ができる、防災訓練車を導入し、一般の区民が多く参加する訓練やイベントにおいて、積極的に初期消火訓練を展開します。加えて、防災学習センターでは、敷地内で放水訓練が可能となるよう、訓練資器材を整備します。

第2款 出火防止対策【危機管理室】

1 出火防止対策の強化

火災による甚大な被害を最小化するため、初期消火対策とあわせて、出火防止対策に重点的に取り組んでいきます。

とりわけ、火災リスクの高い防災まちづくり事業実施地区（密集住宅市街地整備促進事業地区および防災まちづくり推進地区）においては、リーフレットの発行、訓練やイベントでの啓発を通じて、出火防止対策の普及・啓発を行っています。

2 感震ブレーカーの設置促進

東日本大震災では、出火要因の約7割が電気火災であり、火災を減少させるには、感震ブレーカーの設置が有効とされています。

東京都は、令和5年度に、防災都市づくり推進計画における木造住宅密集地域（区内20町丁目）の木造住宅に住む方を対象に、感震ブレーカー（特定機器のみを遮断するコンセント型）の配布事業を行いました。

区は、火災リスクの高い地域である、防災まちづくり事業実施地区の木造住宅世帯や、要配慮者世帯を対象に、感震ブレーカーの無償貸与および取付支援を実施し、出火防止対策に取り組んでいきます。

第6節 在宅避難対策

建物の耐震化や室内の安全対策、食料・飲料水・生活必需品の備蓄など、在宅避難に必要な備えの周知・啓発に重点的に取り組みます。

第1款 家具類の転倒・落下・移動防止【危機管理室、消防署】

1 室内の安全対策の周知・啓発

都の被害想定によると、発災時における区内負傷者のうち屋内収容物等につまずき転倒するなど負傷者が多数発生することが想定されています。

家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットを配布し、負傷者が減少するよう、ねりま防災カレッジ事業や防火防災訓練等の機会を活用して、室内の安全対策の周知・啓発に、各防災関係機関とも連携して取り組んでいきます。

2 防火防災診断

高齢者などを対象に、防火防災診断を実施しています。各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や、住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行っています。

第2款 防災用品のあっせん【危機管理室】

家庭内での備えや安全対策の充実を図るため、家具類の転倒防止器具、感震ブレーカー、保存食料等の防災用品のあっせんを行っています。あっせんの品目は必要に応じて見直しています。

第3款 消火器および住宅用火災警報器のあっせん【危機管理室】

住宅火災の防止のため、消火器および住宅用火災警報器のあっせんを行っています。

第7節 中高層マンション防災対策

大規模震災時に、居住者の在宅避難が可能となるよう、中高層マンションの防災対策を支援します。

中高層マンションは、大きな揺れによるエレベーターの停止や配管設備の破損などの特有の被害によって、在宅避難が困難になることがあります。また、長周期地震動の影響も懸念されます。

区は、中高層マンション特有の被害に対する備えが進むよう、中高層マンションの管理組合や自治会、防災会、居住者向けの普及啓発冊子「中高層住宅の防災対策ガイドブック」を発行しています。また、ねりま防災カレッジ事業では、「中高層住宅向け防災講習会」を実施しています。

住民一人ひとりが、中高層マンション特有の被害を理解し、各マンションの実情に応じた、具体的な取組につながるよう周知・啓発します。加えて、大規模震災時に、中高層マンションでの在宅避難を可能とするよう、施設整備費用の補助を行っていきます。

第2章 災害に強い安全・安心なまちづくり

災害から、一人でも多くの生命・貴重な財産を守り、災害時における都市機能を維持するためには、都市構造そのものの防災性を高め、災害に強い安全・安心なまちづくりをさらに推進する必要があります。

本章では、区内の住宅および建築物の耐震化促進や、電気・水道等のライフライン施設の耐震性の向上等の取組について示します。

【対策の流れ】



【対策内容体系図】

	対策内容		
	予防対策	応急対策	復旧・復興対策
第2章 災害に強い安全・安心なまちづくり			
第1節 防災都市づくり計画			
第2節 住宅および建築物の耐震計画			
第3節 施設構造物等の災害予防計画			
第4節 放射性物質対策			
第5節 消防活動計画			

■: 多くの記載があるもの ■: 記載があるもの □: 記載がないもの

第1節 防災都市づくり計画

安全な市街地の整備を行うとともに、公園等の都市空間の確保や道路橋梁の整備を図り、地震に強い都市づくりを実現します。

平成7年1月17日の阪神・淡路大震災の教訓を防災都市づくりに活かすため、東京都・区・市および関係機関が一体となって、平成7年9月に「防災都市づくり・木造住宅密集地域整備促進協議会」を発足させました。

この協議会による協議に基づき、東京都は、「防災都市づくり推進計画」を策定しました。(平成8年策定、令和2年改定)

この計画に基づいて、震災時の市街地大火災や建物倒壊から住民の生命および財産を守るための都市づくりを進めています。

区では、「防災都市づくり推進計画」に定める事業を含めて、各事業の拡充強化を行うことにより、首都直下の地震災害にも強い防災都市づくりを進めています。

予 防 対 策

第1款 防災まちづくりの推進【都市整備部】

1 密集住宅市街地整備促進事業

駅周辺および幹線道路沿いの密集市街地は、密集住宅市街地整備促進事業等の手法により、建物の不燃化、オープンスペースの確保による延焼拡大の防止、道路の拡幅による避難路の確保や消防活動困難区域の解消等を進めます。

今後新たな密集市街地が発生することを防止し、良好な環境を保持するため、適地については地区計画等の手法により市街地整備を推進します。

事業名	事業内容	地区	計画
密集住宅市街地整備促進事業	老朽住宅の密集や公共施設が不足している市街地を整備し、住環境の向上と不燃化を図ります	練馬地区	平成18年3月完了
		江古田北部地区	平成31年3月完了
		北町地区	令和2年3月完了
		貫井・富士見台地区	平成23年4月より事業中
		桜台東部地区	令和5年4月より事業中

2 防災まちづくり推進地区

防災上の危険性が懸念される地区を「防災まちづくり推進地区」に指定し、令和2年度から防災まちづくり事業に取り組んでいます。当該地区においては、狭あい道路等の拡幅、ブロック塀等の撤去、老朽木造住宅の除去を促進します。また、令和4年7月より、東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制区域を導入しました。

事業名	地区	面積	指定期間
防災まちづくり 推進地区	田柄地区	87.2ha	令和2年度～9年度
	富士見台駅南側地区	44.2ha	令和2年度～9年度
	下石神井地区	60.2ha	令和2年度～9年度

3 防火地域・準防火地域の指定、まちの不燃化

防火地域・準防火地域の指定は、都市計画法に基づき、建物の密度が高い地域や、火災防止のうえで特に重要な地域について行われます。

区は、大震災時の市街地大火を防止し、区民が安全に避難できる道路を確保するため、都市計画道路（幅員15m以上）、幹線道路および避難道路に準ずる道路に面する地域も、積極的に防火地域に指定してきました。

今後も、防災ネットワークを形成し安全なまちづくりを計画的に行うため、都市計画道路等の整備にあわせて、緊急輸送道路や延焼遮断帯の形成などに必要な地域について防火地域の指定を推進します。

また、木造住宅密集地域等において、東京都建築安全条例に基づく「新たな防火規制区域」の指定を促進し、建物の耐火性能を高めることにより災害に強いまちづくりを進めていきます。

なお、避難道路のうち不燃化率が低い地域については、都市計画道路等の整備にあわせて必要に応じて不燃化促進事業の導入を検討し、避難道路の安全性の確保を図ります。

(1) 指定状況

	面積		比率	
	平成8年	平成30年	平成8年	平成30年
防火地域	526.4ha	604.2ha	10.9%	12.5%
準防火地域	4,213.9ha	4,136.1ha	87.5%	85.9%
無指定	75.7ha	75.7ha	1.6%	1.6%
計	4,816.0ha	4,816.0ha	100.0%	100.0%

※上記の防火地域等の指定のほか、東京都建築安全条例第7条の3の規定に基づく「新たな防火規制区域」を指定している（令和4年7月時点の指定面積：206.4ha）。

(2) 指定による規制

	防火地域	準防火地域	
		新たな防火規制区域 (東京都建築安全条例第7条の3)	左記以外
耐火建築物等としなければならないもの	階数が3以上のものまたは延べ面積100㎡を超えるもの	地階を除く階数が4以上のものまたは延べ面積500㎡を超えるもの	地階を除く階数が4以上のものまたは延べ面積が1,500㎡を超えるもの
耐火建築物等または準耐火建築物等としなければならないもの	階数が2以下、かつ延べ面積100㎡以下のもの	地階を除く階数が3以下、かつ延べ面積が500㎡以下のもの	地階を除く階数が3以下、かつ延べ面積が1,500㎡以下のものまたは地階を除く階数が2以下、かつ延べ面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの
防火構造等としなければならないもの ※1			地階を除く階数が2以下、かつ延べ面積が500㎡以下のもの

※1 木造建築物等の外壁および軒裏で、延焼のおそれのある部分に限ります。

- 特殊建築物は、防火地域・準防火地域の指定にかかわらず、用途・規模等によっては耐火建築物等または準耐火建築物等としなければならない場合があります。

(3) 不燃化促進事業完了地区

事業	事業内容	地区名	対象地域	備考
都市防災 不燃化促進事業	事業区域内で耐火建築物を建築する際、建築費の一部を助成することにより、不燃化を促進する。	川越街道 北地区	区内川越街道から沿道30mの範囲	避難道路(延長約2.9km) 平成19年3月事業完了
		笹目通り ・環状8号線地区	区内笹目通り・環状8号線の一部から沿道30mの範囲	避難道路(延長約4.3km) 平成23年3月事業完了

第2款 緑の保全・育成【産業経済部、環境部、土木部】

1 みどりの保全・育成計画

(1) 公園の整備

区内の公園緑地の量的な拡大を図るとともに、災害対策上からも、都市計画で定められた大規模公園の早期整備を図ります。

区立中村かしわ公園では防災性を兼ね備えた公園整備を行っています。公園等の整備にあたっては、敷地面積や施設の特性に鑑み、防災備蓄倉庫や集中備蓄倉庫を整備しています。今後も、必要に応じて

設置について検討し、整備を進めます。

避難場所として指定される都立公園は、機能の確保と安全性の向上のために必要な整備の促進を、今後も必要に応じ東京都へ要請します。

(2) 道路等の緑化

道路空間と植栽の相乗効果による延焼遮断帯として、また安全な避難を確保するため、道路の緑化を進めます。

また、ブロック塀等の倒壊防止と緑化を推進するため、既存のブロック塀等を生け垣等に変更する場合、ブロック塀等の除去費用および生け垣等設置費用の一部助成を行い、安全の確保と良好な生活環境の創出を推進します。

なお、練馬区緊急道路障害物除去路線については、生け垣等の助成を拡大します。

(3) 公共施設の緑化

避難拠点等を延焼火災から守るため、区は区立小中学校やその他の施設のみどりを適切に管理するとともに緑化を推進します。

(4) 農地の保全

都市農地は、災害時の延焼防止空間、生鮮野菜の供給など様々な防災機能があります。このように、農地は、農作物を供給する役割に加え、都市における防災的な役割を持つ貴重な都市空間です。

このため、保全する農地を生産緑地地区に指定し、都市計画として計画的に保全するとともに農業振興策を推進し、みどりの確保と貴重な都市空間の保全に努めます。

令和4年農地面積：182.35ha（うち生産緑地面積 169.77ha）

※ 農地面積は、令和4年9月5日付4練税評第85号「区内農地面積に係る情報提供について（回答）」、生産緑地面積は、令和4年9月29日練馬区告示第447号（生産緑地地区の都市計画変更）によります。

第3款 道路整備計画【都市整備部、土木部】

1 都市計画道路

災害時における消防活動の円滑な遂行と、避難拠点または避難場所への安全な通行、救援物資の輸送および延焼遮断帯として重要な役割を果たす都市計画道路の整備を推進します。

(1) 事業計画：「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」

東京都施行			練馬区施行		
路線名	区間	延長 m	路線名	区間	延長 m
放射 35号線	環状7号～放射36号	2,780	補助 132号線	石神井町五丁目（豊島 橋交差点～石神井公園	300

I 防災共通編 第3部基本的な対策
第2章災害に強い安全・安心なまちづくり

路線名	区 間	延長 m	路線名	区 間	延長 m
				前交差点)	
外環の2	放射6号～石神井町八丁目(前原交差点)	3,340	補助 135号線	補助230号付近	460
補助 133号線	補助76号～補助229号	1,100		補助156号付近	70
	放射7号～補助172号	1,240		放射6号～練馬区画街路6号	2,770
補助 135号線	関町南三丁目～放射6号	120	補助 230号線	放射6号～補助76号	910
補助 156号線	放射7号～外環の2	1,310	補助 232号線	石神井公園駅～練馬区画街路7号	220
	補助135号～西東京市境	1,410		補助135号付近	510
補助 172号線	放射35号～早三東通り	190	練区街 1号線	補助172号～練馬二丁目	360
補助 229号線	西武新宿線交差点付近	350	外環の2	上石神井駅(交通広場約5,100㎡)	-
補助 230号線	補助76号～富士街道	430	計6路線	9 区間	5,600
補助 232号線	富士街道～外環の2	830			
計9路線	11 区間	13,100			

(注) 補助133号線のうち、補助76号～補助229号は中野区を含む総延長

(2) 事業中

東京都施行路線

路線名	区間(起点～終点)	延長(m)
放射7号線	大泉学園町二丁目～西大泉五丁目	2,000
放射35号線	早宮二丁目～北町五丁目	1,330
放射35・36号線	板橋区小茂根四丁目～早宮二丁目	1,970 (注1)
補助172号線	早宮三丁目地内	390
補助230号線	大泉学園町七丁目～大泉町二丁目	2,100
補助233号線	大泉学園町四丁目～大泉学園町八丁目	500
外環の2	石神井町八丁目～東大泉二丁目	1,000
外環の2 (注2)	上石神井一丁目～上石神井四丁目	790
補助133号線 (注2)	中野区上鷺宮一丁目～中村北三丁目	1,100 (注3)
補助156号線 (注2)	東大泉四丁目～西大泉一丁目	1,400

練馬区施行路線

路線名	区間（起点～終点）	延長（m）
練馬区画街路1号線 （注2）	早宮三丁目～練馬二丁目	230
外環の2（交通広場） （注2）	上石神井一丁目～四丁目（5,164.41㎡）	-
補助135号線（補助230号付近） （注2）	大泉学園町四丁目～大泉学園町六丁目	461
補助135号線（補助156号付近） （注2）	東大泉一丁目～東大泉四丁目	142
補助232号 （注2）（注4）	石神井町三丁目地内	220

（注1）板橋区内延長を含む

（注2）第四次事業化計画の優先整備路線

（注3）中野区内延長を含む

（注4）再開発事業による施行延長を含む

2 その他の道路

都市計画道路の他、生活幹線道路（注4）や主要生活道路（注5）で構成する道路ネットワークの形成を進めることにより、避難拠点への避難、救援、消防等の活動を確保するなど、防災機能の向上に努めます。

（注4）生活幹線道路とは、都市計画道路を補完し、災害時には、緊急通行車両の通路や救急活動の場としての役割を果たす道路。

（注5）主要生活道路とは、生活幹線道路を補完し、防災面において日常消防活動の向上を図る道路。

3 無電柱化の推進

無電柱化は、都市防災機能の向上や快適な歩行空間の確保、良好な景観の創出に大きく寄与します。区は、平成30年3月に策定した「練馬区無電柱化推進計画」において、無電柱化に優先的に取り組む道路を選定し、無電柱化を総合的・計画的に推進しています。

4 橋梁の整備

区内の橋梁は、令和5年4月1日現在、150橋（国、都管理橋を含む。）あり、その他に立体横断施設として歩道橋が35橋あります。

これらは防災活動上必要な施設であり、河川沿いや幹線道路沿いの住民の日常生活上の利便性と災害時における避難の確保の両方を図るものです。今後も定期的な点検等で長寿命化に取り組みます。

河川改修事業に伴って架替えられた区管理橋は、石神井川に55橋、白子川に10橋あります。

第4款 都市計画公園・緑地の事業化計画【土木部】

都市公園・都市緑地は、レクリエーション、環境保全、景観機能に加え、防災機能としても非常に重要な役割を持っています。

東京都および区は、「都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月改定）（東京都・特別区・市町）」において、次の練馬区内の重点公園・緑地の優先整備区域を令和11年度までに優先的に事業を進めることとしています。

1 東京都事業「重点公園・緑地」「優先整備区域」（練馬区内）

	重点公園・緑地 名称	優先整備区域 面積（㎡）	優先整備区域 箇所
1	上板橋公園 （城北中央公園）	71,800	板橋区桜川一丁目、小茂根五丁目 練馬区氷川台一丁目、羽沢三丁目
2	練馬城址公園	220,000	練馬区春日町一丁目、向山三丁目
3	石神井公園	40,400	練馬区石神井台一・二丁目、 石神井町五丁目

2 練馬区事業「重点公園・緑地」「優先整備区域」

	重点公園・緑地 名称	優先整備区域 面積（㎡）	優先整備区域 箇所
1	小竹町公園 （やくも公園）	900	練馬区小竹町一丁目
2	三原台第二公園 （三原台ののほな公園）	1,000	練馬区三原台二丁目
3	北原公園	1,000	練馬区谷原六丁目
4	田柄二丁目公園	2,400	練馬区田柄二丁目
5	関町南二丁目公園	700	練馬区関町南二丁目
6	大泉学園町六丁目公園	3,900	練馬区大泉学園町六丁目
7	北大泉公園 （大泉町もみじやま公園）	1,500	練馬区大泉町三丁目
8	大泉学園町北公園 （大泉学園町希望が丘公園）	10,000	練馬区大泉学園町九丁目
9	練馬総合運動場公園	400	練馬区練馬二丁目
10	高松農の風景公園	6,700	練馬区高松二丁目

I 防災共通編 第3部基本的な対策
第2章災害に強い安全・安心なまちづくり

	重点公園・緑地 名 称	優先整備区域 面積 (㎡)	優先整備区域 箇 所
11	土支田二丁目農業公園	2,700	練馬区土支田二丁目
12	井頭憩いの森緑地 (井頭の森緑地)	2,500	練馬区東大泉七丁目
13	羽沢緑地 (こどもの森)	600	練馬区羽沢二丁目
14	西大泉五丁目緑地 (西大泉こさくっぱら緑地)	6,800	練馬区西大泉五丁目
15	石神井台六丁目緑地	2,300	練馬区石神井台六丁目
16	西本村の森緑地	6,200	練馬区大泉学園町二丁目
	計	49,600	

第5款 防災都市づくり推進計画【東京都都市整備局】

防災都市づくり推進計画は、東京都が、東京都震災対策条例に基づき、震災を予防し、発災時の被害拡大を防ぐため、建築物等の耐震性や耐火性の確保に加え、都市構造の改善に関する諸施策を推進することを目的として定める計画です。

本計画は、都内の市街化区域（23区28市町）を対象とし、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間の計画期間とします。また、整備プログラムの計画期間は、2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）までの5年間とします。

- (1) 基本方針 令和3年度から令和12年度までの10年間
- (2) 整備プログラム 令和3年度から令和7年度までの5年間
- (3) 主な計画内容

① 避難場所

東京都が特別区を対象に指定しています。大規模な市街地の火災による輻射熱を考慮して算定し、避難計画人口一人当たり1㎡以上を確保します。

指定された避難場所までの避難距離は約3kmを目安に避難圏域を指定します。なお、市街地火災が拡大する恐れがなく広域避難を要しない地区については、地区内残留地区に指定します。

(練馬区には、地区内残留地区はありません。)

② 延焼遮断帯

延焼遮断帯は、軸となる都市計画道路の整備と防火地域等の規

制・誘導策や都市防災不燃化促進事業等の実施による沿道の不燃化など、様々な施策を重層的に実施することで形成します。

③ 木造住宅密集地域

地区計画等による敷地面積の最低限度の設定や市街地状況に応じた防火規制等により、敷地の細分化防止や建築物の不燃化を促進する地域として設定しています。区内では20町丁目が指定されています。

東京都は、令和5年度に、防災都市づくり推進計画における木造住宅密集地域（区内20町丁目）の木造住宅に住む方を対象に、感震ブレーカー（特定機器のみを遮断するコンセント型）の配布事業を行いました。【防災都市づくり推進計画に基づく区内の木造住宅密集地域】

大泉町6丁目	石神井台8丁目
春日町2丁目	田柄1丁目
春日町4丁目	田柄2丁目
北町7丁目	田柄3丁目
北町8丁目	豊玉中1丁目
向山4丁目	西大泉6丁目
桜台2丁目	錦1丁目
桜台4丁目	貫井4丁目
下石神井6丁目	富士見台2丁目
石神井台2丁目	南大泉1丁目

第6款 液状化対策【危機管理室、都市整備部】

東日本大震災では、各地で液状化現象が発生し、家屋等に大きな被害をもたらしました。都内でも、23区東部を中心に9区において液状化現象が確認され、うち5区で建物被害が発生しました。

東京都地域防災計画により、東京都都市整備局は、「東京都建築物液状化対策検討委員会」の検討を踏まえ、「液状化による建物被害に備えるための手引」を作成しました。それとともに、平成26年5月より「東京都 建物における液状化対策ポータルサイト」が開設され、建物の所有者や設計者が自ら液状化対策に取り込むことができるように、液状化関連情報が集約されました。ポータルサイト内では、地歴図や地盤調査データなどを閲覧することができます。また、液状化による建物被害に備えていくためには、地盤や建築に関する専門的な知識が必要であることから、東京都は一般社団法人東京建築士会による「東京都液状化対策アドバイザー制度」を創設しました。こちらでは、液状化対策を検討する初期段階において必要な情報の提供やアドバイスが受けられます。

区では、このような新しい液状化関連情報などの提供に努めています。

第7款 水害対策【土木部、東京都建設局】

1 東京都豪雨対策基本方針

急激な市街化に伴い流域の保水・遊水機能が低下し、雨水の流出量が増大したため、集中豪雨等によるいわゆる都市型水害が多発しています。この都市型水害を防止するためには、河川や下水道の整備を推進するとともに、流域全体の雨水流出量を抑制する必要があります。

東京都は、近年の降雨特性や浸水被害の状況等を踏まえ、平成26年6月に「東京都豪雨対策基本方針」を改定しました。

豪雨対策の目標降雨は区部時間75mm、多摩部時間65mmとし、浸水被害の防止を目指しています。

なお、東京都は、気候変動の影響を踏まえた東京都豪雨対策基本方針の改定に向け検討を進めています。

2 河川整備

(1) 石神井川

区内の延長は約11.6kmであり、そのうち改修工事は、板橋区境から小ヶ谷戸橋上流まで完了しています。

長光寺橋から山下橋までの区間は、治水の安全性を高めるほかに、水辺環境の整備として緩傾斜護岸による整備をしています。

扇橋から本立寺橋までの事業認可を平成21年に取得しています。

扇橋から本立寺橋までの区間については、都営上石神井アパート区間の整備を進めるとともに、令和元年度から曙橋の整備に着手しています。

また、練馬区と板橋区にまたがる右岸において都立城北中央公園の地下に時間75mmの降雨に対応した調節池の整備を実施しており、平成30年度より一期工事を進めています。

(2) 白子川

区内の延長は約5.9km（都施工分）であり、そのうち改修工事は、川越街道の東埼橋まで完了しています。

洪水を一時貯留して、水害の防止と軽減を図る比丘尼橋上流調節池（昭和61年・貯留量34,400m³）、比丘尼橋下流調節池（平成13年・貯留量212,000m³）、白子川地下調節池（平成29年・貯留量212,000m³）が整備済みです。

白子川地下調節池は、石神井川からの取水・貯留も可能となっています。白子川調節池群により、下流の安全を確保し、弥生橋から御園橋までの護岸整備を行いました。

現在は、御園橋から一新橋の区間について河川予定地の指定をし、順次改修工事を進めています。

(3) 環状七号線地下広域調節池

時間75mmの降雨に対応するため、環状七号線地下調節池と白子川地下調節池を連結して調節池の機能を流域間で相互に活用する施設です。

平成28年度より妙正寺川から石神井川までのシールドトンネル工事に着手しています。

3 流域対策

区では、練馬区総合治水計画を平成2年度に策定、平成23年度に改定し、雨水浸透ますや雨水貯留施設などの雨水流出抑制施設を設置することにより、1時間当たり5mmの降雨に相当する流域対策を実施してきました。

東京都豪雨対策基本方針ならびに流域別豪雨対策計画の改定に伴い、都と連携して1時間あたり75mmの降雨に対応できるよう、令和3年3月に練馬区総合治水計画を改定しました。令和19年度を目標年次として、1時間あたり10mmの降雨に相当する流域対策に取り組んでいきます。

なお、東京都は、気候変動の影響を踏まえた豪雨対策基本方針の改定に向け検討を進めており、その結果を踏まえて練馬区総合治水計画を見直します。

第8款 下水道施設の防災対策【東京都下水道局】

1 浸水防止

東京都下水道局は、豪雨の際の浸水防止策として、下水道管きよの清掃等を行い、流下能力の確保に努めます。さらに台風その他の災害発生が予測される場合は、テレビ・ラジオによる情報収集、降雨情報システム（東京アメッシュ）の活用、雨量測定地点情報の状況把握を行い、地域に応じた的確な事前対策を実施することとしています。

また、経営計画における浸水対策の取組方針に基づく下水道施設整備に取り組む、機能向上に努めています。

第9款 災害時のエネルギーセキュリティの確保【危機管理室、環境部】

電気やガスなどのエネルギー資源は、都市の機能を支える上で不可欠なものです。災害時であっても、避難拠点や家庭、事業所等において必要とされる最小限のエネルギーが得られるよう、平常時から備えをしておくこ

とが重要です。

1 避難拠点等の電源確保

避難拠点には、当面の避難生活を支える資機材としてガソリンを燃料とした小型発電機と一定量のガソリンを配備しています。備蓄燃料が不足した場合、燃料が不要な避難拠点から不足している避難拠点に再分配します。また、同時に、協定団体や協定自治体等に燃料の供給を要請します。

この補完として、災害時にLPガスを燃料とした発電機等を調達するための協定を、令和元年に締結しました。

また、災害時には非常用電源として活用するため、電気自動車等の車両や、車両から電気を取り出す外部給電器の導入を進めており、令和5年4月1日現在、電気自動車10台、燃料電池自動車2台、外部給電器10台を導入しています。

あわせて、協定締結事業者や災害時協力登録車制度の区民ボランティアの協力を得て、電気自動車等をさらに確保する体制を強化していきます。災害時の円滑な運用に向けて、協定締結事業者との訓練や区民ボランティア向けの研修会を実施しています。

また、非常用電源として太陽光発電設備と蓄電池の整備を進めており、令和5年4月1日現在、避難拠点5か所に導入しています。

さらに、区内の災害拠点病院である順天堂練馬病院および練馬光が丘病院とは、施設のコジェネレーションを活かし、近隣の医療救護所への災害時電力供給体制（地域コジェネレーションシステム）を構築するための協定を締結しました。

2 施設の電力優先復旧

発災時、区が迅速に災害応急対策を実施するためには、災対本部が設置される区本庁舎や避難拠点となる区立小・中学校、災害時医療機関などの重要施設の電力を優先的に復旧させる必要があります。

そのため、区は、東京電力パワーグリッド株式会社荻窪支社と災害時の相互協力に関する覚書を締結しており、大規模停電時に電力復旧を優先すべき施設を同社との協議によりあらかじめ決めています。

第2節 住宅および建築物の耐震計画

区内の住宅および建築物の耐震化を促進することにより、都市の防災性を高めます。合わせて、震災から区民の生命・財産を守ります。

地震災害から建築物その他の工作物を保護し、被害の軽減を図るとともに機能を維持するため、関係機関と連絡・協調しながら、その耐震・不燃化を進めてきました。今後も防災活動の拠点となる区立施設ならびに民間建築物等の耐震性の向上と不燃化の促進を一層進め、必要に応じて建築物の所有者に対して耐震診断・改修の指導を行います。

予 防 対 策

第1款 練馬区耐震改修促進計画【都市整備部】

練馬区耐震改修促進計画の目的は、区内の住宅および建築物の耐震化を促進することにより、都市の防災性を高め、震災から区民の生命および財産を守ることです。

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づき策定し、適宜見直しを行いながら建築物の耐震化に総合的に取り組んできました。

これからも本計画に基づき、防災活動の拠点となる区立施設の耐震化を進めていきます。また、民間建築物の耐震性の確保に向けて、重点的に取り組むべき建築物を定め、耐震化を促進していきます。

第2款 区立施設の耐震性の向上【総務部、教育振興部】

昭和56年6月以降に建設された新耐震基準の建築物については、建物の用途による重要度（災害時における役割の重要度）に応じて耐震性能を高めています。

また、それ以前に旧耐震基準で建設された、区立小中学校をはじめとする区立施設については既に耐震診断を行いました。

区立小中学校については、耐震補強工事を完了し、改築が必要な学校についても、令和2年度までに工事を完了しました。

区立小中学校以外の区立施設についても診断に基づき耐震補強を行い、耐震化の法定基準は達成しています。また、不特定多数の方が利用する区立施設等については、今後の大規模改修等の際に、耐震基準を法定基準より高く設定し、更なる耐震化を進めています。

第3款 民間建築物の耐震性確保【都市整備部】

大震災の際に、家屋倒壊等による死者を低減し、延焼火災の発生を抑えるためには、建築物の耐震性を向上させることが重要です。

区では建築物の地震に対する安全性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」を策定し、耐震診断や耐震改修工事費用等の助成を実施しており、建築物倒壊による被害発生の予防に努めています。

今後は、密集住宅市街地整備促進事業実施地区や防災まちづくり推進地区において、旧耐震基準の住宅の耐震化を更に加速するとともに、新耐震基準の住宅のうち、2000年基準を満たさない木造住宅の耐震化を促進します。

また、避難や救助、救援活動の大動脈となる特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化が、一定程度進捗しました。引き続き、震災時に地域内を連絡する一般緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化についても重点的に取り組んでいきます。

※ 特定緊急輸送道路とは、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」第7条の規定に基づき、特に沿道建築物の耐震化を図る必要がある道路として指定した道路をいいます。一般緊急輸送道路とは、特定緊急輸送道路以外の緊急輸送道路です。

第5款 落下物の防止【都市整備部、土木部】

地震が発生した際、建築物の壁面で傾斜部を有する外壁が直接道路等に落下する可能性がある建築物、大規模空間を有する建築物で天井部分が落下する可能性がある建築物の所有者に対して、助言や指導を行います。

また、区では、平成27年に札幌市で発生した広告板落下事故を受けて容積率400%以上の地域を対象に建築物の外壁に設置されている広告板等の安全確認を実施しました。さらに、令和元年度には、主に容積率300%の地域を対象に独立した看板柱の安全確認を行いました。

今後は、落下や倒壊の恐れのある劣化の著しい広告板等の所有者等に助言や指導を行っていきます。

第6款 エレベーター対策【各部】

1 エレベーターの地震対策の推進

都市整備部では、1年に1回提出される「定期検査報告書（昇降機）」に基づき、エレベーターがある民間建築物名、製作会社名、保守会社名を台帳化し、エレベーター内に閉じ込められたと区に通報があった場合に備える体制を整えています。

2 エレベーターの地震対策の基本的な考え方

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 建築基準法に基づく耐震設備の設置を推進する。② 日常・定期点検の更なる確実な実施をする。③ 早期救出・復旧体制の整備を推進する。④ 適時適切な情報提供・情報共有を推進する。 |
|---|

3 エレベーター復旧ルールの徹底

災害発生時には、多くのエレベーターが停止し、ビルやマンションの機能が麻痺することが予想されています。しかし、保守要員が限定されるため、東京都では、1ビルにつき1台のエレベーターを復旧し、できるだけ多くのビルの機能の回復を図ることを原則としています。

東京都の普及・啓発活動にあわせ、区も、今後普及・啓発活動を行うことが課題となっています。

第7款 区立施設の対策【各部】

区立施設のオフィス家具類の転倒・落下・移動防止を自ら実施し、家具類転倒・落下・移動防止対策を推進していきます。

区有施設のエレベーターについては、地震発生時の安全確保と速やかな復旧を行います。災害対策業務を行ううえで必要な防災拠点となる建築物をはじめ、建築物の用途に応じて速やかな復旧が求められる建築物については、建築基準法で求められる耐震設備を有し、地震直後の利用者の安全確保、避難誘導を確実に実行し、速やかな運転復旧の体制づくりに努めます。

区有施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施します。その判定が困難な場合、また、社会公共施設の管理者から応急危険度判定の実施について支援要請があった場合は、都災対本部に判定実施の支援を要請します。

第3節 施設構造物等の災害予防計画

地震被害の軽減と防止を図るため、建築物の不燃化の促進ならびに落下物の被害の防止等施設構造物の安全化を図ります。

予 防 対 策

第1款 一般建築物の計画【消防署・厚生労働省】

1 計画方針

建造物等の位置・構造・設備等は、建築法令その他の関係法令に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に施工し、かつ維持するよう指導します。

また、消防署では既存建築物の防火管理や消防用設備等（消火設備、警報設備、避難設備、消防用水および消火活動上必要な施設をいう。）に関しては、消防関係法令に基づく消防立入検査を通じ、適法な維持管理と防火指導を行います。

2 防災施設の維持管理

- (1) 既存不適格である建築物や法令改正等に伴い遡及対象となる消防用設備等は、現行法令に適合するよう改修の指導を行います。
- (2) 建築物等は、適法に建築され、防災上の欠陥を生じないように指導します。
- (3) 消防用設備を建築・消防等関係法令に基づいて設置、維持、管理するよう指導します。

3 火気使用設備・器具等の安全指導

火災予防条例により、地震動等により作動する安全装置付石油燃焼器具の普及の徹底および火気使用器具等の固定等、各種安全対策の推進を図るとともに、各種の安全装置を含めた火気使用器具の点検、整備の指導の徹底を図ります。

4 電気設備等

火災予防条例により、変電設備や自家発電設備などの電気設備は、出火防止、延焼防止のための規制がなされているとともに、維持管理についても関係法令により点検、整備が義務付けられています。

各種電気設備の耐震化および不燃区画化を推進するとともに、出火防止等の安全対策を強化します。

5 住民指導の強化

各家庭における発災時の出火防止等の徹底を図るため、防災教育を推進するとともに、起震車や防災訓練車等の指導用資器材の整備を充実し、実践的な防災訓練を通じて区民の防火行動力の向上を図ります。さらに、各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用防災機器の普及を図ります。

【出火防止等に関する備え等の主な指導事項】

- (1) 火気器具や喫煙の管理など、日常的な出火防止対策の励行
- (2) 水の汲み置きや消火器、住宅用火災警報器等、住宅用防災機器の準備
- (3) カーテンや寝具など防災品の普及
- (4) 家具類の転倒・落下・移動防止対策の徹底
- (5) 灯油等危険物品の整理や安全管理の徹底
- (6) 防災訓練への積極的な参加
- (7) 避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカーおよびガス元栓のしや断等を行う

6 消防立入検査の実施

建築物の関係者に対し、消防用設備等の維持管理の徹底、防火対象物の定期点検報告、自主点検報告の励行等、火災等への備えや対策について指導します。

- (1) 立入検査実施
人命危険・出火危険の大きい防火対象物を重点的・計画的に検査します。
- (2) 法令違反に対する措置
立入検査の結果、消防関係法令に違反し、かつ是正されない事案については警告、命令、告発等を行い、早期是正を図ります。

7 事業所に対する防災指導

- (1) 管理について権原を有する者に対し、防火管理者の選任とともに、「防火管理に係る消防計画」を作成させ、防火管理業務が法令の規定および「防火管理に係る消防計画」に従って適正に行われるよう指揮・監督するように指導します（消防法第8条）。
- (2) 一定の条件を満たす事業所については、防災管理者の選任および所要の計画の作成など、防災管理に必要な業務を行うように指導します（消防法第36条）。
- (3) 防火管理者および防災管理者に対し、自衛消防訓練を行うように指導するとともに、訓練の指導を行います。
- (4) 建物や事業所の規模に応じた事業所防災計画を作成するとともに、什器類の転倒・落下・移動の防止対策や火気器具、危険物施設、消防

用設備等の日常的な点検整備等を行うように指導します（東京都震災対策条例第10条）。

- (5) 事業所の従業員等が一斉に帰宅することによる混乱や二次災害の発生を防止するため、一斉帰宅を抑制する教育の実施や計画の作成、事業所に従業員等が待機できる場所や所要の物資の準備を行うように指導します。
- (6) 危険物の貯蔵等に係る許可を受けていない施設で危険物を扱ったり、許可を受けていない危険物を取り扱うことが想定される場合は、実施計画書を作成するとともに、消防署に届出を行うように指導します。

〔資料編 資料30-009 参照〕

8 その他設備の維持管理指導

厚生労働省は、労働関係法令に定める諸設備のうち、地震発生時に転倒・落下等の危険性が想定される設備は、関係法令に定める構造上の基準に従い、維持管理するよう指導します。

第2款 高層建築物の計画【都市整備部、消防署】

1 計画方針

高層建築物は一般建築物より収容人員が多く、用途によっては不特定多数の者が利用することから、地震火災および風水害の発生に伴う被害の軽減や混乱を防止するため、防災上の安全性の確保、消防用設備の適切な維持管理と防火防災管理を通じた防火安全対策について、一層の推進を図ります。

2 予防計画

- (1) 主要構造部等の耐震安全性の確保

都市整備部は、新築時等に、建築基準法等に基づく適正な検査・報告を通じ、防災上の安全性を確保します。

- (2) 防火・防災管理の推進

ア 法令等に基づく防火防災管理制度の周知徹底

消防署は、管理権原者および防火・防災管理者等を核とした防火・防災管理を徹底するため、消防計画の作成指導とともに、従業員への周知、自衛消防隊の訓練・指導、防災センターの機能強化と要員教育を推進します。

イ 消防用設備の適正な設置・維持

消防署は、スプリンクラー設備等の消火設備や火災の延焼拡大を最小限に食い止める防火区画や内装材料の不燃化について、法令等

に基づく適正な設置・維持を指導します。

ウ 家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進

消防署は、長周期地震動の影響が懸念される高層建築物について、家具類の転倒・落下・移動防止対策に関する対策の重要性を周知し、対策を講じるように普及を図ります。

(3) 避難安全対策の推進

消防署は、避難施設や通路の確保とともに、利用者等の安全な避難誘導を実施するため、避難誘導員の事前指定、避難口等の明示や避難誘導指示に関する教育訓練および訓練指導者の育成を推進します。

(4) 消防活動対策の推進

消防署は、円滑な消防活動を実現するため、水利の確保、消火活動に必要な設備の設置・維持、そして、消防車両の進入路（耐用20 t）や寄り付きスペースの確保、非常用エレベーターの設置について、指導等を行うとともに、ヘリコプターの緊急離発着場・緊急救助用スペースの設置について、適宜、要望します。

第3款 危険物施設等の計画【健康部、消防署、東京都環境局、東京都保健医療局】

1 危険物施設

(1) 予防計画

消防署は、消防法令に基づく立入検査を実施し、災害予防の指導に当たるとともに危険物取扱者の資質の向上と責務を再認識させ、自主的な災害予防体制の確立を図ります。

タンクローリー、トラック等の危険物輸送車両については、立入検査を適宜実施し、他区市町村等と連携した安全対策を推進します。

また、「危険物の運搬または移送中における事故等の措置・連絡資料（イエローカード）」の車両への配備を確認し、活用の促進を図ります。

(2) 災害の防止

消防署は、危険物製造所等の施設に対し、消防法や政令、条例に基づき、耐震性が担保された設備の設置や転倒・落下・移動防止に関する指導を行うとともに、自主防災体制の整備、防災資器材の整備を促すことにより出火防止や流出防止対策の推進を図ります。

2 高圧ガス施設

東京都環境局は、「東京都高圧ガス施設安全基準」（1997年改訂）に基づき、配管類や除害設備等について安全性の強化に努めるとともに、過密化した東京の特殊性に合った、法の規制を上回るきめ細かい指導を

行っています。

消防署では、震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導します。

3 毒物・劇物保安計画

健康部は、事故の未然防止を図るため、健康部が所管する毒物・劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置および定期的防災訓練の実施等を指導しています。

また、無機シアンを使用するメッキ業者に対し毎年立入検査を行い、管理方法等の指導を行っています。

消防署は、震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成を指導します。また、都内の公私立の小中高等学校に対して、化学実験室等薬品保管場所における毒物劇物等の容器および収納戸棚等の転倒落下防止ならびに破損等の防止措置など安全対策を実施するよう指導します。

4 ラジオアイソトープ（放射性同位元素）保安計画

放射性使用施設は、国（原子力規制委員会）が、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、R I（ラジオ・アイソトープ）の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備します。また、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講じます。

また、消防署では、放射線等使用施設を有する事業所の震災時の安全性確保のため、事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導します（東京都震災対策条例第10条）。

第4款 水道施設の計画【東京都水道局】

1 計画方針

東京都水道局では、「東京水道施設整備マスタープラン」を策定しています。この計画に基づき、施設の耐震性を強化するとともに、震災時における飲料水を確保するために必要な施設を整備すること等により、地震による水道施設の被害を最小限にとどめ、都民に対する給水を可能な限り確保していきます。

2 水道システムの耐震強化等

施設の被害箇所をできるだけ軽減するための水道施設の耐震化および断水区域・断水時間の縮小を図るためのバックアップ機能の強化等を推進し

ています。

全ての水道施設の耐震化を完了させるまでには、長い年月と膨大な費用を要することから、水道システムの取水から配水までの連続性に配慮し、優先度の高い施設から耐震化を進めています。

管路については、より効果的に地域全体の断水被害を軽減するため、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の耐震継手化を重点的に進めます。

また、バックアップ機能の強化については、個別施設が停止しても可能な限り給水できるよう、導水施設の二重化、送水管のネットワーク化などに取り組んでいます。

さらに、震災等による大規模停電時においても、安定的に給水を確保できるよう、浄水場や給水所などの自家用発電設備の新設・増強を図り、電力の自立化を進めます。

3 飲料水の確保

水道施設の耐震化に加え、震災時における水の確保をより確かなものにするため、浄水場、給水所、応急給水槽等を給水拠点として位置付け、震災時の飲料水を確保し、応急給水が可能となるよう努めます。

こうした応急給水拠点については、概ね半径2キロメートルの距離内に1か所を設け、災害時に必要な飲料水を確保しています。

また、震災時の応急給水活動を迅速、的確かつ安全に実施することを目的に、給水拠点の改造を行うとともに、給水タンク、エンジンポンプ、応急給水栓等の応急給水用資器材および収納倉庫を配備するなど、給水拠点としての充実を図ります。

第5款 下水道施設の計画【東京都下水道局】

1 計画方針

東京都下水道局は、経営計画における震災対策の取組方針に基づき、下水道管の耐震化や水再生センター、ポンプ所の耐震対策、非常時の自己電源の確保などの取組を推進しています。

このなかで、下水道管とマンホールの接続部の耐震化の対象については、ターミナル駅や災害拠点病院のほかに新たに指定された避難所や防災上重要な施設を加えて対象を拡大して対策を進めます。

2 防災業務計画

地盤の状況（液状化砂層・軟弱地盤）や管路施設の経年度合によって構造的弱点か所での管きよの破損（破断・沈下）、目地ずれ、管内への

土砂流入堆積等の被害が発生すると、流下機能に影響が出てしまいます。

被害を軽減する対策として、平素からきめ細かな維持管理業務（巡視・点検・テレビカメラ調査・診断等）を行い、クラック、故障、破損、土砂堆積等機能低下の原因の発見に務め、補修・改良工事の実施など、予防管理の徹底に努めています。

3 下水道施設の活用

区との連携により、避難所等の近辺において仮設トイレが設置可能なマンホールの指定拡大を促進し、トイレ機能の確保を図ります。

第6款 電気施設の計画【東京電力パワーグリッド】

1 計画方針

地震、台風、その他非常災害時の電力設備の被害防止および復旧対策を迅速に実施し、電力供給の機能確保に努めます。

2 施設の耐震化

次の耐震設計基準に基づき設置されています。

設備名		耐震設計基準
変電設備		変電設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。
送電設備	架空電線路	電気設備の技術基準に規定されている風圧加重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。
	地中電線路	終端接続箱、給油装置については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は、「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を考慮した設計とする。
配電設備	架空電線路	電気設備の技術基準に規定されている風圧加重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。
	地中電線路	地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を考慮した設計とする。
電通設備		電力保安通信規程に基づいて耐震設計を行う。

3 防災計画

(1) 災害予防

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）ならびに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努めます。

(2) 防災訓練

災害発生を想定し、「非常災害訓練」を年1回以上実施します。

(3) 復旧用資器材等の常備・確保

非常災害に備え必要な資器材等は常備・確保します。

(4) 広報

① 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、住民に対し次の事項を中心に広報活動を行います。

ア 無断昇柱、無断工事をしないこと。

イ 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。

ウ 断線、垂下している電線には絶対にさわらないこと。

エ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、使用しないこと。

オ 漏電による事故を防ぐための漏電遮断器の取付を推進すること。

カ 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してからの使用を推奨すること。

キ 屋外に避難する時は安全器またはブレーカーを必ず切ること。

ク 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。

ケ その他事故防止のため留意すべき事項。

② 報道機関に対する広報

広報については、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNSおよびインターネット等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

③ 地方公共団体等への対応

ア 地方公共団体の災対本部から要員派遣の指示・要請があったときは、要員を派遣します。

イ 電力施設等の被害状況、復旧状況等は官公署に対し、迅速・的確に報告します。

第7款 ガス施設の計画【東京ガスグループ】

1 計画方針

ガス施設の災害および二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に取り組むとともに、次の諸政策を重点に防災対策の推進を図ります。

- (1) 防災体制の確立
- (2) 災害予防対策
- (3) 災害応急対策
- (4) 災害復旧対策

2 ガス施設の災害予防措置

(1) 施設の機能の確保

ガス施設については、耐震対策等、既存の予防措置を活用しつつ、次のとおり施設の機能の確保に努めます。

① 系統の多重化・拠点の分散

ガスの安定的な供給のため、系統の多重化、拠点分散等に努めます。

② 代替施設の整備

臨時供給のための移動式ガス設備等の整備に努めます。

(2) ガスの安定的な供給等

① ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき、所要の対策を講ずるとともに、消火設備の整備・点検・火気取締等の実施により火災防止を図ります。

② ガス供給設備

大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づき、ガス遮断装置の設置、導管防護装置、他の工事に係る導管事故防止措置等を行います。

また、需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター（マイコンメーター）または緊急遮断装置の設置を推進します。

(3) 非常用設備の整備

① 連絡・通信設備

非常時の情報連絡、指令、報告を迅速に行うとともに、ガス工作

物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の通信設備を整備します。

② コンピュータ設備

災害に備え、コンピューターシステムやデータベース等のバックアップをする体制を整備します。

③ 自家発電設備等

常用電力の停止時において、防災業務設備の機能を維持するため、必要に応じて自家発電設備等を整備します。

④ 防災中枢拠点設備

対策本部の機能を果たす施設については、通信設備の充実や代替施設の確保等の措置を講じます。

(4) ガス工作物の巡視・点検・検査等

ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するように維持します。さらに、事故未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視点検を行い、ガス事故の防止を図ります。

また、被害の発生が予測される場合には、あらかじめ定めるところにより巡回点検を行います。

3 事業継続計画の策定・発動

(1) 事業継続計画の策定

事故・災害について、必要によりあらかじめ事業継続計画を策定します。

また、策定にあたっては、関係者の生命・身体の安全および被害拡大防止を前提とした上で、最低限維持しなければならない次の業務を最優先とします。

① ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務

② ガスの供給が停止した場合には、その復旧作業に関する業務

③ 供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務

④ その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務

(2) 事業継続計画の発動

事業継続計画の発動が必要な場合は、事務局長が本部長に具申し、発動は本部長が命じます。

4 防災教育・訓練

(1) 防災教育

各部所は、ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識・関係法令・保安規程・保安業務規程等について、社員等関係者に対する教育を実施します。

(2) 防災訓練

各部所は、年1回以上、実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認します。また、地方自治体等が実施する防災訓練等に積極的に参加し、連携を強化します。

5 広報活動

(1) 日常の広報

お客様および他の工事関係会社に対し、ガスの安全知識等の普及を促進し、その理解を求めるとともに、ガス臭気が認められる場合等に、通報者等の協力を得るように広報活動を実施します。

(2) 広報資料の作成

非常事態に即応できるよう、あらかじめ広報例文等を作成・保管するとともに、ガスメーター（マイコンメーター）復帰映像データ等をあらかじめマスコミ等に配布します。

第8款 通信施設の計画【NTT東日本】

1 計画方針

通信の確保を図ることがNTT東日本の責務であることから、被害防止および応急復旧作業の迅速な実施を図るため予防対策、非常召集体制の確立、機動力の整備、工事資材の確保等万全を図ります。

あわせて、防災訓練を定期的実施します。また、行政機関の計画する防災訓練にも積極的に参画します。

2 防災計画

災害時の被害を極力軽減するため、各設備の災害対策を計画的に実施します。線路・土木設備は、都市計画および地域開発の推進にあわせ、必要により無柱化を実施するとともに、ケーブルについては光ケーブル化の推進・PE外被ケーブル（PEC化）への更改等を行うことにより水に強い設備の構築を図ります。また、交換設備については、地震による倒壊を防ぐため、耐震対策を施しています。社屋については、それぞれ耐震、防火、防水等の設備を施し、関東地震級でも倒壊しない設計としています。なお、停電時においては、自家発電装置または移動電源車等により通信を確保します。

第9款 公共交通機関の防災計画【各公共交通機関】

1 計画方針

鉄道、地下鉄および高速道路等の交通施設を震災等の災害から防護して人命の保護ならびに輸送の確保を図るために、交通施設等に被害があった場合は迅速かつ的確な復旧を図り、大量輸送機関としての機能維持に努めます。

施設の現況（練馬区内）

機関名	路線延長	駅舎
東京都交通局	3.8km	4
東日本高速道路(株)	関越道 3.2km	—
	外環道 1.5km	
西武鉄道(株)	15.6km	13
東京地下鉄(株)	4.6km	4

2 公共交通機関施設の安全化

各施設は、十分耐震性を考慮して設計されていますが老朽化による耐震性の低下を考慮して、必要に応じて改良工事を実施しています。

鉄道や地下鉄の車両は不燃化構造となっており、各車両には消火器を備え付けてあります。

3 公共交通機関防災意識の高揚

旅客、道路利用者に対し、地震に関する一般的知識と防災意識の普及徹底を図るため関係機関と緊密な連絡をとり、平素から広報を実施して、大地震発生時における旅客、道路利用者の避難誘導が円滑に行われるよう配慮します。

また、駅周辺の混乱防止対策を策定するとともに、計画に基づく訓練を促進します。

4 公共交通機関の防災訓練

機関名	内容
東京都交通局	災害時の対応能力の向上を図るため、各自の役割を踏まえた実践的な防災訓練を必要な時期に各種実施します。
東日本高速道路(株)	(1) 災害応急対策および警戒宣言に係わる地震対策の円滑な実施を図るため、これらを想定した防災訓練を実施するものとします。この場合において、関係機関

I 防災共通編 第3部基本的な対策
第2章災害に強い安全・安心なまちづくり

機 関 名	内 容
	<p>と連携を図り、必要に応じて関連委託会社および道路利用者等の協力、参加を得て行うよう努めるものとします。</p> <p>(2) 防災訓練は、図上および実動訓練とし、情報の伝達、応急対策の実施、関係機関との連絡調整等について実施するものとします。</p>
西武鉄道(株)	基本訓練は年2回以上、総合訓練は年1回以上行うとともに必要に応じ非常召集訓練をあわせて行います。
東武鉄道(株)	地震に関する知識、震災発生時の初動措置要領心構え等について、毎年春、秋の全国火災予防運動、防災の日(9月1日)等を重点に教育訓練を実施し、その徹底を期します。
東京地下鉄(株)	<p>防災対策に必要な次の訓練を年1回以上実施します。</p> <p>ア 非常召集訓練</p> <p>イ 情報連絡訓練</p> <p>ウ 旅客誘導訓練</p> <p>エ 各担当業務に必要な防災訓練</p> <p>また、関係自治体、警察署、消防署等が、実施する総合防災訓練等に積極的に参加し、地震防災に関する知識技能を修得します。</p>

第10款 文化財施設の安全対策【地域文化部】

次のとおり、文化財施設の安全対策を実施します。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> ① 文化財周辺の整備・点検 ② 防災体制の整備 ③ 防災知識の啓発 ④ 防災訓練の実施 ⑤ 防災設備の整備と点検 ⑥ 緊急時の体制整備 |
|--|

第4節 放射性物質対策

応 急 対 策

第1款 放射性物質対策【危機管理室】

東日本大震災により発生した原子力発電所の事故の経験を踏まえ、原子力発電所の事故などにより、区に放射性物質等の影響が懸念される事態が生じた場合、または影響が生じた場合の対応策を定めた「練馬区放射線危機管理ガイドライン」により対応します。

第5節 消防活動計画

地震による火災やパニック発生等の被害を防止するため、施設や体制を整備します。

予 防 対 策

第1款 計画方針【消防署、東京都環境局、東京都保健医療局、健康部】

区、消防署および消防団は、地域住民の協力による出火防止、初期消火および延焼拡大の防止等について計画します。さらに消防署では、東京消防庁全体での大規模な震災消防訓練のほか、様々な規模の消防演習や訓練の実施を通じて、発災時における対応能力の向上に努めています。

また危険物、高圧ガス関係等の貯蔵または取扱施設については立入検査を実施するとともに、これらの事業に従事する者に対し、当該物件の取扱指導、訓練等を実施することにより、被害の拡大防止を図ります。

消防署では、消防法等で届出することが規定されている物質に関して届出を指導するとともに、災害発生時に物質の流出による被害が予測される施設等の警防計画を作成し、災害発生時における被害の拡大防止を図ります。

第2款 初期消火体制の強化【消防署】

1 初期消火体制の確立

消防署では、消防用設備等の適正化、初期消火資器材の普及ならびに家庭、事業所および地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防火防災訓練により区民の防災行動力を高めて、初期消火体制の確立を図ります。

(1) 消防用設備等の適正化指導

消防法施行規則第12条第1項第9号等では、「貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等には地震による震動等に耐えるための有効な措置を講じること」と規定していることから、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、排煙設備、連結送水管について、指導を行います。

(2) 防火防災訓練での区民への指導

火災の延焼を防止するため、家庭への消火器や住宅用火災警報器等の普及を進めます。防火防災訓練等において、消火器や防災訓練車

を用いた初期消火の指導を行い、区民の初期消火行動力の向上を図ります。

全ての事業所において、事業所防災計画の作成を進め、各種訓練や指導等を通じて防災行動力の向上、自主防災体制の強化を図ります。また、事業所相互間の協力体制および区民防災組織等との連携を強めるとともに、保有資器材を活用した地域との協力体制づくりを推進します。

第3款 消防力の現況【消防署】

1 消防体制

練馬区における消防力は、東京消防庁の下に、3消防署、7消防出張所に、ポンプ車、救急車、はしご車等を配備し、災害に備えています。

消防力を、発災時においても最大限に活用できるよう、過去の主な震災における地震被害状況、活動状況を踏まえた各種の計画等を策定し、有事即応体制を強化しています。

なお、区内の消防署には、ポンプ車が23台（水積載のポンプ車は9台）、救急車13台、化学車1台、救助車2台、はしご車3台、水槽車1台、可搬ポンプ21台等が配備されています。

〔資料編 資料30-010 参照〕

2 消防団体制

(1) 練馬区における消防団は管轄地域に応じ、練馬、光が丘、石神井の3団で構成され、さらに、各消防団は、活動地域ごとに分団に分かれています。練馬消防団は8個分団、光が丘消防団は5個分団、石神井消防団は10個分団となっています。発災時、消防署隊と連携し消火活動に従事するとともに、救出・救護活動を行います。また、平常時は、地域住民に対し、技術的な訓練指導を行うなど地域防災の中核として重要な役割を担っています。

(2) 住民指導体制の充実を図り、消防団組織体制を強化するとともに、消防団活動の拠点として、分団本部施設を整備する等、発災時における消防団情報活動体制の強化を図ります。

(3) 消防団活動を強化、充実するため消防団員の入団促進や大規模災害団員などの制度を活用するとともに、可搬式ポンプ、照明器具、応急救護資器材、簡易救助器具の整備・増強を図ります。

(4) 可搬式ポンプおよび可搬式ポンプ積載車を増強し、消防団の機動力向上と迅速な出場態勢の充実を図ります。

なお、区内の消防団には、可搬ポンプ45台が配備されています。

(5) 各種資機材やマニュアル等を活用して地域特性に応じた教育訓練を実

施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図ります。

【資料編 資料30-010 参照】

第4款 消防水利整備【危機管理室、消防署】

- (1) 発災時の同時多発火災に対処するため、建築物の延焼危険度が高い地域や震災対策上重要な地域を中心に関係機関と連携して、水利確保を推進します。

- ① 民間の開発行為等の機会を活かした防火水槽の設置
- ② 公共機関が行う集合住宅の建設や民間の開発事業等に際しての防火水槽の設置
- ③ 都市基盤整備にあわせた都市河川や洪水調節池の有効活用を図る等関係機関と連携した多角的な水利の設置
- ④耐震性を有する防火水槽や巨大水利として深井戸を整備

- (2) 河川等の水源の有効活用を図ります。

- (3) その他の活用方策

雨水貯留施設や親水公園等、他用途の水源の消防水利への活用および消火栓対策として鉄管口径の増径等を要請します。

- (4) 地下貯水槽の設置

都・区間の役割分担により、区は小型防火水槽（40m³以下）を、東京都は40m³以上の防火水槽を確保することとしています。そこで、区は、40m³および5m³の地下貯水槽を設置し、消防水利を確保していません（消火用に使用しない場合は、生活用水に転用）。

現況（令和5年8月1日現在）

区 分	設置数
貯水槽（40m ³ ）	93基
貯水槽（5m ³ ）	100基

- (5) ミニ防災井戸の指定

災害時における初期消火用水および生活用水として活用を図るため、水量が豊富な区内の浅井戸のうち約500か所をミニ防災井戸に指定し、手押ポンプおよび軽可搬消火ポンプの吸水蛇口を設置しています。空白地域の浅井戸を対象に、追加指定を行い、水利を確保します。

- (6) 経年防火水槽耐震力を強化し、発災時の消防水利を確保します。

- (7) 木造住宅密集地域等の道路狭あい地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、東京都水道局と連携して、区民防災組織等が初期消火に使用する水源として活用します。

- (8) 消防水利開発補助金制度の活用による、消防水利の整備促進や宅地開発等に伴う水利の確保に努めます。

第5款 消防活動路等の確保【消防署】

発災時には、道路周辺の建物等工作物の倒壊、道路の陥没等により、消防車両等が通行不能になることが予想されます。このため、消防活動路を確保するため、次の事項の推進を図ります。

- (1) 消防活動に必要な幹線的道路の拡幅、細街路の整備、行き止まりの解消、架空電線の埋設化、コーナー部分の隅きり整備等を関係機関へ提言します。また、震災消防活動が効果的に行えるよう交通規制等について警察署と協議します。
- (2) 発災時通行可能道路のない地域について、消防活動路が確保されるよう関係機関との検討を図ります。

第6款 消防活動が困難な地域への対策【危機管理室、消防署】

防火水槽等の充足、消防隊用可搬ポンプ等の活用、消防団体制の充実等の施策を推進します。また、防災訓練車を使用した訓練の実施や、スタンドパイプの配備等により、地域の初期消火力の強化を図ります。

消防機関として、地域別延焼危険度の測定結果や発災時における焼け止まり効果等を活用するため、防災都市づくり事業等に対して意見反映を図り、消防活動困難区域の解消に向けて関係機関等との調整を行います。

第7款 地域防災体制の確立【危機管理室、消防署】

発災時には、火災や救助・救急事象が同時に多発し、また、様々な障害の発生により、円滑な消火活動ができなくなることが予想されることから、地域における防災体制を早期に確立し、火災の拡大防止を図る必要があります。

このため、消防機関、東京消防庁災害時支援ボランティア、区民防災組織および防災機関など組織間の連携を促進し、防災訓練を実施します。

第8款 危険物施設保安計画【消防署】

製造所等の管理者等に対し、大規模災害発生時における施設の緊急停止の方法や手順および実施体制等について、予防規程を定めるように指導します。また、万一の際の初期消火等の対応に係る従業員教育の実施や、消防設備等の適切な維持管理について指導します（消防法第14条の2）。

さらに、大規模な危険物施設や消火困難な危険物を取扱う対象については、警防計画を作成し、円滑な消防活動による被害の拡大防止を図ります。

第9款 高圧ガス保安計画【東京都環境局、消防署】

事故発生時の対応措置および定期的な防災訓練の実施等を指導します。

第10款 毒物・劇物保安計画【消防署、東京都保健医療局、健康部】

事故発生時の対応措置および定期的な防災訓練の実施等を指導します。

第11款 ラジオアイソトープ（放射性同位元素）保安計画【文部科学省、東京都環境局、消防署】

事故発生時の対応措置および定期的な防災訓練の実施等を指導します。

応 急 対 策

第12款 高圧ガス等の災害時の対応措置【消防署】

1 高圧ガスの災害時の対応措置

- (1) ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難の指示を行います。
- (2) 災害時の広報活動および火災警戒区域に対する規制を行います。
- (3) 関係機関との情報連絡を行うとともに、必要に応じて、応急措置命令等を実施します。
- (4) 警防計画を作成し、円滑な消防活動による災害発生時における被害の拡大防止を図ります。

2 毒物・劇物の災害時の対応措置

- (1) 有毒物等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難の指示を行います。
- (2) 災害時の広報活動および消防警戒区域等の火災の拡大や二次的災害が発生する恐れがある区域に対する規制を行います。
- (3) 関係機関との情報連絡を行うとともに、必要に応じて、応急措置命令等を実施します。
- (4) 警防計画を作成し、円滑な消防活動による災害発生時における被害の拡大防止を図ります。

3 ラジオアイソトープの災害時の対応措置

放射性物質の露出、流失による人命危険の排除を図ることを主眼とし、次の措置をとるよう取扱者を指導し、災害応急活動を行います。

- (1) 施設の破壊による放射線源の露出、流失の防止を図る緊急措置
- (2) 放射線源の露出、流失に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置
- (3) 核燃料物質等輸送車などの場合は、事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置
- (4) 警防計画を作成し、円滑な消防活動による災害発生時における被害の拡大防止措置

第13款 危険物等の応急措置による危険防止【統括部】

石油等の危険物取扱所、高圧ガス等製造所、毒物・劇物製造所、ラジオアイソトープ施設その他の危険物取扱施設において、事故時には必要に応じ、次の措置を実施します。

- (1) 住民に対する避難の指示
- (2) 住民の避難誘導
- (3) 避難所の開設、避難住民の保護
- (4) 情報提供、関係機関との連絡

第3章 分野横断的な対策

練馬区地域防災計画では、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図るため、9つの「対策の視点」を設定してきました。減災目標を達成するため、新たに、「分野横断的な対策の視点」を設定し、「災害に強く、逃げないですむまち」の整備を、より一層進めます。

【対策の流れ】

予防対策	応急対策	復旧・復興対策
安全・安心なまちづくり 都市基盤および施設系の対策 第1節 防災都市づくり計画 第2節 住宅および建築物の耐震計画 第3節 施設構造物等の災害予防計画 第4節 放射性物質対策 消防に係る対策 第5節 消防活動計画	危険物の対応措置 第5節 消防活動計画	

【対策内容体系図】

	対策内容		
	予防対策	応急対策	復旧・復興対策
第3章 分野横断的な対策			
第1節 多様な視点による災害対策の推進			
第2節 外国人支援対策			
第3節 防犯・防火体制			
第4節 防災DXの推進			

■: 多くの記載があるもの ■: 記載があるもの □: 記載がないもの

第1節 多様な視点による災害対策の推進

これまでの大災害では、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じました。

こうした観点から、国の「防災基本計画」「男女共同参画基本計画」「避難所運営ガイドライン」等において、以下の事項が定められています。

- 地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など防災に関する政策・方針決定過程と防災の現場における女性の参画を拡大する。
- 地方公共団体は、男女共同参画の視点から、男女共同参画部局が災害対応について庁内および避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時および災害時における男女共同参画担当部局および男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。
- 市町村（都道府県）は、自主防災組織の育成、強化や、防災リーダーの育成等を図るものとし、その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における運営管理に努めるものとする。
- 市町村（都道府県）は、応急仮設住宅の適切な管理運営を行うものとし、その際、女性の参画を推進し、女性の意見を反映できるよう配慮するものとする。
- 被災地の復旧・復興にあたっては、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。

内閣府男女共同参画局は、都道府県・区市町村が上記の取組を進める際のガイドラインとして「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を作成しました。

これらを踏まえ、区においても、「第5次練馬区男女共同参画計画」に掲げた内容と併せて、多様な視点による災害対策を推進します。

予 防 対 策

第1款 多様な視点による災害対策【総務部・危機管理室】

- (1) 避難拠点運営連絡会をはじめとする区民防災組織への女性の参画促進に取り組むなど、女性の意見を取り入れる（反映させる）ことを推進します。
- (2) 男女共同参画の視点に立った取組が円滑に行われるよう、平常時から女性防災リーダーの育成と、女性が防災活動に参加する重要性の啓発に努めます。また、男女共同参画センターでは、平常時から次の役割を担います。
 - ① 男女共同参画の視点を取り入れた防災情報の提供
 - ② 女性防災リーダーが活躍できる環境の整備
- (3) 女性と男性では災害から受ける影響が異なります。事前の備えや避難拠点運営、被災者支援に配慮します。
- (4) 女性、妊産婦、乳幼児、高齢者、障害者、LGBTの方などの多様な視点に配慮した避難拠点運営に取り組み、「避難拠点運営マニュアル」に反映します。
- (5) 区民防災組織が使う資器材の更新時には、誰もが扱いやすいものを取り入れるよう配慮します。
- (6) 避難生活が長期化した場合、必要となる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、女性、妊産婦、乳幼児、高齢者、障害者、LGBTの方などの多様なニーズに配慮した物資の確保に努めます。

応 急 対 策

第2款 多様なニーズに配慮した取組【災対総務部、統括部】

- (1) 避難拠点の運営の際は、不特定多数の被災者が生活するため、避難者の中には、DVやストーカー等の被害者も含まれる可能性があることから、プライバシーの保護に十分配慮します。また、食事の準備や片付けが女性に集中する等、特定の役割が一方の性別に偏ることの無いよう、「できる人が、できることをする」避難拠点運営に取り組みます。（Ⅱ防災本編 第5章 被災者・避難者対策）
- (2) 更衣室や授乳室（調乳の準備としても使用可能）、組立トイレ（各避難拠点備蓄分3基のうち1基はパネルタイプに入れ替え済み）の設置時など、女性に配慮した避難拠点運営を行います。トイレの設置については、男女だけでなくLGBTの方や障害者にも配慮します。（Ⅱ防災本編 第6章第7節 ごみ・し尿・がれきの処理）
- (3) 災害時には男女共同参画センターが次の役割を担います。

- ① 生きづらさを抱える女性などが、被災後の様々な不安や悩みを相談できるように、相談窓口を設置します。
- ② 被災後の女性の就労支援を行います。

第2節 外国人支援対策

区内の在住外国人や外国人観光客に対し、平常時の防災知識の普及・啓発や災害時における通訳ボランティアの活用、情報提供など、外国人への支援対策を推進します。

これまでの災害では、被災した外国人が災害情報を的確に受け取ることができず、情報が不足する事態が見受けられました。

令和5年10月1日現在、練馬区の外国人住民数は22,413人であり、区の総人口に占める割合は約3.0%となっています。

区は、これら区内在住外国人に対し、日頃から防災知識の普及・啓発に努めるとともに、災害時に観光客等も含めた外国人へ適切に災害情報を伝達できるよう努めています。

予 防 対 策

第1款 防災知識の普及・啓発【危機管理室、地域文化部】

区民の災害時に取るべき行動や日頃からの備えについてまとめた「防災の手引」の外国語版（英語、中国語、韓国語）を作成、配布しています。また、防災意識の普及・啓発を図るため、外国人を対象とした防災訓練や防災教室等を実施するとともに、災害時に外国人対応を連携して行えるよう、区内のインターナショナルスクールとの協力体制を構築します。

また、文化・宗教等を踏まえて自分自身が安心して食べられる食品を家庭でも備蓄するよう周知・啓発します。

第2款 外国人への情報伝達手段の検討【危機管理室、地域文化部】

日本語を十分に理解できない外国人が、日頃から区からの情報を入手できるようにするとともに、災害時に適切な避難行動を取ることができるよう、「やさしい日本語」での情報発信を行うとともに多言語化について検討します。

※ 「やさしい日本語」とは、簡易な言葉を使う、文の構造を簡単にする、漢字にふりがなをふるなど、外国人等にも分かるように配慮した日本語のことです。

第3款 通訳ボランティアの活用【地域文化部・危機管理室】

区では、外国語の堪能な区民等を「外国語通訳ボランティア」として登録し、区の窓口からの求めに応じて派遣しています。

災害時には、この外国語通訳ボランティアを避難拠点等に派遣し、外国人を言語面で支援します。

応 急 対 策

第4款 外国人への情報提供【統括部】

災害時は、携帯電話事業者の緊急速報メールを活用するとともに、避難拠点の掲示物をはじめとした各種案内について「やさしい日本語」の活用や多言語化を推進し、外国人に対して適切に情報提供を行います。

第5款 外国人災害時情報センターとの連携【災対地域文化部、統括部】

災害時に、被災した外国人への対応を行うため、東京都庁に「外国人災害時情報センター」が開設され、次の業務が実施されます。

- ・ 外国人が必要とする情報の収集・提供
- ・ 区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援
- ・ 東京都防災（語学）ボランティアの派遣

区は、発災時、外国人災害時情報センターと連携し、災害情報の収集・伝達や東京都防災（語学）ボランティアの派遣要請等を行います。

第3節 災害時における防犯・防火活動

災害時における地域の安全・安心を維持するため、平常時から防犯・防火団体や防災会等が連携して行う防犯・防火活動を推進します。

これまでの大災害の被災地では、空き巣・盗難等の犯罪が増加するとともに、人の善意に乗じた詐欺等も発生しました。

首都直下地震の発生時においても、混乱に乗じた犯罪等の発生が懸念されます。発災時において、こうした心無い犯罪が行われることは、地震の被害で厳しい状況にある被災者の心の動揺を大きくすることになりかねません。被災地における秩序の乱れや被災者の精神状況の悪化につながり、被災地の復興を遅らせる要因となる恐れがあります。

一方で、発災直後、区や警察、消防等は、区民の安全の確保と救出救護に全力を挙げて取り組むため、地域の防犯・防火活動を災害前と同様に行うことは困難な状況にあります。

地震直後の地域の安全・安心は、地域住民によって構成されたパトロール団体等が主体となって、住民自ら協力して行う防犯・防火体制を構築します。

予 防 対 策

第1款 平常時における防犯・防火活動【危機管理室】

地域の防犯・防火に関わる団体が協力関係を強めるためには、実際に顔を合わせ、情報交換などを行う必要があります。

それぞれの団体が日常どのような活動をしているか、また、どのような構成員で成り立っているかなど理解した上で、発災時などの非常時にどのように協力していくかあらかじめ決めておく必要があります。平常時に地域での防災訓練に防犯・防火組織も参加をするなど、連携を深めていく必要があります。

応 急 対 策

第2款 災害時における地域の防犯・防火体制の構築【統括部】

練馬区で防犯・防火活動を行う団体は、約260団体の「パトロール団体」をはじめ、町会・自治会、商店会、PTAなど数多くの団体があり、それぞれの団体の特性を活かして日頃から地域防犯・防火活動を行っています。

大規模災害が発生した場合は、各団体が個々に通常時の活動を継続することは困難である場合が想定されます。各防犯・防火組織が連携してそれ

それぞれの地域における防犯・防火活動を支えあい、地域で防犯・防火活動を行う団体が連携して活動できる体制づくりを進めています。

なお、地域による防犯・防火活動は、「応急対策期」後から「復旧期」以降を想定しています。

第4節 防災DXの推進

発災時に限られた人的・物的資源で効率的に災害対策を迅速に進めるため、防災分野におけるDXを推進します。

1 防災DXの活用

区は、災害時に、的確に災害応急対策を実施するため、迅速に被災情報等を集約し、庁内各部および防災機関と共有する、災害情報システムを導入しています。

また、発災時に限られた人的・物的資源で効率的に災害対策を迅速に進めるため、被災者生活再建支援システムや避難行動要支援者管理システムを導入しています。

今後、避難所運営や、避難所における情報通信、り災証明書の交付などの場面における、防災DXの活用について、国や他の自治体の動向を注視しながら検討していきます。